



花開く活力、広がる笑顔、政令市新潟



平成27年度版

障がい者(児) 福祉のしおり

Fukushi no shiori

新 潟 市

「障がい」の表記について

新潟市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや当事者への配慮から、原則的にひらがなで表記することになりました。「障がい」の表記は、本来法律に基づき漢字表記をしなければならないものもありますが、この冊子ではひらがなで「障がい」と表記しました。ただし、固有名詞などは漢字で表記しています。

1 障がい者手帳について 6

- (1) 身体障がい者手帳..... 6
- (2) 療育手帳..... 6
- (3) 精神障がい者保健福祉手帳..... 6
- (4) 新潟市で発行する障がい者手帳の統一について... 7

2 手当と年金等 8

- (1) 心身障がい者扶養共済制度..... 8
- (2) 障がい年金..... 9
- (3) その他の手当・給付金・見舞金.....12

3 医療14

- (1) 重度障がい者医療費助成（マル障）.....14
- (2) 老人医療費助成制度.....15
- (3) ひとり親医療費助成制度.....15
- (4) 自立支援医療（育成医療・更生医療）の給付...16
- (5) 車いす身体障がい者健康診査.....16
- (6) 自立支援医療（精神通院医療）の給付.....17
- (7) 精神障がい者入院医療費助成.....17

4 交通機関等の割引及び助成18

- (1) JR運賃の割引18
- (2) バス料金の割引.....18
- (3) 有料道路通行料金の割引制度.....19
- (4) 航空料金の割引.....19
- (5) 船運賃の割引.....19
- (6) タクシー運賃料金1割引.....20
- (7) 福祉タクシー利用助成.....20
- (8) リフト付タクシー利用券助成.....20
- (9) 心身障がい者自動車燃料費助成.....21
- (10) 人工透析通院交通費助成.....22
- (11) 通所施設等通所費助成.....22

5 税金等の減免24

- (1) 自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免...24
- (2) 所得税・住民税の控除.....25
- (3) 国民健康保険料・NHK受信料の減免26
- (4) 各種施設利用の割引.....26
- (5) 携帯電話の基本使用料などの割引.....26

6 暮らし28

- (1) 補装具費の支給.....28

- (2) 重度障がい者(児)日常生活用具の給付.....29
- (3) 紙おむつ券の支給.....32
- (4) 福祉電話等の貸与.....32
- (5) 身体障がい者あんしん連絡システム.....33
- (6) 訪問入浴サービス.....33
- (7) 自動車運転免許取得費助成.....33
- (8) 身体障がい者用自動車改造費助成.....34
- (9) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業.....34
- (10) 手話奉仕員及び要約筆記奉仕員派遣
（コミュニケーション支援）.....35
- (11) 市営住宅への入居.....35
- (12) 障がい者住宅整備資金融資制度.....35
- (13) 住宅リフォーム助成.....36
- (14) 補助犬の給付.....38
- (15) 障がい者基幹相談支援センター.....38
- (16) 地域で暮らす障がい者をささえる体制づくり事業...38
- (17) 成年後見制度利用支援事業.....39
- (18) 障がい者福祉センター事業.....39
- (19) 市報にいがた、区役所だより、市議会だよりの配達...39
- (20) 音声版・点字版の市発行物一覧40
- (21) 在宅障がい者等図書サービス.....40
- (22) 障がい者スポーツ全国大会
参加激励金支給事業.....40
- (23) 駐車禁止除外標章制度.....41
- (24) 新潟県おもいやり駐車場制度.....41
- (25) 災害時要援護者名簿への登録.....42
- (26) 聴覚障がい者・言語障がい者の110番通報、119番通報...42

7 障がい福祉サービス等の利用について43

- (1) 障がい福祉サービス等の対象者.....43
- (2) 介護保険との適用関係.....44
- (3) 障がい福祉サービス等のしくみ.....45
- (4) 障がい福祉サービス等の内容.....46
- (5) サービスと対象障がい・障がい支援区分の対応表.....49
- (6) サービス利用までのながれ.....51
- (7) 受給者証・利用証について53
- (8) 利用者負担について.....57
- (9) 不服申し立て（審査請求）59

8 事業所・施設について60**9 その他相談等窓口**92

- ・新潟市発達障がい支援センター^{ジョイン} JOIN92
- ・新潟市障がい者ITサポートセンター92

- ・障がい者(児)の歯科診療・相談……………92
- ・新潟市障がい者就業支援センターこあサポート ……93
- ・新潟市障がい者虐待防止センター……………93
- ・新潟市成年後見支援センター……………93
- ・身体障がい者・知的障がい者相談員名簿……………94
- ・教育関係相談機関等……………96
- ・その他の相談窓口……………97
- ・区社会福祉協議会……………98
- ・総合福祉会館各コーナー……………98
- ・税務署……………99
- ・その他の関係機関……………99
- ・障がい福祉課……………99

10 資料編 …………… 100

- ・身体障がい者障がい程度等級表解説…………… 100
- ・障がい者総合支援法の対象疾患一覧…………… 102
- ・福祉タクシー利用助成契約事業者一覧…………… 103
- ・大型（中型含む）・小型リフト付等タクシー
契約事業者一覧…………… 106
- ・平成27年度 所得制限限度額表…………… 109
- ・様式のダウンロード方法…………… 110
- ・障がい者に関する各種マークの紹介…………… 112

【お問い合わせは、お住まいの区へ】

お住まい	区役所	電話番号	出張所	電話番号	地域保険福祉センター	電話番号
北区の方	北区健康福祉課 障がい福祉係	電話 025-387-1305 FAX 025-387-1020	北出張所	025-387-1705	北地域 保健福祉 センター	025-387-1781
東区の方	東区健康福祉課 障がい福祉係	電話 025-250-2310 FAX 025-273-0177	石山 出張所	025-250-2820	石山地域 保健福祉 センター	025-250-2901
中央区の方	中央区健康福祉課 障がい福祉係	電話 025-223-7207 FAX 025-223-7151	東出張所	025-241-4111	東地域 保健福祉 センター	025-243-5312
			南出張所	025-283-0406	南地域 保健福祉 センター	025-285-2373
			—	—	中央地域 保健福祉 センター	025-266-5172
江南区の方	江南区健康福祉課 障がい福祉係	電話 025-382-4396 FAX 025-381-1203	横越 出張所	025-385-2111	横越地域 保健福祉 センター	025-385-2111
秋葉区の方	秋葉区健康福祉課 障がい福祉係	電話 0250-25-5682 FAX 0250-22-8250	小須戸 出張所	0250-25-5720	小須戸地域 保健福祉 センター	0250-25-5731
南区の方	南区健康福祉課 障がい福祉係	電話 025-372-6304 FAX 025-372-4033	味方 出張所	025-372-6805	味方地域 保健福祉 センター	025-372-6820
			月潟 出張所	025-372-6905	月潟地域 保健福祉 センター	025-372-6920
西区の方	西区健康福祉課 障がい福祉係	電話 025-264-7310 FAX 025-269-1670	黒埼 出張所	025-377-3101	黒埼地域 保健福祉 センター	025-264-7474
			西出張所	025-262-3111	西地域 保健福祉 センター	025-262-3405
西蒲区の方	西蒲区健康福祉課 障がい福祉係	電話 0256-72-8358 FAX 0256-72-3133	岩室 出張所	0256-82-4111	岩室地域 保健福祉 センター	0256-82-4111
			西川 出張所	0256-88-3111	西川地域 保健福祉 センター	0256-88-3111
			潟東 出張所	0256-86-3111	潟東地域 保健福祉 センター	0256-86-3111
			中之口 出張所	025-375-2712	中之口地域 保健福祉 センター	025-375-2712
			—	—	巻地域 保健福祉 センター	0256-72-7100

※お問い合わせ可能時間は、平日午前8:30から午後5:30までです。

各区役所の位置図については裏表紙に記載してあります。

福祉制度一覧表

		手当と年金等						医 療						交通機関等の割引及び助成										(う)								
		心身障がい者扶養共済	特別児童扶養手当	特別障がい者手当	障がい児福祉手当	新潟市重度心身障がい者福祉手当	新潟市在宅重度重複障がい者介護見舞金	障がい年金	特別障がい給付金	重度障がい者医療費助成	後期高齢者医療制度による医療費助成	入院時食事療養費助成	自立支援医療 (更生医療)	医療 (精神通院医療)	車いす身体障がい者健康診査	精神障がい者入院医療費助成	JR運賃の割引	バス料金の割引	航空料金の割引	船運賃の割引	タクシー料金1割引	福祉タクシー利用助成	自動車燃料費助成	リフト付タクシー利用助成	人工透析通院費助成	通所施設等通所費助成	有料道路通行料金の割引					
該当ページ		8	12	12	12	12	9	12	14	14	15	16	16	17	16	17	18	18	19	19	20	20	21	20	22	22	19					
身 体 障 が い 者 手 帳	視 覚 障 が い	1	○	△	在宅で身体障がい者手帳1級または2級程度の障がいがある方・それと同程度の障がいのある方	○	療養手帳Aの交付を受け、かつ次の障がい等級に該当する程度の障がいになった方 <small>①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入者であった被用者年金の加入者の配偶者であった 当時、任意加入してなかった期間内に初診日がある傷病により、現在、障がい基礎年金1級・2級相当の障がいの状態に該当する方(65歳までに該当した方)</small>	○	減額認定(市民税非課税世帯)を受けている方で身体障がい者手帳1級から3級・療育手帳Aの方	○	車 い す 常 用 者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
		2	○	△		○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		3	○	△																												
		4		△																												
		5																														
		6																														
	聴 覚 及 び 平 衡 機 能	2	○	△		△		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		3	○	△																												
		4		△																												
		5																														
		6																														
		音 声 言 語 そ しゃ く	3	○		△																										
	4			△																												
	肢 体 不 自 由	1	○	△		△		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		2	○	△		△		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		3	○	△																												
		4		△																												
		5																														
		6																														
	内 部	1	○	△		△		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	
		2	○	△		△		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○		
		3	○	△																									△	○		
		4		△																									△	○		
	療 育 手 帳	A	○	○		△		○																								
B		○	△																													
精 神 障 が い 者 保 健 福 祉 手 帳	1	○	△	△											○	○	○	○	△													
	2	○	△												○	○	○	○	△													
	3	△															○		△													
難病患者等						△	△	△																								
介護保険と共通するサービス																																
障がい福祉サービス																																
年齢制限等 主な条件		保護者 65歳 未満	20歳 未満	20歳 以上	20歳 未満	併給 制限 あり	20歳 以上	併給 制限 あり	65歳 以上		18歳 以上	18歳 未満	18歳 以上				12歳 以上				併給制限 あり					本人 運転						
所得要件等		有	有	有	有	有	有	有	有		有	有	有		有																	

*○は該当、△は一部該当。○、△の場合でも、年齢・所得・程度等により該当しない場合がありますので、詳しくは担当窓口にご確認ください。
*介護保険が適用される方が、☒マークの制度をご利用になる場合は、該当ページ及び44ページをご参照ください。

*☒マークのサービスについては、障がい福祉サービスです。

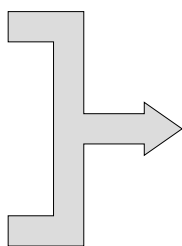
(注) 精神疾患(認知症、てんかんなども含む)で通院している方。ただし、病名または状態像により該当しない場合もあります。

障がい者手帳について

身体障がい者手帳

療育手帳
(知的障がい者)

精神障がい者
保健福祉手帳



所持している方は、法律によって、障がい福祉サービスや援助を受けることができます。

(1) 身体障がい者手帳

- ア. 窓口……各区役所健康福祉課障がい福祉係・各出張所障がい福祉担当係
イ. お持ちいただくもの

新規申請のとき	<ul style="list-style-type: none"> ●指定医師の診断書 ⇒指定医師については障がい福祉課または担当窓口にお問い合わせください。 ●顔写真2枚(タテ4cm×ヨコ3cm) ⇒サングラス不可。脱帽したもので1年以内に撮ったものに限りま。 ●印鑑
障がいの程度が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> ●指定医師の診断書 ●手帳
違う障がいがあったとき	<ul style="list-style-type: none"> ●顔写真1枚 ●印鑑
手帳をなくしたとき	<ul style="list-style-type: none"> ●顔写真1枚 ●印鑑
手帳が破れたり、汚れたりしたとき・写真を交換したいとき	<ul style="list-style-type: none"> ●手帳 ●顔写真1枚 ●印鑑
住所・氏名が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> ●手帳 ●印鑑
本人が亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> ●手帳 ●印鑑

※窓口にて申請(届出)書を記入していただきます。

(2) 療育手帳

- ア. 窓口……各区役所健康福祉課障がい福祉係・各出張所障がい福祉担当係
イ. お持ちいただくもの

新規申請のとき	<ul style="list-style-type: none"> ●顔写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm) ⇒サングラス不可。脱帽したもので1年以内に撮ったものに限りま。 ●印鑑
住所・氏名・保護者が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> ●手帳 ●印鑑
手帳をなくしたとき	<ul style="list-style-type: none"> ●顔写真1枚 ●印鑑
手帳が破れたり、汚れたりしたとき・写真を交換したいとき	<ul style="list-style-type: none"> ●手帳 ●顔写真1枚 ●印鑑
本人が亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> ●手帳

※窓口にて申請(届出)書を記入していただきます。

※新規申請の場合、後日手帳交付のための判定を受けていただくことになります。

判定所……18歳以上 新潟市知的障がい者更生相談所 電話 025-230-7789
18歳未満 新潟市児童相談所 電話 025-230-7777

(3) 精神障がい者保健福祉手帳

- ア. 窓口……各区役所健康福祉課障がい福祉係・各地域保健福祉センター
イ. お持ちいただくもの

新規申請のとき	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい年金証書の写し、または診断書(精神障がい者保健福祉手帳用) ⇒サングラス不可。脱帽したもので1年以内に撮ったものに限りま。 ●印鑑 ●顔写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)
手帳をなくしたとき	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑 ●顔写真1枚
手帳が破れたり、汚れたりしたとき	<ul style="list-style-type: none"> ●手帳 ●印鑑 ●顔写真1枚
住所・氏名が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> ●手帳 ●印鑑

※窓口にて申請(届出)書を記入していただきます。

(4) 新潟市で発行する障がい者手帳の統一について

平成27年4月1日より、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のカバー・台紙の色を、身体障がい者手帳の色、サイズに統一しました。

1. 変更内容

手帳種類		旧手帳の仕様	平成27年4月以降
身体障がい者手帳	手帳カバー	青色	変更なし
	手帳台紙	桜色（薄いピンク） 縦10.5cm×横7.5cm	色、サイズともに変更なし
療育手帳	手帳カバー	緑色	青色
	手帳台紙	黄緑色 縦10.5cm×横7.5cm	桜色（薄いピンク） サイズ変更なし
精神障がい者保健福祉手帳	手帳カバー	水色	青色
	手帳台紙	薄い灰色 縦10.0cm×横6.7cm	桜色（薄いピンク） 縦10.5cm×横7.5cm

2. 標記について（カバーの窓から見える標記）

- ・身体障がい者手帳 . . . 「身体障害者手帳」
- ・療育手帳 . . . 「療育手帳」
- ・精神障がい者保健福祉手帳 . . . 「障がい者手帳」

※手帳の記載内容については今までと変更ありません。

3. 切替方法

新規交付，更新，再交付時に切り替えます。

また，手帳切り替え希望の方は窓口で切り替え手続きも可能です。

4. 実施時期

平成27年4月1日付けで交付された手帳から新しい手帳になります。

新しい手帳に切り替えるまでは，現在所持する手帳はそのまま利用できます。

(1) 心身障がい者扶養共済制度

心身障がい者の保護者が、一定期間、掛金を拠出することによって、保護者が死亡または重度障がいの状態となったときに、のこされた心身障がい者に終身年金を支給して、その生活の安定を図ることを目的とした制度です。

窓 口	各区役所健康福祉課障がい福祉係		
加入資格	(1) 知的障がい者 (2) 身体障がい者手帳1～3級所有者 (3) 精神障がい者保健福祉手帳1・2級所有者 (4) 上記(1)～(3)と同程度の障がいと認められる者		の保護者で、4月1日時点の年齢が65歳未満の方。
	※加入に当たっては保険会社による保護者(加入者)の審査があります。		
掛金額	保護者の4月1日現在の年齢	掛金額(2口まで加入できます)	
	35歳未満	月 額	9,300円
	35歳以上40歳未満		11,400円
	40歳以上45歳未満		14,300円
	45歳以上50歳未満		17,300円
	50歳以上55歳未満		18,800円
	55歳以上60歳未満		20,700円
	60歳以上65歳未満		23,300円
	※掛金月額は加入時または付加時の年齢で決定されます。		
	※掛金月額は制度改正に伴って改訂されることがあります。		
掛金の減免と助成		減 免	
	生活保護世帯等	全 額 減 免	
	市民税非課税世帯	100分の75減免	
	市民税均等割世帯	100分の65減免	
	※1口目の掛金が減免されます。		
掛金の免除	4月1日時点で65歳に達していて、かつ20年以上継続して加入した方は、その後初めて迎える加入月の前月分までの掛金を支払うと、その後の掛け金が免除されます。		
年金の支給	保護者が死亡・重度障がいの状態になったとき 月20,000円(2口加入者40,000円)		
弔慰金の支給 (心身障がい者の死亡時)	加入期間	平成20年3月31日以前に加入された方	平成20年4月1日以降に加入された方
	1年以上 5年未満	30,000円	50,000円
	5年以上20年未満	75,000円	125,000円
	20年以上	150,000円	250,000円
	(2口加入者はそれぞれの加入期間に応じた金額の合算額となります。)		
脱退一時金	加入期間	平成20年3月31日以前に加入された方	平成20年4月1日以降に加入された方
	5年以上10年未満	45,000円	75,000円
	10年以上20年未満	75,000円	125,000円
	20年以上	150,000円	250,000円
	(2口加入者はそれぞれの加入期間に応じた金額の合算額となります。)		

(2) 障がい年金

法令で定める年金の障がい等級に該当する障がいの状態になった場合は、障がい年金が支給されます。

初診日（障がいの原因となった病気やケガで、初めて医師の診療を受けた日）の年齢、加入していた年金の種類によって、支給される年金が異なります。

※障がい者手帳の障がい等級と国民年金・厚生年金の障がい等級では、判断基準が異なるため、手帳の交付を受けていても障がい年金の障がい程度には該当しないことがあります。

●障がい基礎年金（国民年金）

国民年金（1号）加入中、または20歳前（年金加入前）や60歳以上65歳未満に病気やケガで、法令で定める障がいの状態になったときに障がい基礎年金が支給されます。

対 象	<p>次のいずれかに該当する方です。</p> <p>①国民年金に加入中の病気やケガで、一定の障がい状態になった方。 （保険料の納付要件があります。）</p> <p>②20歳前に病気やケガで、一定の障がい状態になった方。 （本人の所得制限があります。）</p> <p>③日本国内に住んでいた60歳以上65歳未満の期間に病気やケガで、一定の障がい状態になった方。（老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除く）（保険料の納付要件があります。）</p> <p>※保険料の納付要件や手続き等、詳しくはお問い合わせください。</p>
支 給 額	<p>平成27年度年金額（年額）</p> <p>1級：975,100円（月額81,258円）</p> <p>2級：780,100円（月額65,008円）</p> <p>なお、受給権者に生計を維持されている18歳未満（障がい者は20歳未満）の子がいる場合、子の人数に応じて加算額があります。</p> <p><子の加算>（年額）</p> <p>第1子と第2子 各 224,500円</p> <p>第3子以降 各 74,800円</p> <p>※これまでは障がい年金の子の加算と配偶者への児童扶養手当は、どちらか高いほうを受けることになっていましたが、平成26年12月1日から、まず障がい年金の子の加算を受け、児童扶養手当が子の加算の額よりも高いときに、その差額分を受けることとなりました。</p>
申請に必要なもの	<p>●障がい基礎年金裁定請求書 ●年金手帳 ●印鑑（認め印で可）</p> <p>●所定の診断書</p> <p>●本人名義の普通預金通帳または郵便貯金通帳またはキャッシュカード</p> <p>●病歴・就労状況等申立書 ●身体障がい者手帳、療育手帳（交付されている場合）</p> <p>その他、必要な書類もあります。</p>
窓 口	<p>北区区民生活課給付係 電話025-387-1275</p> <p>東区区民生活課給付係 電話025-250-2265</p> <p>中央区区民生活課給付係 電話025-223-7149</p> <p>江南区区民生活課給付係 電話025-382-4235</p> <p>秋葉区区民生活課給付係 電話0250-25-5676</p> <p>南区区民生活課保険年金係 電話025-372-6135</p> <p>西区区民生活課給付係 電話025-264-7243</p> <p>西蒲区区民生活課給付係 電話0256-72-8336</p> <p>日本年金機構 新潟東年金事務所お客様相談室 電話025-283-1013</p> <p>日本年金機構 新潟西年金事務所お客様相談室 電話025-225-3008</p>
備 考	<p>●20歳前の傷病による障がい基礎年金には、受給権者の所得による制限があります。</p> <p>●保険料の滞納があると受給できない場合があります。</p>

● 障がい厚生年金・障がい手当金（厚生年金）

厚生年金加入中の病気やケガで法令で定める障がいの状態になったときに障がい厚生年金が支給されます。また、障がい厚生年金を受けるよりも軽い障がいが残った時は、障がい手当金が支給されます。

対 象	<p>(1) 障がい厚生年金 厚生年金に加入中の病気やケガで、一定の障がい状態になった方 (保険料の納付要件があります。)</p> <p>(2) 障がい手当金 厚生年金加入中の病気やケガが初診日から5年以内に治り、障がい厚生年金に該当する障がいよりやや軽い程度の障がいが残った方 (保険料の納付要件があります) ※手続き等、詳しくはお問い合わせください。</p>
支 給 額	障がいの程度及び標準報酬月額や厚生年金加入月数により年金額・手当額は異なります。
申請に必要なもの	年金事務所へお問い合わせください。
窓 口	<p>日本年金機構 新潟東年金事務所お客様相談室 電話025-283-1013</p> <p>日本年金機構 新潟西年金事務所お客様相談室 電話025-225-3008</p>

● 障がい共済年金・障がい一時金（共済年金）

共済年金加入中の病気やケガで法令で定める障がい状態になったときに障がい共済年金が支給されます。また、障がい共済年金を受けるよりも軽い障がいが残ったときは障がい一時金が支給されます。手続き等、くわしくは加入共済組合にお問い合わせください。



(3) その他の手当・給付金・見舞金

区 分	該 当 す る 方	支 給 額				
特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ○心身に重度または中度の障がい（身体、知的、精神）のある20歳未満の児童を養育している保護者 ○対象児童の目安としては（個別等級で） <ul style="list-style-type: none"> ・1級障がい（身障手帳1, 2級の一部 療育手帳「A」） ・2級障がい（身障手帳3, 4級の一部） 療育手帳「B」の一部 ○上記と同程度以上の状態にある方（精神障がい等） <small>詳しくは窓口へお問い合わせください。</small> 	1 級 月 額 51,100円 2 級 月 額 34,030円				
児童扶養手当	児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで の間にある児童、重度の障がいのある児童につい ては20歳未満）が父または母と生計を同じくして いないとき、または父または母が重度の障がいの とき、その児童を養育している方に支給されます。	児童1人の場合、所得により 42,000円～9,910円 2人目 5,000円 3人目から 3,000円 加算されます。 受給状況によって手当額が 2分の1になる場合があります。				
障がい児福祉手当	20歳未満の方で心身に重度の障がいのある方。目安として、 <ul style="list-style-type: none"> ○身体障がい者手帳1級の一部と2級の一部の方 ○療育手帳「A」の一部の方 ○上記と同程度以上の状態にある方（精神障がい等） <small>詳しくは窓口へお問い合わせください。</small> 	月 額 14,480円				
特別障がい者手当	20歳以上の在宅の方で日常生活において特別の介護を 必要とする方。目安として、 <ul style="list-style-type: none"> ○身体障がい者手帳1, 2級程度の障がいが二つ以上ある方 の一部 ○上記と同程度以上の状態にある方（知的・精神障がい等） <small>詳しくは窓口へお問い合わせください。</small> 	月 額 26,620円				
新潟市重度心身障がい者福祉手当	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障がい者手帳1級と2級の方 ○療育手帳「A」の方 	月 額 2,000円				
特別障がい給付金	①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被 用者年金（厚生年金、共済組合等）の加入者の配偶者であ って、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があ る傷病により、現在、障がい基礎年金1級、2級相当の 障がい状態に該当する方。 ただし、65歳までに該当された方に限られます。	1級 月額 49,500円 2級 月額 39,600円 他の年金額が給付額より低 い場合は差額が支給されま す。				
新潟市在宅重度重複障がい者介護見舞金	次の全てに該当する障がい者（児）を在宅で常時介護する保護者 <ul style="list-style-type: none"> ① 療育手帳「A」の交付を受けている方 ② 身体障がい者手帳を受けている方で、次の障がい区 分ごとの障がいが重複している方 	月 額 20,000円				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">視覚障がい 1級・2級</td> <td style="width: 25%;">聴覚障がい 2 級</td> <td style="width: 25%;">肢体不自由 1級・2級</td> <td style="width: 25%;">内部障がい 1 級</td> </tr> </table>	視覚障がい 1級・2級	聴覚障がい 2 級	肢体不自由 1級・2級	内部障がい 1 級	
視覚障がい 1級・2級	聴覚障がい 2 級	肢体不自由 1級・2級	内部障がい 1 級			

(注) 詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

支給月	窓 口	申請に必要なもの	備 考
4 ・ 8 ・ 11	各区役所 健康福祉課 障がい福祉係 各出張所 障がい福祉担当係	※特別児童扶養手当認定請求書 ※所定の診断書（概ね3か月以内に作成されたもの）（一部省略可） ○戸籍謄本（概ね1か月以内に発行されたもの） ○身体障がい者手帳または療育手帳 ○特別児童扶養手当振込先口座申出書 ○印 鑑	○所得制限があります。（P.109参照） ○対象児童が、児童福祉施設（通園施設を除く）などに入所しているときは手当を受給できません。 ○対象児童が障がい年金等を受給している場合は受給できません。 ○必要に応じて各種申立書を添付していただきます。
4 ・ 8 ・ 12	各区役所 健康福祉課 児童福祉係 各出張所 児童福祉担当係	※児童扶養手当認定請求書 ※所定の診断書（概ね1か月以内に作成されたもの）（一部省略可） ○戸籍謄本（概ね1か月以内に発行されたもの） ○身体障がい者手帳 ○年金手帳または証書 ○請求者の銀行の通帳 ○印鑑等	○所得制限があります。 ○対象児童が、児童福祉施設（通園施設を除く）などに入所しているときは手当を受給できません。 ○必要に応じて各種申立書を添付していただきます。
2 ・ 5 ・ 8 ・ 11	各区役所 健康福祉課 障がい福祉係 各出張所 障がい福祉担当係	※所定の認定請求書 ※所定の所得状況届 ※所定の診断書（概ね3か月以内に作成されたもの）（一部省略可） ○身体障がい者手帳または療育手帳 ○本人名義の銀行の通帳 ○印 鑑 上記の他に、 ・特別障がい者手当の場合 ○年金証書 ○受給資格者が前年中に受給した年金額を明らかにすることができる書類 （1～6月申請時は前々年）	○障がい年金等を受給している方は受給できません。 ○所得制限があります。（P.109参照） ○施設入所者は受給できません。
		○所得制限があります。（P.109参照） ○施設入所者は受給できません。 ○病院に3ヵ月を超えて入院している方は受給できません。	
偶 数 月	各区役所 区民生活課 給付係	※特別障がい給付金請求書 ※所定の診断書 ※病歴状況申立書 ※受診状況等証明書 ※特別障がい給付金所得状況届 ○年金手帳 ○本人名義の通帳等 ○印 鑑 ○住民票または戸籍 その他、必要な書類もあります。	○請求のあった月の翌月分から支給されます。 ○受給権者の所得による制限があります。 ○障がい年金を受給している方は対象となりません。
7 ・ 11 ・ 3	各区役所 健康福祉課 障がい福祉係	※所定の支給申請書 ※所定の所得状況届 ○療育手帳 ○身体障がい者手帳 ○申請者の銀行の通帳 ○印 鑑	○所得制限があります。（P.109参照） ○対象の障がい者が施設等へ入所したときは、受給資格がなくなります。

※印の用紙は窓口に着用紙に備え付けてあります。

(1) 重度障がい者医療費助成（マル障）

重度障がい者の福祉の向上を図るため、医療費の一部を助成します。

● 助成対象者

対象者	所得制限						
身体障がい者手帳1～3級 療育手帳A 精神障がい者保健福祉手帳1級	○所得制限があります。（P.109参照） 受給者、配偶者または扶養義務者の前年の所得が対象となります。 ・扶養親族等がない場合の目安						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者</td> <td>3,604,000</td> </tr> <tr> <td>配偶者、扶養義務者</td> <td>6,287,000</td> </tr> </tbody> </table>		所得額（円）	受給者	3,604,000	配偶者、扶養義務者	6,287,000
		所得額（円）					
	受給者	3,604,000					
配偶者、扶養義務者	6,287,000						
※所得制限は扶養親族等の人数や社会保険料の控除額により変わります。詳しくはお問い合わせください。							

65歳以上75歳未満の後期高齢者医療制度助成対象者は、ご本人の選択により後期高齢者医療制度に加入することができます。（後期高齢者医療制度は、身体障がい者手帳4級の一部と精神障がい者保健福祉手帳1～2級も含まれます。ただし、重度障がい者医療費は対象外となります。）詳しくは各区分区民生活課へお問い合わせください。

● 申請方法

- ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳
- ・印鑑
- ・所得証明（市外からの転入者）

お持ちの手帳により手続きができる申請窓口が異なります。ご注意ください。

○…申請できる窓口 ×…申請できない窓口

お持ちの手帳	各区役所 健康福祉課 障がい福祉係	各区出張所 障がい福祉 担当	各区 地域保健福祉 センター
身体障がい者手帳1級～3級	○	○	×
療育手帳A	○	○	×
精神障がい者保健福祉手帳1級	○	×	○

● 利用方法等

医療費助成は申請した月の翌月1日からとなります。

申請日の月末に受給者証を郵送します。

- ・受診時に医療機関、調剤薬局の窓口へ提出するもの

※県外の医療機関で受診した場合、償還払いとなります。

詳しくはお問い合わせください。

- ・受給者証（青色）
- ・健康保険証

● 受給者証を紛失した場合は、速やかに申請窓口にお届けください。

窓口へ提出するもの

- ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳

各区役所 健康福祉課障がい福祉係
各出張所 障がい福祉担当係

●医療費助成の内容

重度障がい者医療（マル障）は保険適用された自己負担分のうち、受給者から一部を負担していただき、残りを重度障がい者医療（マル障）で助成します。

・一部負担金

受給者に負担していただく一部負担金	
外来の場合	1 医療機関で月 4 日まで 1 日 530 円（5 日目以降 0 円）
入院の場合	1 日 1,200 円（食費は別負担）
薬局での薬剤	0 円
訪問看護	1 日 250 円
治療用装具	0 円（いったん全額をお支払いいただいた後にお返しする償還払いとなります。） （健康保険と重度障がい者医療の両方に償還払いの手続きが必要です。）

※介護保険制度でご利用のサービス（訪問介護，療養型病床群への入院）は助成対象外です。

※外来の場合，医科と歯科は 1 医療機関でも別扱いとなります。

※入院時の個室代金や病衣代金，予防接種など医療保険対象とならない費用は助成の対象となりません

・入院時食事療養費（生活療養費）の助成

入院時食事療養費減額認定を受けている方は，食事にかかる自己負担額の一部を助成します。詳しくは，国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入の方は，各区役所区民生活課へお問い合わせください。

社会保険に加入の方は，各健康保険組合へお問い合わせください。

●医療費助成の割引

重度障がい者医療を利用した場合の医療費の負担割合は次（例）のとおりになります。（例）

・健康保険組合加入者が外来で病院に受診した場合

健康保険組合の負担	重度障がい者医療で助成	一部負担金 530円 (月 4 日まで)
7 割	3 割	

※医療費の自己負担 3 割のうち，受給者から 530 円を負担していただき，残りを重度障がい者医療が助成します。

(2) 老人医療費助成制度

65 歳以上 70 歳未満の独居老人が対象（ただし例外として，同居者が，身体障がい者手帳または療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者で，合計所得が 125 万円以下である時対象）詳しくは，各区区民生活課へお問い合わせください。

(3) ひとり親医療費助成制度

母子(父子)家庭の親子が対象（ただし例外として，父母の一方が重度の障がいの状態にある場合は助成対象）詳しくは，各区健康福祉課児童福祉係へお問い合わせください。

(4) 自立支援医療（育成医療・更生医療）の給付

身体障がい者（児）の現在の障がいを、除去または軽減するために、必要な医療の給付を行います。医療保険の自己負担限度額まで原則1割の自己負担がありますが、世帯の所得状況に応じて月額負担上限が設定され、自己負担が軽減される場合があります。

● 給付対象の医療の例

視覚障がい	網膜剥離術，角膜移植術など
聴覚・平衡機能障がい	鼓膜剥離術，外耳道形成術など
音声・言語・そしゃく機能障がい	歯科矯正術，口蓋裂に対する手術など
肢体不自由	人工関節置換術，関節固定術など
中枢神経脳神経関係	脳シャント，脊髄形成術
心臓機能障がい	人工弁置換術，ペースメーカー植込術など
じん臓機能障がい	人工透析，じん臓移植術，CAPD（持続携帯式腹膜透析）
小腸機能障がい	中心静脈栄養法
免疫機能障がい	抗HIV療法，免疫調節療法など
肝臓機能障がい	肝臓移植術，肝臓移植後の抗免疫療法

※指定を受けた医療機関での医療が対象となります。

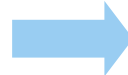
● 助成対象者

身体障がい者手帳の交付を受けている方

（18歳未満の方は育成医療の対象となり，各区役所健康福祉課健康増進係が窓口となります。）

● 申請方法

- ・ 身体障がい者手帳
- ・ 健康保険証（同一保険者全員分）
- ・ 指定医療機関の意見書
- ・ 印鑑
- ・ 課税証明書（市外からの転入者のみ同一保険者全員分）



各区役所 健康福祉課障がい福祉係
各出張所 障がい福祉担当係

※特定疾病療養受療証をお持ちの方は，申請の際にご提出ください。

※身体障がい者本人の年金及び手当の受給状況がわかる書類が必要な場合があります。

● 人工透析を受けている方が旅行等で一時的に他の医療機関で透析を受ける場合

・「自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書（変更）」（本人印必要）

※給付を受けるためには事前に申請手続きが必要です。

※一時受診先は自立支援医療（更生医療）指定医療機関に限ります。

(5) 車いす身体障がい者健康診査

在宅で車いすを常用する身体障がい者を対象とした健康診査を行います。

対象者	自己負担	時期	診査内容	受診方法
車いすを常用している18歳以上の在宅の身体障がい者 ※等級や障がいの種類は問いません。	無	10・11月 (予定)	問診・血圧測定・検尿・心電図・血液検査・肝機能検査・じん臓機能検査・レントゲン撮影等	市内の所定の医療機関に，ご自分で予約をしたうえで受診してください。

● 受診を希望される方

市報にいがた
でお知らせ



電話でコールセンターまたは各区役所健康福祉課へ申し込み



受診関係書類を
郵送します



受診関係書類を持って，医療機関で受診

(6) 自立支援医療（精神通院医療）の給付

精神疾患の外来通院にかかる医療費の自己負担を軽減します。

医療保険の自己負担限度額まで原則1割の自己負担がありますが、世帯の所得状況に応じて月額負担上限が設定され、自己負担が軽減される場合があります。

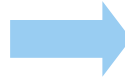
● 助成対象者

精神疾患（認知症、てんかんなども含む）で通院している方

※病名または状態像によってはこの制度が適用にならない場合もあります。

● 申請方法

- ・健康保険証（同一保険者全員分）
- ・所得等調査の同意書
- ・指定医療機関の診断書（精神通院医療）
- ・印鑑
- ・課税証明書（市外からの転入者のみ同一保険者全員分）



各区役所 健康福祉課障がい福祉係
各地域保健福祉センター

※給付を受けるためには事前に申請手続が必要です。

※1ヵ月の自己負担上限額を設定する場合は、上記のほかに必要な書類があります。

※1年ごとに再認定手続が必要ですが、前回の申請時に診断書を提出し症状等に変更がない場合は診断書の提出を省略できます。

(7) 精神障がい者入院医療費助成

精神科での入院治療に必要な医療費の一部を助成します。

● 助成対象者

次の全ての条件に当てはまる方

- ①健康保険に加入されている方
- ②新潟市に1年以上住んでいる方（住民基本台帳に登録されている方）
- ③精神障がい者保健福祉手帳1級または2級を所持している方
- ④生計維持者が市民税課税標準額700万円以下の方
- ⑤他の法令（重度障がい者医療費助成（マル障）・生活保護・後期高齢者医療など）で医療費の給付・助成を受けることができない方
- ⑥月の初日から末日まで同一医療機関の精神科病床に入院している方

● 申請方法

ア. 資格認定申請（1年に1回更新手続が必要）

- ・精神障がい者保健福祉手帳
- ・健康保険証
- ・所得等調査の同意書
- ・資格認定申請書（医療機関の証明が必要です。）
- ・本人名義の通帳等
- ・印鑑

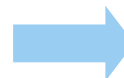


各区役所 健康福祉課障がい福祉係

※助成資格が認定されると「資格認定通知書」が交付されます。

イ. 助成金支払申請（診療月毎に申請が必要）

- ・資格認定通知書
- ・入院医療費助成申請書（医療機関の証明が必要です。）
- ・印鑑



各区役所 健康福祉課障がい福祉係
各地域保健福祉センター

● 医療費助成の内容

月額1万円を上限に助成します。（助成金の支払いは年4回）

※詳細は、JR、各バス会社へお問い合わせください。

(1) JR運賃の割引

JR乗車券販売窓口で身体障がい者手帳または療育手帳を提示して購入してください。

対象	乗車券種類	利用形態	距離制限	割引対象	割引率
第1種 または療育手帳A所持者 身体障がい者	普通乗車券	単独で利用する場合	片道100kmを超える場合	本人	50%
		介護者とともに利用する場合	制限なし	本人、介護者	
	定期乗車券	介護者とともに利用する場合	制限なし	本人、介護者 (小児定期乗車券は割引されません。介護者は通勤定期乗車券に限ります。)	
	普通回数乗車券 普通急行券	介護者とともに利用する場合	制限なし	本人、介護者	
第2種 または療育手帳B所持者 身体障がい者	普通乗車券	—	片道100kmを超える場合	本人	50%
	定期乗車券	小児運賃が適用される小学生が介護者とともに利用する場合	制限なし	介護者 (小児定期乗車券は割引されません。介護者は通勤定期乗車券に限ります。)	

(注) 割引となる介護者は障がい者1人につき1人に限ります。

100kmのめやす
(新潟駅から)

上越線	小出駅96.7km 浦佐駅105km
羽越本線	あつみ温泉駅111.1km
信越本線	柏崎駅100km 鯨波駅103.7km
磐越西線	喜多方駅109.6km

(2) バス料金の割引

新潟県内のバス運賃が割引されます。(ただし、バス事業者によっては高速バス等も割引になる場合があります。)乗降車の際、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示してください。

区分	割引率			
	路線バス		新潟市区バス(注4)	
	普通乗車券	定期券	普通乗車券	定期券(注6)
身体障がい者手帳第1種、第2種の1～3級、または療育手帳A	本人50% 介護者50%	本人30%(注1) 介護者30%	本人50% 介護者50% (注6)	本人30% 介護者30%
精神障がい者 保健福祉手帳1級	本人50%	本人30% (注1)		
身体障がい者手帳第2種の4～6級、または療育手帳B	本人50% (注2)	本人30% (注3)	本人50% (注7)	本人30%
精神障がい者 保健福祉手帳2・3級	本人50%	本人30% (注1)		

注1：小児定期乗車券は割り引きされません。

注2：本人が小児運賃が適用される小学生の場合は介護者も割り引きされます。

注3：小児定期乗車券は割り引きされません。本人が小児運賃が適用される小学生の場合は介護者は30%割り引きされます。

注4：路線バスの精神障がい者保健福祉手帳による割り引きは、顔写真が貼付されていない手帳では受けることができません。

注5：新潟交通が発行している「おでかけ定期券」は割引対象外です。

注6：おらっのバス(住民バス)は介護者割引、定期券割引対象外です。

注7：東区バスは本人様1名につき介護者1名まで普通乗車券が50%割り引きされます。

(3) 有料道路通行料金の割引制度

あらかじめ登録手続きを行っていただくことにより、料金の割引を受けることができます。

	障がい者本人が運転される場合	障がい者以外の方が運転される場合
割引対象者 (手帳所持者)	身体障がい者	重度の身体障がい者 (第1種) 重度の知的障がい者 (療育手帳A)
割引の対象となる自動車	本人または本人の親族等の所有する乗用自動車, 貨物自動車等	本人または本人の親族等もしくは本人を継続して日常的に介護している方が所有する乗用自動車, 貨物自動車等 ※本人の移動のために介護者が運転する場合
割引率	約50%	
利用方法	料金所で手帳を提示し, 通行券及び所定の料金をお渡しくください。 (ETCをご利用の場合は, ETCレーンを通っていただくだけで割引が受けられます。事前に障がい者割引の登録をしたETCカードを使用する必要があります。) 登録された自動車以外で利用された場合, 割引の対象となりません。	

※手帳に車両番号, 割引有効期限等を記載します。割引有効期限満了の前に更新申請が必要です。(割引有効期限満了の2ヵ月前から申請できます。)

※割引の対象車は1人につき1台で, 営業用自動車を除きます。

●申請方法

- ・身体障がい者手帳, 療育手帳
 - ・自動車検査証 (バイクの場合250cc以下は納税通知書)
 - ・運転免許証 (本人運転のみ)
- [ETC利用の場合は, 以下のものも必要]
- ・障がい者本人名義のETCカード(20歳未満は親権者名義でも可能)
 - ・ETC車載器セットアップ申込書・証明書

各区役所 健康福祉課障がい福祉係
各出張所 障がい福祉担当係

(4) 航空料金の割引

各航空会社によって, 割引額は異なりますので確認してください。

航空券販売窓口で身体障がい者手帳または療育手帳を提示し, 購入してください。

●第1種身体障がい者または療育手帳A所持者は, 本人と介護者ともに割引です。

●第2種身体障がい者または療育手帳B所持者は, 本人のみの割引です。

※ただし12歳未満の方は割引の対象になりません。

(5) 船運賃の割引

乗船券販売窓口にて身体障がい者手帳, または療育手帳を提示して購入してください。

[佐渡汽船の運賃割引] 佐渡汽船では精神障がい者保健福祉手帳所持者も割引対象となります。

対象者	利用形態	割引率	乗船券種類
第1種身体障がい者 または療育手帳A所持者	介護者とともに利用	50% (本人・介護者)	カーフェリー全等級, ジェットfoil, 高速船
	単独で利用する	50% (本人)	カーフェリー2等級, ジェットfoil, 高速船
第2種身体障がい者 または療育手帳B所持者	単独で利用する	50% (本人)	カーフェリー2等級, ジェットfoil, 高速船
精神障がい者 保健福祉手帳所持者	単独で利用する	50% (本人)	カーフェリー2等級, ジェットfoil, 高速船

※カーフェリーには高速カーフェリーも含まれます。

※燃料油価格変動調整金は除く。

※佐渡汽船では車両の運転者は割引対象外となります。

※上記以外の乗船券等級につきましては, 乗船券販売窓口までお問い合わせください。

(6) タクシー運賃料金1割引

タクシーに乗車の際、身体障がい者手帳または療育手帳を提示してください。

(7) 福祉タクシー利用助成

身体障がい者や重度知的障がい者が、社会活動等に参加するためのタクシー等の料金の一部を助成します。なお、103頁～105頁の契約事業者一覧の業者で利用可能です。

福祉タクシー利用助成券	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳1, 2級 ・身体障がい者手帳3級の一部（下肢・体幹・脳原性運動(移動)・内部障がい） ・療育手帳「A」
助成額	1回の乗車で、1割引後の料金が <ul style="list-style-type: none"> ・500円以上1,000円未満⇒助成券1枚（500円） ・1,000円以上⇒助成券2枚（1,000円まで）※支払額が500円を下回る場合は使用できません。
利用できる枚数	年間（毎年4月～翌年3月末日）52枚※10月～翌年3月までの交付申請の場合は26枚
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・心身障がい者自動車燃料費助成を受けている場合、この制度を受給できません。 ・助成を受けるには、毎年度申請が必要です。

●申請方法

- ・身体障がい者手帳、療育手帳
- ・印鑑



各区役所 健康福祉課障がい福祉係
 各出張所 障がい福祉担当係

(8) リフト付タクシー利用券助成

身体障がい者で車いす等使用者が、社会活動等に参加するため、福祉タクシーのうち、大型（中型含む）リフト付タクシーを利用する場合に、料金の一部を助成します。

なお、106頁～108頁の契約業者が所有する大型（中型含む）自動車に乗車したときに利用できます。

リフト付タクシー利用券	
対象者	・身体障がい者手帳所持者で車いす等使用者
助成額	・リフト付タクシー料金（大型等料金）と小型料金との差額
利用できる枚数	・1回の乗車につき1枚利用可能。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・心身障がい者自動車燃料費助成と併給できます。 ・福祉タクシー利用助成券及び人工透析通費タクシー助成券の併用が可能です。

●申請方法

- ・身体障がい者手帳
- ・印鑑



各区役所 健康福祉課障がい福祉係
 各出張所 障がい福祉担当係

(9) 心身障がい者自動車燃料費助成

身体障がい者や重度知的障がい者が、社会活動等に参加するための自動車燃料費(バイクを含む)の一部を助成します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳1, 2級 ・身体障がい者手帳3級の一部(下肢・体幹・脳原性運動(移動)・内部障がい) ・療育手帳「A」 <p>※上記対象者と生計を同一とする方が、当該世帯の所有する自動車を障がい者の移動のために使用する場合も対象となります。</p>
助成額	年間 26,000円(ただし、10月以降の助成申請の場合は13,000円)
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・次の場合は、この制度を受給できません。 <ul style="list-style-type: none"> ○福祉タクシー利用助成券の交付をすでに受けているとき ○使用する自動車が対象外となったとき ・助成対象期間は、申請日から翌年の3月末日までです。(年度開始前に申請した場合は4月1日から翌年の3月末日までです。) ・請求は随時受け付けますが、翌年度の4月30日(休日の場合はその後の平日)までに請求がない場合は助成できませんので、ご注意ください。 ・助成を受けるには、毎年度申請が必要です。

ア 申請方法

- ・身体障がい者手帳, 療育手帳
 - ・印鑑
 - ・自動車検査証
- ※バイクの場合250cc以下は納税通知書

各区役所 健康福祉課障がい福祉係
各出張所 障がい福祉担当係

イ 請求方法(次年度の事前申請を行う場合は、上記アの書類をお持ちください)

- ・身体障がい者手帳, 療育手帳
- ・申請時にお渡しした請求書
- ・申請日以降に給油した領収書
(年度開始前に申請した場合は、4月1日以降に給油した領収書)
- ・印鑑
- ・障がい者本人名義の銀行口座番号の分かるもの
(対象者が障がい児もしくは知的障がい者の場合、保護者名義も可)

各区役所 健康福祉課障がい福祉係
各出張所 障がい福祉担当係

(10) 人工透析通院交通費助成

じん臓機能障がいの手帳所持者が、人工透析療法を受けるために通院する交通費の一部を助成します。

対象者	次の要件を全て満たす方。ただし、生活保護等の受給者は除く。 ①じん臓機能障がいの身体障がい者手帳所持者 ②自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者証の所持者 ※人工透析療法を受けていて自立支援医療未受給の方はご相談ください。 ③人工透析を受けるために、医療機関へ通院している方		
助成内容	下記のいずれかを選択		
	タクシー	バス	自家用車（燃料費）
助成額	通院費タクシー助成券（500円）を26枚交付	年額13,000円を上限とする。	
利用できる枚数	1回の乗車で、1割引後の料金が ・500円以上1,000円未満⇒助成券1枚（500円） ・1,000円以上⇒助成券2枚（1,000円）まで ※支払額が500円を下回る場合は使用できません。		
注意事項	年間（毎年4月～翌年3月末日）26枚 ・助成対象期間は、申請日から翌年の3月末日までです。 （年度開始前に申請した場合は、よく年度の4月1日から3月末日までです。） ・請求は随時受け付けますが、翌年度の4月30日までに請求がない場合は助成できません。（4月30日が休日の場合は、その後の平日が請求の最終日となります。） ・助成を受けるには、毎年度申請が必要です。 ※上記対象者と生計を同一とする方が、当該世帯の所有する自動車を障がいの者の移動のために利用する場合も対象となります。		

ア 申請方法

- ・身体障がい者手帳 ・印鑑
- ・自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者証
- ・自動車検査証（燃料費の場合）
※バイクの場合250cc以下は納税通知書

各区役所 健康福祉課障がい福祉係
各出張所 障がい福祉担当係

イ 請求方法 ※バスまたは燃料費を選択した場合に必要 （次年度の事前申請を行う場合は、上記アの書類をお持ちください）

- ・身体障がい者手帳
- ・申請時にお渡しした請求書 ・印鑑
- ・申請日以降に給油した領収書もしくはICカード乗車券「りゅうと」に入金した領収書（年度開始前に申請した場合は4月1日以降に給油・購入・入金した領収書）
- ・障がい者本人名義の銀行口座番号の分かるもの
（対象者が18歳未満の場合は、保護者名義も可）

各区役所 健康福祉課障がい福祉係
各出張所 障がい福祉担当係

(11) 通所施設等通所費助成

障がい者通所施設等へ通所している障がい者（児）に対して交通費の一部を助成します。詳しくは施設へお問い合わせください。



(1) 自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免（全額免除・1人1台に限ります）

①減免を受けるためには…申請期間内に各申請窓口で手続きが必要です。

	申請期間	申請窓口	所管区域
自動車税	4月1日から納期限まで	新潟地域振興局県税部 電話 025-231-8124 新潟市中央区川岸町3-18-1	新潟市 (秋葉区を除く)
		新潟地域振興局県税部新津収税課 電話 0250-24-7126 新潟市秋葉区新津4524-1	秋葉区
自動車取得税	登録時	(財)新潟県自動車標板協会 電話 025-283-2279 新潟市中央区東出来島14-28 ※軽自動車は紫竹営業所 東区紫竹卸新町1927-16 電話 025-275-5703	新潟ナンバー
軽自動車税	納期限の7日前まで (納税通知書が発付されたもの)	市税事務所市民税課及び各税務センター	

以下の方が減免を受けようとする場合に同一生計証明書が必要となります。

- ・本人運転で、所有者が同一生計者、使用者が身体障がい者のとき
- ・家族運転のとき→「②減免の対象、イ 家族運転の場合」を参照してください。

これらの場合以外は同一生計証明書がなくても手続きが可能です。

同一生計証明書が必要な場合は区役所・出張所で発行します。

●同一生計証明書の発行に必要な書類

- ・身体障がい者手帳もしくは療育手帳
- ・運転する方の運転免許証 ・印鑑
- ・自動車検査証（自動車取得税を除く）
- ※写し不可。新車購入の場合は検査証不要
- ・通学・通院等の証明書
- ※利用日数等が明確に記載されている新年度の証明日のもの
- ・住民票上世帯が同一でない場合は、同一生計として確認ができる書類が必要（公共料金等の支払いが確認できるもの）

同一生計証明書の申請先

各区役所 健康福祉課障がい福祉係
各出張所 障がい福祉担当係

②減免の対象…4月1日現在または新車登録時に下記の条件を満たしていることが必要です。

ア 本人運転の場合（納税義務者は身体障がい者本人であること）

（身体障がい者本人が運転する場合）

制度の概要	身体障がい者本人が所有する自動車 で、自ら運転するもの。	障害等級														
		1級	2級	3級	4級	5級	6級									
利用目的	制限はありません。															
自動車の名義人に係る要件 (車検証上の氏名)	①所有者・使用者とも身体障がい者本人 ②所有者がディーラー等で使用者が身体障がい者本人 ③所有者が同一生計者で使用者が身体障がい者本人															
申請に必要なもの	身体障がい者手帳 運転免許証 自動車検査証(自動車取得税を除く) 同一生計証明書(上記③の場合のみ。ただし軽自動車は不要) 納税通知書(軽自動車税のみ必要)															
		視覚障がい	聴覚障がい	平衡機能障がい	音声機能、言語機能 またはそしゃく機能の障がい	上肢不自由	下肢不自由	体幹不自由	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸機能障がい	ぼうこうまたは直腸の機能障がい	小腸の機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	肝臓機能障がい
		○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

*障がい等級は個別等級によります。

*下肢不自由7級が2以上ある場合は6級となります。

イ 家族運転の場合

(納税義務者は身体障がい者本人であること。ただし、身体障がい児・知的障がい児者は除く)

制度の概要	身体障がい者等が所有する自動車で、身体障がい者等の利用に供するため、同一生計者が運転するもの。	(身体障がい者等の家族または介護者が運転する場合)							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級		
利用目的	身体障がい者等の通学、通院、通所、生業のために6ヵ月以上継続して週1日以上または月4日以上使用するもの。								
自動車の名義人に係る要件 (車検証上の氏名)	<p>・身体障がい者(18歳以上)の場合</p> <p>①所有者・使用者とも身体障がい者本人</p> <p>②所有者がディーラー等で使用者が身体障がい者本人</p> <p>③所有者が身体障がい者本人で使用者が同一生計者</p> <p>④所有者が同一生計者で使用者が身体障がい者本人</p> <p>・身体障がい児(18歳未満)の場合</p> <p>・知的障がい児者の場合…上記①～④又は次の⑤、⑥のいずれかであること。</p> <p>⑤所有者・使用者とも同一生計者</p> <p>⑥所有者がディーラー等で使用者が同一生計者</p>	視覚障がい	○	○	○	△4級の1項まで			
		聴覚障がい		○	○				
		平衡機能障がい			○				
		音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい				△	喉頭摘出に限る(軽自動車税を除く)		
		上肢不自由	○	△2級の2項まで					
		下肢不自由	○	○	△3級の1項まで				
		体幹不自由	○	○	○				
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	○	△第一種(両上肢)は減免対象(第二種(一上肢)は対象外)				
			移動機能	○	○	△第一種(両下肢)は減免対象(第二種(一下肢)は対象外)			
		心臓機能障がい	○		○				
		じん臓機能障がい	○		○				
		呼吸機能障がい	○		○				
		ぼうこうまたは直腸の機能障がい	○		○				
		小腸の機能障がい	○		○				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	○	○	○						
肝臓機能障がい	○	○	○						
療育手帳						[A]			

*障がい等級は個別等級によります。

*精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている方も、減免の対象となる場合があります。詳しくは、24頁(1)の申請窓口へお問い合わせください。

ウ 介護者運転の場合

障がい者もしくは障がい者と戦傷病者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する方が運転する場合、通院、通学等の目的で専ら障がい者のために利用する車に限られます。

また週3日以上利用し、その状態が1年以上継続することが必要です。(他にも必要な書類がありますので24頁(1)の申請窓口へお問い合わせください。)

(2) 所得税・住民税の控除

種類	内容	金額	窓口	備考
所得税	特別障がい者控除 (本人または配偶者、扶養親族が障がい者の場合) ・身体障がい者手帳1,2級 ・療育手帳「A」 ・精神障がい者保健福祉手帳1級	平成26年分 40万円	税務署	身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳が必要です。
	障がい者控除(上記に同じ) ・身体障がい者手帳3~6級 ・療育手帳「B」 ・精神障がい者保健福祉手帳2,3級	平成26年分 27万円		同居特別障がい者の場合は、さらに同居加算がつきます。 平成26年分35万円
住民税	特別障がい者控除 (上記と同じです) 障がい者控除 (上記と同じです)	平成27年分 30万円 平成27年分 26万円	市税事務所市民税課 及び各税務センター	同居特別障がい者の場合は、さらに同居加算がつきます。 平成27年分23万円

(3) 国民健康保険料・NHK受信料の減免

種類	内容	金額	窓口	備考
国民健康保険料	身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている国民健康保険加入者がいる世帯は、保険料が減免される場合があります。(市以外の国保加入の方は保険者にご確認ください)		各区役所 区民生活課	身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳が必要です。所得による制限があります。
NHK受信料 (申請後、条件に該当しなくなった場合減免の対象外となります。)	世帯主かつ受信契約者が下記いずれかに該当する手帳を持っていること。 〔身体障がい者手帳〕 ・視覚障がい・聴覚障がい ・上記以外の障がい1～2級 〔療育手帳A〕 〔精神障がい者保健福祉手帳1級〕	半額	〔身体障がい者手帳・療育手帳をお持ちの方〕 各区役所健康福祉課 各出張所障がい福祉担当	身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳、印鑑(受信契約者のもの)をお持ちください。 ※世帯分離している場合、分離世帯も非課税であること。
	世帯構成員全員が市民税非課税で、かつ下記のいずれかの手帳をお持ちの方が世帯の構成員であること。 〔身体障がい者手帳〕 〔療育手帳〕 〔精神障がい者保健福祉手帳〕	全額	〔精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方〕 各区役所健康福祉課 各地域保健福祉センター	

(4) 各種施設利用の割引

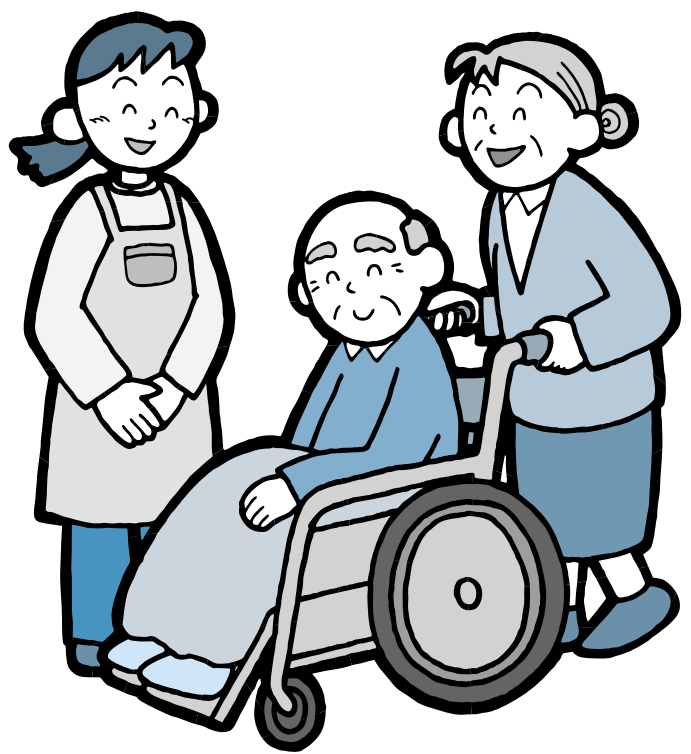
利用券販売窓口で、身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を提示してください。

ア 障がい者本人の施設利用料が無料となる施設	イ 障がい者本人の施設利用料が割引となる施設
<ul style="list-style-type: none"> ●新潟市美術館 ☎025-223-1622 ●新津美術館 ☎0250-25-1300 ※催し物により有料の場合もありますので、詳しくは美術館にお問い合わせください。 ●みなとぴあ(新潟市歴史博物館) ☎025-225-6111 ●會津八一記念館 ☎025-282-7612 ●新津鉄道資料館 ☎0250-24-5700 ●しろね大凧と歴史の館 ☎025-372-0314 ●水の駅「ビュー福島潟」 ☎025-387-1491 ●こすど温泉健康センター花の湯館(入館料) ☎0250-38-5800 ●岩室健康増進センター「よりなれ」(入館料) ☎0256-82-5870 ●潟東ゆう学館福祉棟(大広間・浴室) ☎0256-86-2311 ●スポーツ施設 (鳥屋野総合体育館・黒埼地区総合体育館・亀田総合体育館・西総合スポーツセンター・東総合スポーツセンター・北地区スポーツセンター・白根カルチャーセンター・下山スポーツセンター・西海岸公園市営プール・山の下海浜公園プール・遊水館など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●マリニピア日本海(新潟市水族館) ☎025-222-7500 高校生以上 1,500円 → 500円 小・中学生 600円 → 200円 未就学児(4歳以上) 200円 → 66円 ●石宮公園地下自転車駐輪場(定期利用のみ) ☎025-249-1480 一般 月 2,000円 → 月 1,000円 学生 月 1,000円 → 月 500円 ●アクアパークにいがた ☎025-264-6400 大人(中学生以上) 500円 → 250円 小人(3歳以上) 250円 → 120円 ※第1種身体障がい者手帳所持者、療育手帳A所持者の介助者は、障がい者1人につき介助者2人まで無料 ●じょんのび館(入館料) ☎0256-72-4126 大人(中学生以上) 850円 → 500円 小人(4歳以上) 500円 → 350円 ●新潟アサヒアレックスアイスアリーナ ☎025-288-1234 1回券(貸靴あり) 一般 1,500円 → 500円 小・中学生 高校生 1,000円 → 500円 高齢者(65歳以上)

第1種身体障がい者手帳所持者、療育手帳A所持者または精神障がい者保健福祉手帳1級所持者の介助者は、上記ア・イの施設(石宮公園地下自転車駐輪場・アクアパークにいがた・新潟アサヒアレックスアイスアリーナは除く)で、障がい者1人につき介助者1人が無料になります。なお、施設により介助者の取り扱いが異なりますので、詳しくは施設にお問い合わせください。

(5) 携帯電話の基本使用料などの割引

携帯電話会社によっては、基本使用料や各種サービス使用料が割引になる場合があります。詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。



(1) 補装具費の支給 介

日常生活や社会生活の向上を図るため、利用者の申請に基づき、障がいを補うための用具(補装具)の購入及び修理が必要と認められた場合は、その費用(補装具費)を支給します。購入・修理の前に申請してください。

- ・指定医師の意見書(一部省略可)
- ・調査書(一部省略可)
- ・業者の見積書
- ・身体障がい者手帳(難病患者は不要)
- ・特定医療費(指定難病)受給者証または診断書(ただし、難病患者のみ※102ページ参照)

- ・各区役所 健康福祉課障がい福祉係
- ・各出張所 障がい福祉担当係
- ・各地域保健福祉センター

障 が い	補 装 具
視 覚 障 が い	・視覚障がい者用安全つえ ・義眼 ・眼鏡
聴 覚 障 が い	・補聴器
肢 体 不 自 由	・義肢 ・装具 ・座位保持装置 ・ <input type="checkbox"/> 車いす ・ <input type="checkbox"/> 電動車いす ・ <input type="checkbox"/> 歩行器 ・ <input type="checkbox"/> 歩行補助つえ(T字状・棒状のつえを除く) ※障がい児のみ ・座位保持いす ・起立保持具 ・頭部保持具 ・排便補助具
重度の肢体不自由かつ 音声・言語機能障がい	・重度障がい者用意思伝達装置

◆介護保険が適用される方は、上記の一覧表のうちマークの記載された補装具については、介護保険の福祉用具をご利用いただくことになります。

なお、介護保険の福祉用具では個別の身体状況に対応できない場合、障がい福祉の補装具として対応できる場合がありますので、介護保険のケアマネージャーにご相談ください。

◆難病等で補装具を必要とする方へも支給されることになりました。詳しくはP.3各区健康福祉課へお問い合わせください。

●利用者負担

原則、補装具価格(基準額)の1割が利用者負担となりますが、世帯の所得状況に応じて月額負担上限額が設定されます。(ただし、基準額を超える額は利用者負担となります。)

なお、世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいる時は、支給対象外となります。

所得区分	月額負担上限額
生活保護	0円
非課税世帯	0円
課税世帯	37,200円

○非課税世帯…市民税非課税世帯

○課税世帯…市民税課税世帯

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯で、①障がい者が18歳以上の場合は「本人とその配偶者」②障がい者が18歳未満の場合は、「その世帯員全員」

新潟市では、平成27年度末まで課税世帯の自己負担額の2割を軽減します。

●補装具費の代理受領制度について

補装具費の支給方法は、原則として利用者が費用の全額を事業者に支払った後、利用者負担額を差し引いた額を市に請求する償還払いです。しかし、この方法では一時的にせよ費用全額の支払いが必要となり、利用者の負担が大きいため、事業者による補装具費の代理受領制度を実施します。

代理受領制度により、利用者は事業者利用者負担額のみを支払い、利用者に代わって残りの費用を事業者が市に対して請求・受領するものです。利用者から事業者への代理受領に係る委任状が必要となります。

●ITサポート事業について

補装具(情報技術機器)の選択や機器の操作方法などの相談を受付しています。詳しくは、p92を参照してください。

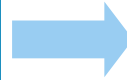
(2) 重度障がい者（児）日常生活用具の給付 介

在宅の重度障がい者（児）が日常生活を容易にするため、障がいの内容や家庭の状況等により日常生活用具を給付します。購入の前に申請してください。

ただし、点字器、人工喉頭、頭部保護帽、尿管器、T字状・棒状のつえ、情報・通信支援用具、ストーマ装具は、対象者が施設等に入院・入所している場合でも給付を受けることができます。

●申請方法

・業者の見積書
 ・身体障がい者手帳、療育手帳
 ・特定医療費（指定難病）受給者証または診断書（ただし、難病患者のみ※102ページ参照）
 ※頭部保護帽、紙おむつの申請は医師の意見書、パルスオキシメーターの申請は医師の診断書が必要となります。



・各区役所 健康福祉課障がい福祉係
 ・各出張所 障がい福祉担当係
 ・各地域保健福祉センター

◆介護保険が適用される方は、用具の一覧表のうち「介」マークの記載された用具については、介護保険の福祉用具をご利用いただくことになります。

※介護保険の福祉用具の対象となっていない品目については、介護保険が適用される方でも申請できます。

●利用者負担

原則、用具の基準額内で価格の1割が利用者負担額となりますが、世帯の所得状況に応じて月額負担上限額が設定されます。（ただし、基準額を超える額は利用者負担となります。）

なお、世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいる時は、給付対象外となります。

所得区分	月額負担上限額
生活保護	0円
非課税世帯	0円
課税世帯	37,200円

○非課税世帯…市民税非課税世帯

○課税世帯…市民税課税世帯

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯で、①障がい者が18歳以上の場合は「本人とその配偶者」②障がい者が18歳未満の場合は、「その世帯員全員」

新潟市では、平成27年度末まで課税世帯の自己負担額の2割を軽減します。

〈身体障がい者・児・難病〉

◆対象者の等級は個別等級となります◆

障がい	者・児の別 者 児	難病	種 類	基準額(円)	耐用年数	対 象 者
視 覚 障 が い	○	○	視覚障がい者用ポータブルレコーダー (録音再生機・再生専用機)	録音 85,000 再生 35,000	6年	視覚障がい2級以上の方
	○		視覚障がい者用時計 (触読式・音声式)	触読式 10,300 音声式 13,300	10年	視覚障がい2級以上の方
	○	○	点字タイプライター	63,100	5年	視覚障がい2級以上の方（本人が就労もしくは就学しているかまたは就労が見込まれる方に限る）
	○		電 磁 調 理 器	41,000	6年	視覚障がい2級以上の方（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	○	○	視覚障がい者用体温計 (音声式)	9,000	5年	視覚障がい2級以上の方（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 学齢児以上の方
	○		視覚障がい者用体重計	18,000	5年	視覚障がい2級以上の方（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	○	○	視覚障がい者用拡大読書器	198,000	8年	視覚障がい児者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる方 全盲であっても、音声読み上げ機能のある場合は支給可
	○	○	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	10年	視覚障がい2級以上の方
	○	○	視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	99,800	6年	視覚障がい2級以上の方
	○	○	点 字 器	1,699～ 10,712	7年	視覚障がい児者
	○	○	点 字 図 書	—	—	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい児者
	○		視覚障がい者用血圧計（音声式）	15,000	5年	視覚障がい2級以上の方（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	○	○	I C タ グ レ コ ー ダ ー	59,800	6年	視覚障がい2級以上の方
	○		点 字 デ ィ ス プ レ イ	383,500	6年	視覚障がい2級以上の方（18歳未満は対象外）

〈身体障がい者・児・難病〉

◆対象者の等級は個別等級となります◆

障がい	者・児の別	難病	種類	基準額(円)	耐用年数	対象者
聴覚障がい	○		聴覚障がい者用屋内信号装置 (サウンドマスター, 聴覚障がい者用目覚計, 聴覚障がい者用屋内信号灯を含む)	87,400	10年	聴覚障がい2級で, 聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯の方
	○	○	聴覚障がい者用通信装置 (ファックス等)	33,000	5年	聴覚障がい児者または発声・発語に著しい障がい有する方であって, コミュニケーション, 緊急連絡等の手段として必要と認められる方 学齢児以上の方
	○	○	聴覚障がい者用情報受信装置 (アイドラゴン)	88,900	6年	聴覚障がい児者であって, 本装置によりテレビの視聴が可能になる方 ※本装置について字幕及び手話通訳付の聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し, かつ災害時の聴覚障がい者向けの緊急信号を受信するもの
音声言語	○	○	人工喉頭	5,150 ~ 72,203	笛式4年 電動式5年	音声機能もしくは言語機能障がい児者
	○	○	人工喉頭 (埋込型用人工鼻)	23,760	—	音声機能もしくは言語機能障がい児者で, 常時埋込型の人工喉頭を使用している方
肢体不自由	○	○	特殊便器(洗浄便座等) ※住宅改修(工事)を伴わないもの	151,200	8年	上肢障がい2級以上の方
	○	○	介便器 ※住宅改修(工事)を伴わないもの	4,450 (5,400)	8年	下肢または体幹機能障がい2級以上の方
	○	○	介特殊マット (エアパット含む)	19,600	5年	下肢または体幹機能障がい1級の方(常時介護を要する方に限る) 児童は, 2級も可
	○	○	介特殊寝台	154,000	8年	下肢または体幹機能障がい2級以上の方
	○	○	介特殊尿器	67,000	5年	下肢または体幹機能障がい1級の方(常時介護を要する方に限る)
	○	○	介入浴担架	82,400	5年	下肢または体幹機能障がい2級以上の方(入浴に当たって, 家族等他人の介助を要する方に限る)
	○	○	介体位変換器	15,000	5年	下肢または体幹機能障がい2級以上の方(下着交換等に当たって, 家族等他人の介助を要する方に限る)
	○	○	介入浴補助用具 ※住宅改修(工事)を伴わないもの	90,000	8年	下肢または体幹機能障がい児者であって, 入浴に介助を必要とする方
	○	○	訓練用ベッド	159,200	8年	下肢または体幹機能障がい2級以上の障がい児
	○	○	訓練いす	33,100	5年	下肢または体幹機能障がい2級以上の障がい児
	○	○	介移動用リフト ※住宅改修(工事)を伴わないもの	159,000	4年	下肢または体幹機能障がい2級以上の方
	○	○	介移動・移乗支援用具 ※住宅改修(工事)を伴わないもの (手すり, スロープ等)	60,000	8年	平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障がい有し, 家庭内の移動等において介助を必要とする方
	○	○	介居宅生活動作補助用具 ※小規模な住宅改修を伴うもの ※給付は1回限りです	200,000	—	下肢または体幹機能障がい3級以上の方(特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい2級以上の方)
	○	○	頭部保護帽	12,524 ~ 37,852	3年	肢体不自由児者で医師に必要と認められる方
	○	○	収尿器	11,742 ~ 17,510	1年	肢体不自由児者
○	○	T字状・棒状のつえ	2,266 ~ 3,090 (加算あり)	3年	肢体不自由児者	
その他	○	○	情報・通信支援用具 (障がい者向けにパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト等)	100,000	5年	視覚または上肢機能障がい2級以上で, パーソナルコンピュータの使用により社会参加が見込まれる障がい児者であって, 周辺機器等を使用しなければ当該パソコンの操作が困難な方
	○	○	ネブライザー	36,000	5年	呼吸器機能障がい3級以上または同程度の身体障がい児者であって, 必要と認められる方

〈身体障がい者・児・難病〉

◆対象者の等級は個別等級となります◆

障がい	者・児の別		種 類	基準額(円)	耐用年数	対 象 者
	者	児				
その他	○	○	電気式たん吸引器	56,400	5年	呼吸器機能障がい3級以上または同程度の身体障がい児者であって、必要と認められる方
	○	○	透析液加温器	51,500	5年	じん臓機能障がい3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う方
	○		酸素ボンベ運搬車	17,000	10年	医療保険における在宅酸素療法を行う呼吸器機能障がい者
	○	○	携帯用会話補助装置	98,800	5年	音声機能もしくは言語機能障がい児者または肢体不自由児者であって、発音・言語に著しい障がいを有する方
	○	○	ストーマ装具	8,858～11,639	—	ぼうこうまたは直腸機能障がい児者
	○	○	火災警報機	15,500	8年	障がい等級2級以上の方で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方
	○	○	自動消火器	28,700	8年	障がい等級2級以上の方で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方
	○	○	パルスオキシメーター <small>（動脈血中酸素飽和度測定器）</small>	42,410	5年	呼吸器機能障がい3級以上で、在宅酸素療法を必要とする方、または人工呼吸器を装着している方。

- (注) 1. 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢または体幹機能障がいに準じて取扱います。
 2. 既に給付を受けている用具を再申請するときは、使用期間により給付対象外となることがあります。
 3. ぼうこうまたは直腸機能障がいの方のうち身体の状態によりストーマ装具では対応できない方、また肢体不自由の方のうち脳性まひ等脳原性運動機能障がいの方は、紙おむつを日常生活用具としてご利用いただける場合がありますので、ご相談ください。

〈知的障がい者・児〉

障がい	者・児の別		種 類	基準額(円)	耐用年数	対 象 者
	者	児				
知的障がい	○	○	特殊マット	19,600	5年	療育手帳Aの方
	○	○	特殊便器	151,200	8年	療育手帳Aの方
	○	○	頭部保護帽	12,160	3年	療育手帳Aの方 てんかん発作等により頻繁に転倒する方
	○	○	火災警報機	15,500	8年	療育手帳Aの方 火災発生の感知及び避難が著しく困難な方 (当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯)
	○	○	自動消火器	28,700	8年	療育手帳Aの方 火災発生の感知及び避難が著しく困難な方 (当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯)
	○		電磁調理器	41,000	6年	療育手帳Aの方 18歳以上の方

〈難聴児〉

障がい	者・児の別		種 類	基準額(円)	耐用年数	対 象 者
	者	児				
難聴児		○	補聴器	54,487 (1個あたり・イヤ モールドも購入した 場合)	5年	18歳未満の児童 両耳の聴力がそれぞれ30dB以上 ※身体障がい者手帳の交付対象とならない方が対象となります。 ※医師が必要と認めた場合には上記の聴力に満たなくても対象となる場合があります。

(3) 紙おむつ券の支給

在宅で毎日紙おむつを必要としている方に、紙おむつ券を交付します。

(尿とりパットとの引き換えも可能です)

対象者	・ 3歳以上64歳以下の在宅で毎日紙おむつを必要として、次のいずれかに該当する方（65歳以上の方は高齢者の紙おむつ制度で申請すると対象となる場合があります。）	
	・ 身体障がい者手帳（個別等級）	下肢不自由 1, 2 級の方 体幹不自由 1, 2 級の方 移動機能 1, 2 級の方
	・ 療育手帳	Aの方

※高齢の紙おむつ制度で給付対象外になった方の内、65歳までに上記手帳の交付を受けた方は、障がいの紙おむつ制度で給付できる場合があります。

※世帯の生計中心者の当該年度の市民税課税標準額が700万円を超える場合は対象外です。

※他の制度（日常生活用具給付事業・高齢者及び難病患者紙おむつ支給事業等）で受給されている方は対象外です。

市民税課税状況	券の種類及び枚数	費用
A 世帯全員が非課税	⇒パンツ型60枚または平型200枚相当券を毎月支給	無 料
B 生計中心者が非課税	⇒パンツ型30枚または平型100枚相当券を毎月支給	
C 生計中心者が課税	⇒パンツ型30枚または平型100枚相当券を隔月支給	

※選択される商品によって支給枚数は異なります。

●申請方法

- ・ 身体障がい者手帳、療育手帳
- ・ 印 鑑



各区役所 健康福祉課障がい福祉係
各出張所 障がい福祉担当係

紙おむつ使用世帯へのごみ袋の配布

内 容	窓 口
紙おむつ（日常生活用具）及び紙おむつ券の利用者に対し、ごみ袋（20リットルの指定袋を80枚／年）を配布しています。（原則として申請不要） 3歳以上で、所得により紙おむつ券の給付が非該当となっている場合は、申請が必要です。	廃棄物対策課 業務係 電話 025-226-1403

(4) 福祉電話等の貸与

電話をお持ちでない方に、福祉電話または特殊機能付電話をお貸しします。

	福 祉 電 話	特殊機能付電話
対象者 (全てに該当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話が設置されていない世帯（携帯電話を含む） ・ 65歳未満の方（65歳以上の方は高齢者のサービスで対応できる場合があります） ・ 身体障がい者手帳 1, 2 級の方 ・ 障がい者のみの世帯（またはこれに準ずる世帯） ・ 所得税非課税世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上肢不自由 2 級以上もしくは聴覚障がいの方 ・ 障がい者のみの世帯（またはこれに準ずる世帯） ・ 所得税非課税世帯

●申請方法

- ・ 身体障がい者手帳
- ・ 印 鑑



各区役所 健康福祉課障がい福祉係
各地域保健福祉センター

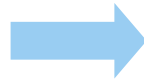
(5) 身体障がい者あんしん連絡システム

家庭内で緊急の際に、緊急通報装置の発信によって、24時間体制で「あんしん連絡センター」により緊急対応を行います。

対象者 (全てに該当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳未満の方 (65歳以上の方は高齢者福祉のサービスで対応できる場合があります) ・ 身体障がい者手帳1, 2級の方 ・ 障がい者のみの世帯 (またはこれに準ずる世帯) <p>※アナログ・光・デジタル回線いずれかの電話回線契約が必要です</p>
----------------	---

●申請方法

- ・ 身体障がい者手帳
- ・ 印鑑



各区役所 健康福祉課障がい福祉係
各地域保健福祉センター

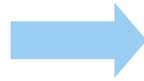
(6) 訪問入浴サービス 介

重度身体障がい者で自宅や施設での入浴が困難な方に訪問入浴を派遣します。

対象者	<p>身体障がい者手帳1, 2級の所持者(18歳以上)で次の各号に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自力または家族やヘルパーの介助のみでは入浴することのできない方 ・ 施設で入浴することのできない方 ・ 医師が入浴可能と認めた方 <p>※児童(18歳未満)で成人と同様の体格の方の場合はご相談ください。</p>
利用回数	週2回まで(7月~9月は週3回まで)
利用料	本人及び扶養義務者の前年の所得税額等に応じて負担していただきます。

●申請方法

- ・ 身体障がい者手帳
- ・ 印鑑
- ・ 診断書



各区役所 健康福祉課障がい福祉係
各地域保健福祉センター

◆介護保険が適用される方(44ページ参照)は、介護保険の訪問入浴介護をご利用いただくことになります。

(7) 自動車運転免許取得費助成

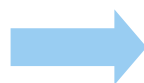
身体障がい者に対して、自動車運転免許(普通自動車)の取得に要する費用の一部を助成します。免許取得前に申請してください。

なお、免許の取得が申請の翌年度以降になる場合には、再度申請を行う必要があります。

対象者	<p>身体障がい者手帳4級(個別等級)以上の方 (免許の取得により就労が見込まれるなど社会活動への参加に効果があると見込まれる方)</p>
助成額	取得に直接要した費用の3分の2(上限10万円)

●申請方法

- ・ 身体障がい者手帳



各区役所 健康福祉課障がい福祉係

(8) 身体障がい者用自動車改造費助成

身体障がい者に対して、自動車改造費の一部を助成します。改造前に申請してください。
なお、改造完了が翌年度以降になる場合等には、再度申請を行う必要があります。

	本人運転の場合	介護者運転の場合
対 象 者 (いずれかに該当) ※対象者の等級は 個別等級です。	<ul style="list-style-type: none"> ・上肢, 下肢, 体幹にかかる1, 2級 (個別等級) の障がい者 ・運転免許証に改造の要件が記載されている上肢, 下肢, 体幹にかかる障がい者 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種肢体不自由者 ・上肢, 下肢, 体幹または内部機能にかかる1, 2級 (個別等級) の障がい者 (いずれも車いす利用者)
助 成 額	改造に要した費用 (上限10万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯 改造に要した費用 (上限60万円) ・所得税非課税世帯 改造に要した費用の2/3 (上限40万円) ・所得税課税世帯 改造に要した費用の1/2 (上限30万円)
自動車所有者	本人	本人または生計同一者
所 得 制 限	有り	有り
改 造 例	手動操作レバー取付改造等	車いす昇降装置取付改造等 (同様の装置が装備された自動車の購入を含む)
そ の 他 要 件	改造により社会参加が見込まれること 過去5年間に、この事業または他自治体による助成を受けていないこと	本人の移動のために自動車改造が必要であること 過去5年間に、この事業または他自治体による助成を受けていないこと

● 申請方法

- ・身体障がい者手帳
- ・運転免許証 (本人運転のみ)
- ・改造費見積書
- ・パンフレット, 価格表
(改造内容が具体的に確認できる書類)
- ・車検証 (すでにお持ちの自動車を改造する場合) (購入の場合は登録後)

各区役所 健康福祉課
障がい福祉係

(9) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

コミュニケーション確保や移動等の支援が必要な盲ろう者に通訳・介助員を派遣します。

対象者	身体障がい者手帳の視覚及び聴覚障がいの重複による障がいの程度が1級または2級の方
窓口	新潟ふれ愛プラザ内 新潟県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業事務局 住所：新潟市江南区亀田向陽1-9-1 電話：025-381-1480 (FAX兼用)

※受付時間は、火・木・金曜日 午前10時から午後4時まで (祝日・年末年始を除く)

※利用には登録が必要です。詳しくは上記事務局までお問い合わせください。

(10) 手話奉仕員及び要約筆記奉仕員派遣（コミュニケーション支援）

- 聴覚障がい者等が日常生活を営むうえで参加が必要とされる事業等に対し、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を派遣します。
 - ・市または福祉関係団体が実施する事業
 - ・公的機関での手続き、医療機関での診療等
 - ・その他市長が必要と認めるもの

● **利用方法**

申請書に必要事項を記入のうえ、郵送、ファックス、メールのいずれかで障がい福祉課管理係へお申込みください。

申請書は、市ホームページからダウンロードできるほか、障がい福祉課、各区役所健康福祉課にあります。詳しくはお問い合わせください。

（郵 送）〒951-8550 障がい福祉課管理係
 （ファックス）025-223-1500 （電 話）025-226-1237
 （メール）shogai.wl@city.niigata.lg.jp

- 市役所閉庁時（土日祝日、夜間など）で、緊急時（急病での搬送や火災等）の際に、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を派遣します。

対象となる場合	聴覚障がい者本人が望む場合（家族が緊急時の場合を含む）で、医療機関や消防、警察等の関係機関が必要と認めた場合。
利用方法	関係機関に希望する旨を伝えてください。関係機関から、手話通訳・要約筆記通訳協力者に連絡をとります。 ※申請書は関係機関が提出します。

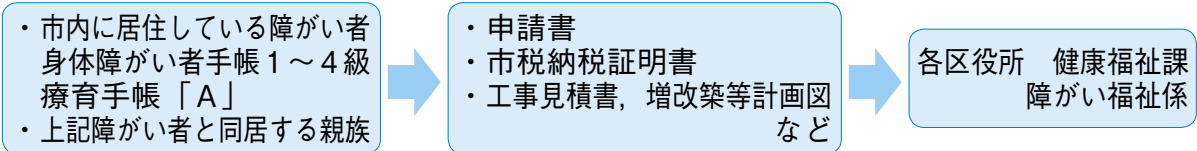
(11) 市営住宅への入居

重度身体障がい（車いす使用者）と視覚障がいのある方向けの市営住宅があります。所得制限など入居基準があります。

手続きなど、詳しくはP.3区役所健康福祉課または障がい福祉課在宅福祉係（電話025-226-1239）へお問い合わせください。

(12) 障がい者住宅整備資金融資制度

障がい者または障がい者と同居する家族に対し、障がい者の居住環境を改善するため、障がい者の専用居室等の新築、増改築、または改造のための資金の貸付けを行います。（事前に窓口にご相談ください）



（工事着工の3週間前までに申請してください）

貸付限度額	410万円
利 率	年 1.8%
償 還 方 法	元利均等月賦償還（貸付を受けた翌月から返済）
償 還 期 限	10年以内（70歳の誕生月の前月までに完済）
保 証 人	取扱金融機関の定めるところによる

- バリアフリー改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置を受けられる場合があります。詳しくは資産税課家屋1係、家屋第2係へ。

(13) 住宅リフォーム助成

重度の身体・知的障がい者が自宅で安心して生活できるように、浴室やトイレなどを改造する費用の助成を行います。(平成16年度申請分からは助成限度額内であれば複数回の利用が可能です。)

- **対象世帯** 身体障がい者手帳1・2級(総合等級)または療育手帳A(※注1)をお持ちの方がいる世帯で、前年の世帯員の収入合計が600万円未満の世帯
- **対象住宅** 障がい者本人が居住する住宅
- **対象工事** 障がい者の日常生活改善に直接関わる工事
- **助成額**

世帯区分	助成限度額		
	助成率	介護保険が適用される方	介護保険が適用されない方
生活保護世帯			100%
所得税非課税世帯	75%		左記以外の方
所得税課税世帯	50%		
			80万円
			60万円
			40万円
			100万円
			75万円
			50万円

- 助成率をかけると助成限度額を下回る場合は、低い方の金額となります。
介護保険の住宅改修費あるいは日常生活用具の居宅生活動作補助用具給付を併用する方は、その給付部分を除きます。

(参考)

	対象者	給付限度額	対象工事
介護保険の住宅改修費(※注2)	介護保険が適用される方	20万円	手すりのとりつけ、床段差の解消、床材の変更、扉の取り替え、便器の取り替え等の工事
日常生活用具の居宅生活動作補助用具(29ページ参照)	下肢不自由、体幹機能障がい3級以上の方	20万円	

※上記(注1)の等級に該当しない65歳以上の介護保険要支援・要介護認定者は高齢者向け住宅リフォーム助成をご利用いただけます。

※介護保険が適用される方は、介護保険の住宅改修費(注2)をご利用いただくことになり、日常生活用具の居宅生活動作補助用具はご利用いただくことはできません。

- 助成決定後に工事着工となりますので事前に各区役所健康福祉課にご相談ください。
- バリアフリー改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置を受けられる場合があります。詳しくは資産税課家屋第1係、家屋第2係へ。

● 改造工事例

(障がいをカバーするための工事が対象となるため、障がいの状態によって対象工事が異なります。)

浴室	手すり、シャワー、入浴台等の設置 浴槽、浴室内の改修(据え置き型浴槽から半埋め込み式浴槽、段差の調整など)
トイレ	手すりの設置、トイレ内の改修(和式から洋式便器など)
玄関	手すり、スロープ等の設置など
居室	和室を洋室に改修、手すりの設置、段差の調整など
台所、廊下、洗面所	手すりの設置、段差の調整など
階段	手すり、滑り止めの設置など
玄関先	スロープ、手すり、段差解消機の設置など

○対象工事の基本的な考え方

- ・障がい者本人のハンディキャップをカバーし、日常生活を改善するための工事が対象です。日常的に使う場所に限られます。
- ・冷暖房、通風、採光等の住環境を改善する工事は付帯工事として認めることもありますが単独での工事は認められません（暖房便座の後付け、換気扇、浴室暖房乾燥機の後付け、床暖房（基本は、床材のみ））。
- ・個人の責任で直さなければならないものは除きます（老朽化、故障、損傷）。
- ・アクセサリや収納に関するものは除きます（棚、鏡、窓用カーテン、タオル掛け、目隠し工事）。
- ・材質材料のインテリア重視は除きます。
- ・新築に伴う工事は除きます（例：新築と同時に階段昇降機を取り付ける）。
- ・増築工事と既存の改修工事が伴う場合、増築部分は助成対象外となります。既存の改修についても増築部分と同時期に工事した場合は助成対象外となります。

●申請書の添付書類

（申請書を提出する時に、必ず添付してください。）

種類	通数	備考	請求先等	
所有関係	「家屋評価証明書」または「納税通知書」の写し	1通	住宅内の改修をする場合	市税事務所 各税務センター等 税証明窓口
	「公営住宅模様替工事承認決定書」等の写し	1通	公営住宅の場合	*事前に管理先へ申請が必要
	住宅リフォーム工事承諾書（様式第7号）	1通	所有者が同居家族以外の場合、借家の場合	
住所関係	同居同意書	1通	工事完了後に同居予定の場合	
その他	障がい者手帳の写し 療育手帳の写し	1通		
	介護保険被保険者証		お持ちの場合	
所得関係	「市民税申告書」または「源泉徴収票」の写し	1通	同居世帯で未申告者または転入者がいる場合 ※直近の年度分	
	「生活保護証明」	1通	生活保護世帯の場合	区役所 生活保護担当課
工事関係 (必須)	「工事見積書」(様式第2号)	1通		工務店等施工業者
	「工事計画図」	1通	改修前と改修後の図面が必要	施工業者またはご自分で
	「着工前写真」	数枚	工事予定部分の写真(撮影年月日を入れる)	施工業者またはご自分で
(その他) 介護保険 住宅改修費 併用の場合	「介護保険住宅改修費支給申請事前確認書」	1通	担当のケアマネージャー等に作成を依頼してください。 併用の場合は、申請書と一緒に提出してください。	
	「住宅改修が必要な理由」	1通		

※工事関係以外は、備考欄の条件に該当する場合のみ添付

(14) 補助犬の給付

身体障がい者の社会参加を促進するため、補助犬が給付されます。対象は県内に居住（1年以上）する18歳以上の人で、次の身体障がい者手帳を持っている事です。

ただし、所得制限があります。

- 〔対 象 者〕
- (1) 盲導犬…視覚障がい1級
 - (2) 介助犬…肢体不自由1級または2級
 - (3) 聴導犬…聴覚障がい2級

〔問い合わせ〕 各区役所健康福祉課障がい福祉係

(15) 障がい者基幹相談支援センター

障がいのある方が安心して地域生活を送れるよう、自立と社会参加を支援することを目的に、専門の相談員が、当事者の視点に立って相談・助言を行っています。

担当エリア	相談窓口	場所	電話・ファックス番号	相談時間
北・東	障がい者基幹相談支援センター東	東区下木戸1-4-1 東区役所1階	電話：025-250-2315 FAX：025-250-7706	月曜から金曜 午前8時30分から午後5時30分 ※土・日曜、祝祭日、年末年始は休み
秋葉・江南・南	障がい者基幹相談支援センター秋葉	秋葉区程島2009番地 秋葉区役所2階	電話：0250-25-5661 FAX：0250-47-7106	月曜から金曜 午前8時30分から午後5時30分 ※土・日曜、祝祭日、年末年始は休み
西・西蒲	障がい者基幹相談支援センター西	西区寺尾東3-14-41 西区役所3階	電話：025-264-7468 FAX：025-378-3342	月曜から金曜 午前8時30分から午後5時30分 ※土・日曜、祝祭日、年末年始は休み
中央	障がい者基幹相談支援センター中央	中央区八千代1-3-1 新潟市総合福祉会館1階	電話：025-248-7171 FAX：025-385-7931	火曜から土曜 午前8時30分から午後5時15分 ※日曜・月曜（祝祭日にあたる場合はその翌日）、祝祭日、年末年始は休み

各センターは、業務の都合上、担当エリア制をとっていますが、皆様からの相談はどのセンターでも等しくお受けできます。お気軽にご相談ください。

(16) 地域で暮らす障がい者をささえる体制づくり事業

施設や病院から退所・退院し、地域のグループホームや在宅で暮らす障がい者等を対象に、安心して地域で生活できるよう、ホープヘルプや移動支援の居宅系サービスと短期入所を統合的に調整する機能を有し、併せて24時間体制で相談の受付を行い、緊急時などの支援を行います。

利用するためには、原則、事前の登録が必要です。

委託法人	社会福祉法人 新潟太陽福祉会	社会福祉法人 更生慈仁会
対象地域	北区，東区，中央区，江南区，秋葉区	南区，西区，西蒲区
受付先電話番号	コールセンターらいとほうす 090-6654-5913	コールセンターからびな 090-4829-0604

(17) 成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の方で、成年後見制度を利用する場合に必要な費用負担が困難な方について、次の表のとおり市が助成します。

[助成の内容]

助成の種類	対象者	助成費用
後見開始の審判に要する費用	次のいずれにも該当する方 ・新潟市に住所を有する方・成年被後見人等・本人(申立人)が、生活保護受給者またはこれに準ずる方	・収入印紙代・登録印紙代・郵便切手代 ・診断書料・鑑定料 ・戸籍謄本など申立書添付書類の取得費用
成年後見人等に支払う報酬の助成	次のいずれにも該当する方 ・新潟市に住所を有する方・成年被後見人等・生活保護受給者またはこれに準ずる方 ※成年後見人等が、配偶者・直系血族・兄弟姉妹の場合は助成の対象となりません。	成年後見人等に支払う報酬の一部 (上限額) 在宅者 月額28,000円 施設入所者 月額18,000円

詳しくはP.3区役所健康福祉課障がい福祉係にお問い合わせください。また、成年後見制度については、成年後見支援センター(P.93)にお問い合わせください。

(18) 障がい者福祉センター事業

●新潟市総合福祉会館障がい者福祉センター ・障がい者用浴室、機能回復訓練室、機能訓練プール、娯楽室 ※障がい者手帳をお持ちの方は自由に利用できます。 ・創作的活動や機能訓練を行うための講座(事前に申し込みが必要です) パソコン、リハビリ体操等	・新潟市社会福祉協議会 電話025-248-6281
●有明福祉会館 ・創作的活動や機能訓練を行うための講座(事前に申し込みが必要です) 籐細工、パソコン、リハビリ体操等	・新潟市社会事業協会 電話・FAX025-231-0204
●豊栄福祉交流センター クローバー ・創作的活動や社会適応訓練を行うための講座(事前に申し込みが必要です)	・社会福祉法人とよさか福祉会 電話025-384-1112

(19) 市報にいがた、区役所だより、市議会だよりの配達

○市報にいがた(毎週日曜日発行)

毎週日曜日に、新聞(新潟日報・朝日・毎日・読売・産経・日経)の朝刊に折り込んで各家庭にお届けしているほか、最新号とバックナンバーを市ホームページに掲載しています。市役所・区役所などの窓口や新潟駅万代口観光案内センター、白山駅、バスセンターにも置いてあります。新聞を購読していない家庭には申し込みにより配達しています。また、目の不自由な方には「点字版」と「声の広報」(音声版)を郵送しています。どちらも市コールセンターまたは広報課までお申し込みください。なお、「声の広報」はカセットテープ版・デジジー版・一般用CD版の3種類があります。

- ・市コールセンター 電話025-243-4894
- ・広報課 電話025-226-2085 ファックス025-223-5588
メールアドレス:koho@city.niigata.lg.jp

○区役所だより(毎月第1・3日曜日・市報にいがたと合体発行)

地域の話や身近な情報を掲載した「区役所だより」は、毎月第1・3日曜日に市報にいがた合体号として各家庭にお届けしているほか、新聞を購読していない世帯には配達しています。また、市ホームページには、8区すべての「区役所だより」を掲載しています。点字版及び音声版の「区役所だより」の発行については各区役所地域課へお問い合わせください。

○市議会だより

年4回、定例会後に議会での審議の概要をお知らせするために発行しています。新聞折込(新潟日報、朝日・毎日・読売・産経・日経)により各家庭にお届けしているほか、市議会ホームページに掲載しています。新聞未購読の家庭には申し込みにより郵送しています。目の不自由な方には点字版や音声版(カセットテープ版・デジジー版・一般用CD版)を申し込みにより郵送しています。申し込み先:議会事務局調査課(電話025-226-3385)

(20) 音声版・点字版の市発行物一覧

発行物名	作成形態				発行頻度	問い合わせ先
	デジ-	CD	カセット	点字		
市報にいがた・区役所だより※	○	○	○	○	定期(毎週日曜日)	広報課・各区役所
市議会だより	○	○	○	○	定期(年4回)	議会事務局調査課
サイチョPRESS(新潟市の資源とごみの情報紙)	○		○	○	定期(年4回)	廃棄物政策課
選挙公報(新潟市議会議員一般選挙のお知らせ)		○	○	○	随時	選挙管理委員会事務局
新潟市の介護保険(折り込みチラシ)	○		○	○	定期(年1回)	介護保険課
新潟市の介護保険料(折り込みチラシ)	○		○	○	作成時	介護保険課
障がい者(児)福祉のしおり	○	○			定期(年1回)	障がい福祉課
第2次新潟市障がい者計画・第3期新潟市障がい福祉計画	○			○	作成時	障がい福祉課

※区役所だよりの作成形態については、各区役所地域課へお問い合わせください。

(21) 在宅障がい者等図書サービス

身体の障がい等で図書館に来館することが困難な方に、図書館資料を宅配便等で貸し出します。大活字本や録音図書、DVD・ビデオ・CD・カセットテープ等のAV資料(音楽、映像、音声)も用意しています。

問い合わせ先 新潟市立中央図書館(愛称:ほんぼーと 新潟市中央区明石2丁目1-10)
電話025-246-7700 ファックス025-246-7722

(22) 障がい者スポーツ全国大会参加激励金支給事業

国や地方公共団体、国際的または全国的な障がい者関係団体並びに競技団体、その他これらに準ずる公的な団体が主催して行うスポーツの全国大会等に参加する方に対し、激励金を支給します。支給を受けようとする方は、大会の出場決定後すみやかに障がい福祉課へ申請してください。なお、出場大会終了後の申請はできません。

大会種別等	支給額		
(1) パラリンピック競技大会 デフリンピック競技大会 スペシャルオリンピック競技大会	国外開催	1人当たり	100,000円
	国内開催	1人当たり	50,000円
(2) 上記の大会を除く国際大会	1人当たり		15,000円
(3) 全国障害者スポーツ大会	個人競技	1人当たり	10,000円
	団体競技	1チーム当たり 100,000円が限度 ただし、団体チーム構成員が10人に満たない場合は、 構成員1人当たり各個人競技の支給基準額を乗じた額	
(4) 上記以外の全国規模の大会	個人競技	1人当たり	5,000円
	団体競技	1チーム当たり 50,000円が限度 ただし、団体チーム構成員が10人に満たない場合は、 構成員1人当たり各個人競技の支給基準額を乗じた額	

(23) 駐車禁止除外標章制度

障がいにより歩行困難な方が運転または同乗する場合に、標章を受けると、公安委員会が道路標識等により駐車を禁止した場所及び時間制限駐車区間に駐車が可能となります。ただし、法令により駐車場所や方法が制限される場合があります。詳しくは居住地を管轄する警察署の交通課へお問い合わせください。
〔対象となる障がい等級等〕

手帳等		個別等級	
身体障がい者手帳	視覚障がい	1級～4級	
	聴覚障がい	2級, 3級	
	平衡機能障がい	3級	
	上肢不自由	1級, 2級1, 2級2	
	下肢不自由	1級～4級	
	脳原性運動機能障がい	上肢機能	1級, 2級 (1上肢除く)
		移動機能	1級～4級
	体幹不自由	1級～3級	
	内部障がい <small>(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害)</small>	1級, 3級	
	免疫機能障がい	1級～3級	
	肝臓機能障がい	1級～3級	
療育手帳	「A」		
精神障がい者保健福祉手帳	1級		

〔申請に必要なもの〕

- ・申請書 ・身体障がい者手帳等の写し ・印鑑
- ・住民票 (障がい者本人が記載され、3ヵ月以内に交付されたもの)

申請先

居住地を管轄する警察署の交通課

(24) 新潟県おもいやり駐車場制度

ショッピングセンター等の障がい者等用駐車スペースの適正な利用を確保するため、身体に障がいのある方、高齢者、妊産婦、難病患者など歩行が困難な方に利用証を交付しています。利用証はルームミラーなどにかけていただき、外から見えるよう吊り下げます。

該当する駐車スペースには、「新潟県おもいやり駐車場制度」案内看板があります。

詳しくは、新潟県障害福祉課 (電話025-280-5211)、または区役所健康福祉課障がい福祉係へお問い合わせください。

〔交付対象者〕

下記基準に該当する方で、なおかつ歩行が困難または歩行に配慮が必要な方

区分	交付基準		
1 身体障がい者	視覚障がい	身体障がい者手帳が4級以上の方	
	平衡機能障がい	身体障がい者手帳が5級以上の方	
	肢体不自由	上肢	身体障がい者手帳が2級以上の方
		下肢	身体障がい者手帳が6級以上の方
	体幹	身体障がい者手帳が5級以上の方	
	脳原性	上肢機能	身体障がい者手帳が2級以上の方
		移動機能	身体障がい者手帳が6級以上の方
	その他内部機能障がい等	身体障がい者手帳が4級以上の方	
2 知的障がい者	療育手帳所持者		
3 精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳の障がいの等級が2級以上の方		
4 発達障がいのある者	歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関等が認めた方		
5 難病患者	特定疾患医療受給者及び特定医療費(指定難病)医療受給者		
6 高齢者	介護保険の要介護状態区分が要支援1以上の方		
7 妊産婦	母子手帳取得者で産後1年半までの方		
8 その他けが人または病気等の者	その他歩行が困難であることが診断書等により確認できる方		

(25) 災害時要援護者名簿への登録

災害時に援護が必要な方の名簿を地域の自主防災組織や介護などのサービス提供業者に配布し、災害時の安否確認や避難の付き添いなどに役立てます。

名簿の登録は、原則として本人からの申請によりますが、障がいなどの理由で本人が申請できない場合は、配偶者・扶養義務者・保護者による代理申請もできます。

- 【対象者】
- ・障がいや病気、高齢などにより、自力で避難できない方や、避難に時間が掛かり家族などの援護が望めない方
 - ・障がいの目安
身体障がい者手帳：1～2級 療育手帳：A
精神障がい者保健福祉手帳：1～2級
- 【申し込み】 各区役所健康福祉課

(26) 聴覚障がい者・言語障がい者の110番通報、119番通報

○110番通報（事件、事故、緊急事態発生時）

事件・事故、緊急事態発生時の緊急通報用として、ファックスや電子メールによる通報ができます。ファックス110番は、いつ、どこで、なにがあったのか、通報者の住所、氏名、年齢、性別、ファックス番号等を記載して送信してください。メール110番は対話方式（チャット式）であり、電話に近い形で文字による通話ができます。

窓口：新潟県警察本部地域部通信指令課

ファックス110番	0120-279-110
メール110番	メールアドレス http://niigata110.jp/

○119番通報（火災、救急時）

災害発生時に緊急通報する場合、ファックスや電子メールを使用して直接消防局指令管制センターへ119番通報することができます。

災害種別（火災・救急・救助）、住所（災害発生場所・救急車の向かう場所）、状況（例：台所からの出火・何歳の父親が倒れたなど）、通報した方の氏名・住所・ファックス番号（ファックス通報の場合）を記入して送信してください。

①ファックスによる通報の場合

ファックス番号	119（新潟市内全域）
---------	-------------

②メールによる119番通報（メール119）の場合

事前に申し込みが必要です。詳しくは消防局指令課までお問い合わせください。消防局ホームページからのメール119番利用案内及び申込書の取得も可能です。

電話025-223-3191 ファックス025-223-3193

新潟市消防局ホームページアドレス <http://www.city.niigata.jp/info/shobo/>

(1) 障がい福祉サービス等の対象者

身体障がい者	①身体障がい者手帳を取得されている方
知的障がい者	①療育手帳を取得されている方 ②知的障がい者更正相談所または児童相談所に知的障がいと判定された方
精神障がい者 (発達障がい者も含む)	①精神障がい者保健福祉手帳を持っている方 ②精神障がいのために障がい年金を受給されている方 ③精神障がいのために特別障がい給付金を受給されている方 ④自立支援医療（精神通院）を受給されている方 ⑤医師に精神障がいと診断された方（診断書必要）
障がい児	①身体もしくは知的障がいのある18歳未満の方 ②精神障がいのある18歳未満の方（発達障がい児も含む）
難病患者等	①102ページに掲げる疾病に罹患している方

※介護保険の対象者は、原則として介護保険のサービスをご利用ください。（取り扱いについては44ページをご覧ください。）

介護保険の対象者：① 65歳以上で介護が必要になった方
② 40～64歳で医療保険に加入している方のうち特定疾病により介護が必要となった方（下記の特定疾病の範囲参照）

※特定疾病の範囲

- ①がん末期 ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗しょう症 ⑥初老期における認知症 ⑦パーキンソン病関連疾患
- ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障がい、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

(2) 介護保険との適用関係

介護保険の対象者は、サービスの内容や機能から障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、介護保険サービスが優先となりますが、下記に該当する場合は障がい福祉サービスを利用することができます。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者等
居宅介護 (身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助)	①介護保険サービスにおいて、ヘルパーの派遣時間が足りない。 ②介護保険の訪問介護では専門的な対応が難しい全身性障がい者(注1)、重度の視覚障がい者(1・2級)、重度の聴覚障がい者(2級)、重度の内部障がい者(1・2級)、若しくはこれらと同様の状態にあると認められる難病患者等、または知的障がい者、精神障がい者のいずれかの方。 ③介護保険の給付限度額まで利用し、その半分以上が訪問介護を利用している。(要介護認定の結果、非該当(自立)と判定された方はこの要件③は不要)ただし、要支援1の方の場合は23,840円まで、要支援2の方の場合は37,817円まで利用していればよいものとします。 上記①～③すべての要件を満たす場合または重度障がい者等包括支援の支給対象となる心身の状態である場合は、介護保険の訪問介護の利用に加え、障がい福祉サービスの居宅介護の利用が可能となります。 ※重度障がい者等包括支援の対象については49ページの「(5) サービスと対象障がい・障がい支援区分の対応表」をご確認ください。 (注1) 全身性障がい者：以下のア～ウのいずれかであり、かつ、両上肢及び両下肢のいずれにも障がいと認められる方。または同様の状態にあると認められる方。 ア) 肢体不自由1級の方 イ) 上下肢不自由1級の方 ウ) 脳原性運動機能障がい1級の方			
地域活動支援センターⅡ型(デイサービス)	介護保険サービス	障がい福祉サービス	介護保険サービス	介護保険サービス
生活介護	介護保険サービス	障がい福祉サービス	障がい福祉サービス	介護保険サービス
短期入所・日中一時支援(ショートステイ)	介護保険サービス	障がい福祉サービス	障がい福祉サービス	介護保険サービス

介護保険に相当するものがない障がい福祉固有のサービス(同行援護、行動援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援、重度訪問介護、重度障がい者等包括支援等)については、年齢や疾病名に関係なく、支給の要件に該当していれば利用できます。

〔居宅介護(生活サポート含む)の利用者が介護保険に移行する場合〕

介護保険適用前に支給されていた居宅介護の支給量を介護保険では確保できなかった場合	引き続き介護保険適用前と同等の支援が必要と認められる場合は、上記に記載の居宅介護の条件にかかわらず、居宅介護を利用することができます。
介護保険で訪問介護が利用できる場合	介護保険が優先されるので、介護保険で利用可能な時間数を差し引いた時間数分だけ居宅介護を利用することができます。
介護保険適用前に支給されていた居宅介護の支給量を超えて利用が必要な場合	上記に記載の居宅介護の条件にそって審査をします。

※居宅介護の利用実態がない場合は居宅介護の支給決定を行いません。

→ お問い合わせ：各区役所へ(P.3参照)

(3) 障がい福祉サービス等のしくみ

障がい福祉サービス等には「介護給付」「訓練等給付」「地域生活支援事業」「計画支援」「地域相談支援事業」また障がい児向けサービスである「障がい児通所支援」「障がい児入所支援」「障がい児相談支援」があります。

サービスは組み合わせて利用することができます。

介護給付	生活上及び療養上の介護サービスです。利用するためには障がい支援区分の認定が必要であり、区分によって利用できるサービスが異なります。
訓練等給付	リハビリテーションや一般就労に向けた訓練を行うサービスです。共同生活援助（グループホーム）利用希望者以外は障がい支援区分の認定は必要ありませんが、利用期間が限定されている場合があります（自立訓練、就労移行支援）。
地域生活支援事業	地域の特性や利用者の状況に応じて各市町村が実施するサービスです。障がい支援区分の認定は必要ありません。
障がい児通所支援給付	就学前児童や就学中児童の放課後等に生活能力向上や集団生活への適応のための訓練等を行います。
障がい児入所給付	児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。 ★利用を希望する場合は児童相談所にご相談ください。
地域相談支援給付	地域移行や地域で安心して暮らすための相談支援です。
計画相談支援給付	障がい福祉サービス等の利用を希望する利用者に最も適切なサービス提供が行われるよう支援します。サービス等利用計画の作成や一定期間ごとの計画の見直しを行います。
障がい児相談支援給付	障がい児通所支援等の利用を希望する障がい児に最も適切なサービス提供が行われるよう支援します。障がい児支援利用計画の作成や、一定期間ごとの計画の見直しを行います。

【介護給付】

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 重度障がい者等包括支援
- ・ 短所入所（ショートステイ）
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 施設入所支援

【訓練等給付】

- ・ 自立訓練
（機能訓練・生活訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A・B型）
- ・ 共同生活援助
（グループホーム）

障がい児対象

【障がい児通所支援給付】

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援

【障がい児入所給付】

- ・ 福祉型障がい児入所施設
- ・ 医療型障がい児入所施設

【計画相談支援給付】

【障がい児相談支援給付】

【地域相談支援給付】

- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

【地域生活支援事業】

- ・ 移動支援
- ・ 生活サポート
- ・ 日中一時支援
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 福祉ホーム

(4) 障がい福祉サービス等の内容

在宅で利用するサービス（ホームヘルプサービス）

サービスの名称	内容	手続き
居宅介護 (身体介護・家事援助)	自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や、家事の援助等を行います。	介護給付
重度訪問介護	自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や、外出時における支援等を総合的に行います。(原則として、居宅介護との併給はできません)	介護給付
重度障がい者等包括支援	居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。(他の障がい福祉サービスとの併給はできません)	介護給付
生活サポート	自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や、家事の援助等を行います。	地域生活支援事業

外出時に利用するサービス（ガイドヘルプサービス）

サービスの名称	内容	手続き
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出時において必要な支援等を行います。	介護給付
行動援護	外出する際、危険を回避するために必要な支援等を行います。	介護給付
居宅介護 (通院等介助)	病院等への通院及び受診等の手続き等の介助、公的手続きのための官公署への訪問や相談支援事業者への相談・サービス事業者への見学の際の介助を行います。	介護給付
居宅介護 (通院等乗降介助)	通院等のための乗車または降車時の介助を行います。	介護給付
重度障がい者等包括支援	居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。(他の障がい福祉サービスとの併給はできません)	介護給付
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出のための支援を行います。(同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度障がい者等包括支援の対象者は、原則として、介護給付におけるサービスを優先して利用します)	地域生活支援事業

通所して利用するサービス

サービスの名称	内容	手続き	
生活介護	施設において日中の入浴、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	介護給付	
重度障がい者等包括支援	居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。(他の障がい福祉サービスとの併給はできません)	介護給付	
日中一時支援 (日帰りの短期入所)	自宅の介護者が病気の場合などに、日中において施設で、見守り等の支援を行います。	地域生活支援事業	
自立訓練	機能訓練	一定期間の支援計画に基づいて、身体機能の向上のための訓練を行います。	訓練等給付
	生活訓練	一定期間の支援計画に基づいて、生活能力の向上のための訓練を行います。	訓練等給付
就労移行支援	一定期間の支援計画に基づいて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	訓練等給付	

サービスの名称		内容	手続き
就労継続支援	A型	雇用契約に基づき、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	訓練等給付
	B型	働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	訓練等給付
地域活動支援センター	I型	専門職員による相談支援、福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。	地域生活支援事業
	II型	機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施します。（旧障がい者デイサービス）	地域生活支援事業
	III型	創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施します。	地域生活支援事業

住まいの場として利用するサービス

サービスの名称	内容	手続き
短期入所 (ショートステイ)	自宅の介護者が病気の場合などに、入所施設等において短期間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	介護給付
療養介護	医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援等を行います。	介護給付
施設入所支援	夜間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	介護給付
重度障がい者等包括支援	居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 (他の障がい福祉サービスとの併給はできません)	介護給付
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居において、日常生活上の援助や相談及び入浴、排せつ、食事の介護等を行います。(原則として、居宅介護との併給はできません)	訓練等給付
福祉ホーム	居室その他の設備が利用でき、日常生活に必要な便宜を供与する施設です。	地域生活支援事業

※「施設入所支援」の利用にあたっての注意事項

「施設入所支援」は、申込順での入所ではありません。本人の心身の状況や家族の状況など、入所サービスの必要性を総合的に勘案し、入所調整会議において優先順位が決定されます。

児童福祉法のサービス

サービスの名称	内 容	手続き
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練の支援を行います。	障がい児通所支援給付
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練，治療を行います。	〃
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に，生活能力向上のために必要な訓練，社会との交流の促進を行います。	〃
保育所等訪問支援	保育所等の施設を訪問し，集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	〃
福祉型障がい児入所施設	施設に入所する障がいのある児童に対し，保護，日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。	障がい児入所給付
医療型障がい児入所施設	施設に入所する障がいのある児童に対し，保護，日常生活の指導及び知識技能の付与，治療を行います。	障がい児入所給付

7

相談支援サービス

サービスの名称	内 容	手続き
計画相談支援	障がい福祉サービス等の利用を希望する方の総合的な援助の方針や，サービスの組み合わせ等を検討し，サービス等利用計画の作成や，計画の評価などを行います。	計画相談支援給付
地域相談支援	地域での生活へ移行するために住居の確保や日中活動の相談などの重点的な支援を行ったり，地域で暮らす方に常時の連絡体制を確保し，緊急の事態等における相談や支援を行います。	地域相談支援給付
障がい児相談支援	障がい児通所サービス等の利用を希望する児童の総合的な援助の方針や，サービスの組み合わせ等を検討し，障がい児支援利用計画の作成や，計画の評価などを行います。	障がい児相談支援給付

(5) サービスと対象障がい・障がい支援区分の対応表

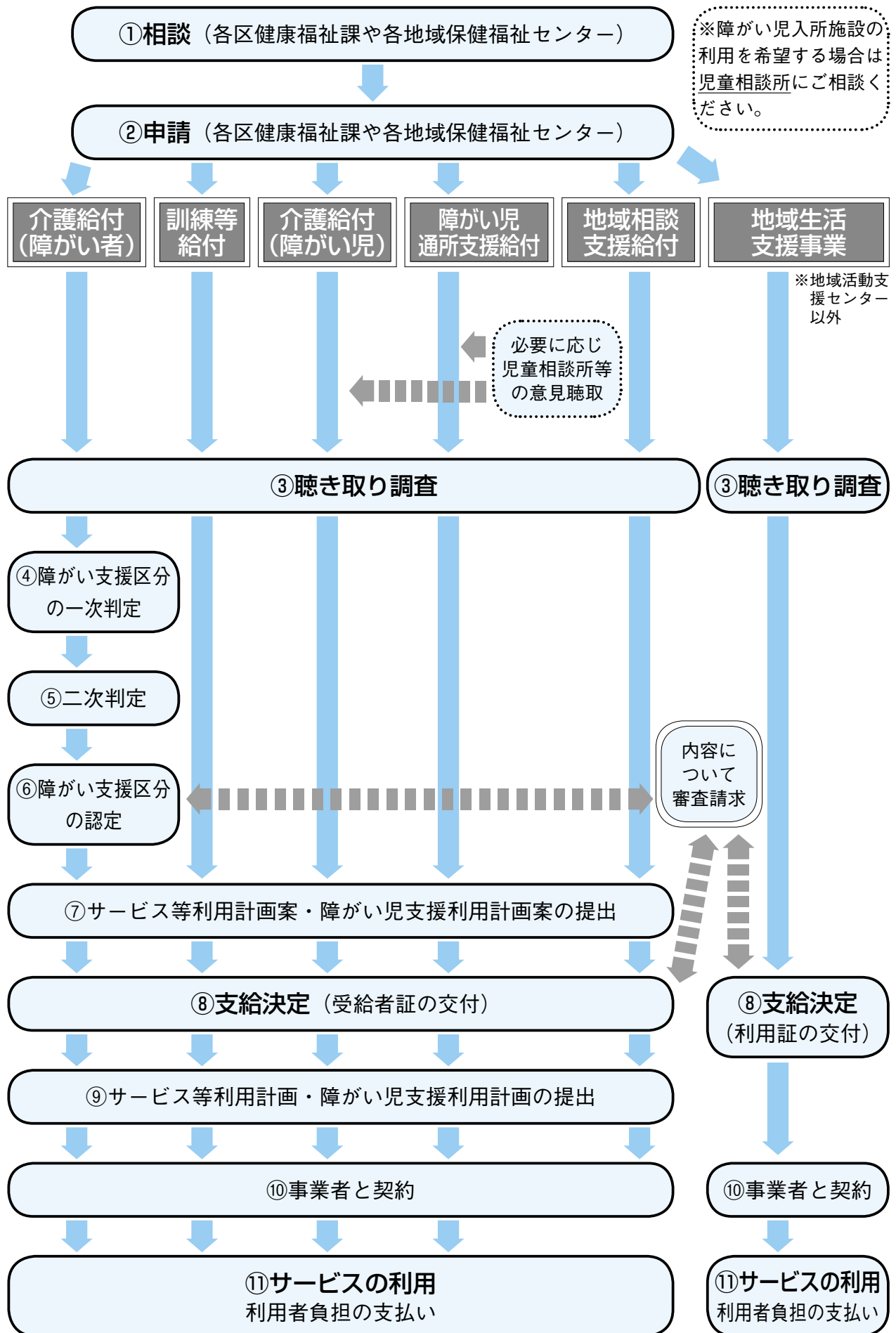
(※1) 障がい支援区分のほかに、一定の要件があります

サービスの種類と名称		対象障がい				障がい支援区分						一定の要件／特定の条件
種類	名称	身体	知的	精神	難病	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	
在宅で利用するサービス	居宅介護 (身体介護・家事援助)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	重度訪問介護	○	○	○	○						○	○
	生活サポート	○	○	○		○						
外出時に利用するサービス	同行援護	○			○				○	○	○	○
	行動援護		○	○	○				○	○	○	○
	居宅介護 (通院等介助)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	居宅介護 (通院等乗降介助)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	移動支援	○	○	○			区分認定不要					
通所して利用するサービス ※利用は原則18歳以上(日中一時支援は除く)	生活介護	○	○	○	○				△	○	○	○
	自立訓練 (機能訓練)	○			○		区分認定不要					
	自立訓練 (生活訓練)		○	○	○		入所施設・病院を退所・退院、特別支援学校を卒業した身体障がい者 ・入所施設／病院を、退所／退院、特別支援学校を卒業した知的障がい者／精神障がい者 ・難病患者等の場合は、43ページの知的障がい者または精神障がい者の要件に該当する人					
	就労移行支援	○	○	○	○		一般企業等への就労を希望する65歳未満の人					
	就労継続支援 (A型)	○	○	○	○		一般企業等での就労が困難な利用開始時に65歳未満の人					
	就労継続支援 (B型)	○	○	○	○		一般企業等での就労が困難な人					
	日中一時支援 (日帰りの短期入所)	○	○	○								
	地域活動支援センター (I型・II型・III型)	○	○	○	○							

サービスの種類と名称		対象障がい				障がい支援区分						一定の要件／特定の条件		
種類	名称	身体	知的	精神	難病	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5		区分6	
住まいの場として利用するサービス ※利用は原則18歳以上(短期入所は除く)	短期入所(ショートステイ)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
	療養介護	○	○	○	○							○	○	区分5以上(常時の介護や医療を必要とする人) ※筋ジストロフィー患者等で区分5以上, 筋萎縮性側索硬化症患者で区分6
	施設入所支援	○	○	○	○				△	○	○	○		区分4以上(「生活介護」利用者のうち区分4以上, 50歳以上の場合は区分3以上)
	共同生活援助(グループホーム)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	福祉ホーム			○										
在宅, 通所, 住まいの場として利用するサービス	重度障がい者等包括支援	○	○	○	○							○	区分6で意思の疎通に著しい困難を有する人で次のいずれかに該当する人 ●重度訪問介護の対象者で四肢すべてに麻痺があり, 寝たきり状態にある障がい者のうち次のいずれかに該当する人 ・人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者 ・最重度知的障がい者 ●障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が10点以上の人	
児童福祉法に基づくサービス	児童発達支援	○	○	○	○									
	医療型児童発達支援	○	○	○	○									
	放課後等デイサービス	○	○	○	○									
	保育所等訪問支援	○	○	○	○									
						区分認定不要								

※障がい児入所施設の利用を希望する場合は, 児童相談所にご相談ください。

(6) サービス利用までのなかれ



番号	利用までのながれ	内 容
①	相談	困っていることや使いたいサービスなどをご相談ください。
②	申請	申請先サービスを利用するためには、申請することが必要です。
③	聴き取り調査	市のケースワーカーが訪問し、心身の状況などについて聴き取り調査を行います。
④	障がい支援区分の一次判定	コンピューターで支援の必要度を判定します。
⑤	障がい支援区分の二次判定	「審査会」で一次判定の結果と医師の意見書などに基づき総合的な判定が行われます。 ・申請者のかかりつけ医療機関に対して、新潟市から意見書の記載を依頼します。 ・意見書の記載料は、新潟市が医療機関へ直接お支払いします。 (原則として自己負担はありません)
⑥	障がい支援区分の認定	判定に基づき、障がい支援区分を決定します。 → 区分に不服があるときは「審査請求」ができます。(59ページ参照) ※原則として3年ごとに更新(再認定)が必要です。
⑦	サービス等利用計画案の提出	指定特定相談支援事業者(指定障がい児相談支援事業者)が作成したサービス等利用計画案を提出してください。
⑧	支給決定 受給者証, 利用証の交付	支給決定します。 → 区分に不服があるときは「審査請求」ができます。(59ページ参照) 「介護給付」「訓練等給付」「障がい児通所支援」の申請者には「受給者証」の交付, 「地域生活支援事業」の申請者には「利用証」の交付がされます。
⑨	サービス等利用計画の提出	支給決定に係るサービス等利用計画を提出してください。
⑩	事業者と契約	サービスを受ける事業者を選択して契約を締結します。
⑪	サービスの利用 利用者負担の支払い	契約に基づいてサービスを利用します。 利用したサービスの原則1割を負担します。 ※減免制度があります。

「地域生活支援事業」のなかの「地域活動支援センター」をご利用の際は、利用したい施設に直接ご相談ください。

→ 受給者証や利用証は必要ありません。

(7) 受給者証・利用証について

障がい福祉サービスを受給・利用するための証明書として、下記の証書が交付されます。

- ・介護給付，訓練等給付，障がい児通所支援の支給決定者には「**受給者証**」
- ・地域生活支援事業の生活支援サービス支給決定者には「**利用証**」

※療養介護の受給者には，受給者証と合わせて「療養介護医療受給者証」が交付されます。

※医療型児童発達支援の受給者には，受給者証と合わせて「肢体不自由児通所医療受給者証」が交付されます。

●受給者証（緑）を受け取られた方へ

「受給者証」には，サービスを利用するための大切な情報が記載されています。

下記の見本をもとに確認が必要な部分（詳細は56ページ）をお確かめください。

（見本：（一）面）

障がい福祉サービス受給者証		
受給者証番号	0000500××××	
支給決定障がい者等	居住地	新潟市中央区学校町通1番町602番地
	フリガナ	ニイガタハナコ
	氏名	新潟 花子
	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
障がい児	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
障がい種別	2	
交付年月日	平成27年6月25日	
支給市町村名及び印	新潟市長	

（見本：（六）面）

利用者負担に関する事項	
負担上限月額	9,300円
適用期間	平成27年7月1日から平成28年6月30日まで
食事提供体制加算対象者	該当
適用期間	平成27年7月1日から平成28年6月30日まで
利用者負担上限額管理事業者該当の有無	該当
利用者負担上限額管理事業者名	〇〇〇〇園
特記事項	新潟市地域生活支援事業併給あり 新潟市利用者負担軽減措置制度対象者 (軽減措置が延長されない場合の軽減適用期間は平成28年3月31日まで)
予備欄	中央区役所

●利用証（青）を受け取られた方へ

「利用証」には、サービスを利用するための大切な情報が記載されています。
 下記の見本をもとに確認が必要な部分（詳細は56ページ）をお確かめください。

（見本：（一）面）

新潟市障がい者地域生活支援事業利用証		
利用者	受給番号	0000700××××
	居住地	新潟市中央区学校町通1番町602番地
	フリガナ	ニイガタハナコ
	氏名	新潟 花子
	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
児童	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
交付年月日	平成27年6月25日	
支給市町村名及び印	新潟市長	

ア

7

障がい福祉サービス等の利用について

（見本：（三）面）

利用決定の内容		
支日中一時 援等事 業	利用決定期間	平成27年7月1日から平成28年6月30日まで
	利用量等	7日／月（区分3）
利用者負担上限月額		9,300円
特記事項		<p>新潟市利用者負担軽減措置制度対象者 （軽減助成が延長されない場合の 軽減適用期間は平成28年3月31日まで） 利用者負担上限管理対象者 障がい福祉サービス併給あり 食事提供体制加算対象者</p>
（予備欄）		<p>中央区役所</p> <p>上限額管理事業者：</p>

ウ

オ

カ

キ

ク

●受給者証（黄）を受け取られた方へ

「受給者証」には、サービスを利用するための大切な情報が記載されています。
 下記の見本をもとに確認が必要な部分（詳細は56ページ）をお確かめください。

（見本：（一）面）

通所受給者証		
受給者証番号	0000300××××	
通所給付決定保護者	居住地	新潟市中央区学校町通1番町602番地
	フリガナ	ニイガタハナコ
	氏名	新潟 花子
	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
児童	フリガナ	ニイガタタロウ
	氏名	新潟 太郎
	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
交付年月日	平成27年6月25日	
支給市町村名及び印	新潟市長	

ア

イ

（見本：（五）面）

利用者負担に関する事項	
負担上限月額	4,600円
適用期間	平成27年7月1日から平成28年6月30日まで
食事提供体制加算対象者	該当
適用期間	平成27年7月1日から平成28年6月30日まで
利用者負担上限額管理事業者該当の有無	該当
利用者負担上限額管理事業者名 〇〇〇〇園	
特記事項 新潟市地域生活支援事業併給あり 新潟市利用者負担軽減措置制度対象者 (軽減措置が延長されない場合の軽減適用期間は平成28年3月31日まで)	
予備欄 中央区役所	

ウ

エ

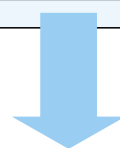
キ

オ

カ

● 「受給者証」「利用証」の確認が必要な箇所と内容

見本の 該当箇所	確認項目	確認箇所
関 する こ と あ な た に	ア 居住地・氏名・生年月日	誤りがないか確認ください
	イ 障がい種別	1→身体障がい 2→知的障がい 3→精神障がい 5→難病患者等
あ な た が 負 担 す る 利 用 料 ・ 負 担 軽 減 に 関 す る こ と	ウ 負担上限額	自己負担額は利用金額の原則1割ですが、1ヶ月あたりの負担上限額が決まっています。
	エ 食事提供体制加算対象者	受給者証の方：通所施設等で食事の提供を受けた場合に、食費の減免が受けられます。 利用証の方：「日中一時支援」利用時に食事の提供を受けた場合に、食費の減免が受けられます。
	オ 新潟市利用者負担軽減措置制度対象者	新潟市独自の軽減措置により、利用者負担額が、2割軽減されます。
	カ 軽減助成が延長されない場合の軽減適用期間は平成28年3月31日まで	新潟市独自の軽減措置は、平成28年3月31日までの経過措置とされており、延長されなかった場合は、市から改めてお知らせいたします。
	キ 利用者負担上限額管理対象者	<u>上限額管理の手続きが必要となります。</u>



◆上限額管理とは

複数の事業者をご利用の場合は、それぞれの事業者から利用者負担の請求があります。その際、各事業者からの請求額を合算した金額が、利用者負担上限月額を超えないように、事業者間で利用者負担額の調整を行います。利用者の方には、この調整を行う上限管理事業者を選択していただく必要があります。

◆手続きの方法

- ①新潟市から受給者証・利用証と一緒に「利用者負担上限額事務依頼（変更）届出書」が届きます。
- ②サービスを利用する事業者の中から上限管理を依頼したい事業者に届出書を提出してください。
- ③事業者が必要事項を記載してもらい、「利用者負担上限額事務依頼（変更）届出書」と受給者証・利用証を新潟市に提出してください。
- ④上限管理事業者名を受給者証・利用証に記入し、お返しいたします。

(8) 利用者負担について

障がい福祉サービス、地域生活支援事業及び障がい児通所・入所支援は、原則として費用の1割が利用者の負担となりますが、世帯の所得に応じて1ヶ月あたりの上限額を定め、負担が重くならないようにしています。

平成22年4月1日より市民税非課税世帯の方については、負担上限月額が0円になりました。

●負担上限月額

区分	対象者	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯で市民税所得割額（※）が16万円（障がい児（加齢児を除く。）及び20歳未満の施設入所者については28万円）未満の方	居宅で生活する障がい児 4,600円 居宅で生活する障がい児及び 20歳未満の施設入所者 9,300円
一般2	市民税課税世帯で一般1に該当しない方	37,200円

※この表における市民税所得割額は、地方税法改正による扶養控除廃止前の例により算定した額。

【所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。】

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 （施設に入所する18、19歳を除く）	障がいのある方とその配偶者
障がい児 （施設に入所する18、19歳を除く）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

●食費等の実費

【施設に通所する場合、短期入所・日中一時支援を利用する場合】

低所得世帯、一般1の場合は、食費の負担額を1/3に減額します。

【施設に入所する場合】

サービスの利用者負担と食費等の実費負担をしても、少なくとも25,000円が手元に残るよう、補足給付費を支給します。

●グループホームの家賃助成

- 指定グループホーム入居者のうち、市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯に属する方に対して、家賃について1人当たり月額10,000円を上限に助成します。

●生活保護への移行防止措置

- 費用を負担することによって生活保護世帯に該当する場合は、生活保護世帯に該当しなくなるまで利用者負担の負担上限月額等を引き下げます。

●新潟市の独自軽減措置

- 新潟市では、市独自の利用者負担額軽減措置を行っています。市民税課税世帯の方は利用者負担額が2割軽減されます。

●多子軽減措置

- 障がい児通所支援を利用している児童の兄弟が就学前児童で、幼稚園・特別支援学校の幼稚部・保育所・情緒障がい児短期治療施設・認定こども園に通い、または、児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合に、利用者負担を第2子の場合は1割負担から100分の5に相当する額とし、第3子以降は無償とします。

●高額障がい福祉サービス等給付費

- 障がい福祉サービス、地域生活支援事業（移動支援、生活サポート、日中一時支援）、障がい児通所支援及び障がい児入所支援の利用者で、世帯（18歳以上の場合、障がい者及び配偶者）における以下の①～⑤の費用（月額）の合算額が基準額を超えた場合に、高額障がい福祉サービス等給付費・高額生活支援給付費、高額障がい児通所給付費、高額障がい児入所給付費を支給します。

- ①障がい福祉サービスの利用者負担額
 - ②地域生活支援事業（移動支援、生活サポート、日中一時支援）の利用者負担額
 - ③介護保険の利用者負担額
 - ④補装具の利用者負担額
 - ⑤児童福祉法に基づく障がい児通所支援・障がい児入所支援の利用者負担額
- ※介護保険法、児童福祉法で償還された額は除く。

世帯における基準額は以下のとおりです。

所得区分	基準額
市民税課税世帯（一般1・2）	37,200円
市民税非課税世帯（低所得1・2）及び生活保護世帯	非該当

※同一の障がい児、障がい児の兄弟が2以上の受給者証（利用証）のサービスを利用する場合は、いずれか高い額が基準額となります。

☆この制度は、いったん費用の全額を払っていただいた後に、申請に基づいて対象となる費用が払い戻される「償還払い方式」になりますので、各区役所に必ず申請してください。

●災害措置

- 震災、風水害、火災などの災害や失業で生活基盤に著しい被害を受けた場合は、利用者負担額が軽減されることがあるので、ご相談ください。

● 「受給者証」「利用証」に関して区役所への手続きが必要となる場合

必要な場合	手続き等の内容
「事業者・施設のご案内」に記載されていない市外の事業者・施設を利用したい	地域生活支援事業を利用の場合（「利用証」の場合）は事前に各区役所健康福祉課にご相談ください。
氏名が変わった	14日以内に各区役所健康福祉課に届出をしてください。
市内で転居した	14日以内に各区役所健康福祉課に届出をしてください。
市外に転出する	「受給者証」「利用証」を各区役所健康福祉課に返還してください。 ※転出先の市町村で、障がい支援区分認定調査等を新たに受ける必要はありません。 新潟市で認定を受けた障がい支援区分と有効期間が引き続き有効となります。 新潟市から交付された「障がい支援区分認定証明書」を添えて、転入先の市町村に申請を行ってください。
サービスを利用する必要がなくなった	「受給者証」「利用証」を各区役所健康福祉課に返還してください。

※注意事項

施設に入所している人で疾病等により3ヶ月以上の入院が必要な場合、入院開始から3ヶ月以上たった場合は原則として受給者の資格がなくなります。

(9) 不服申し立て（審査請求）

「障がい支援区分の認定」及び「支給決定」の内容に不服がある場合は、まずは各区役所（3ページ記載）にご相談ください。

● 不服申し立ての方法

(1) 介護給付及び訓練等給付サービスの場合

通知書を受け取った翌日から起算して60日以内に、新潟県知事に対し、本人及び代理人が審査請求を行ってください。

なお審査請求をした場合には、新潟県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

審査請求書送付先：新潟県福祉保健部障害福祉課

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 電話025-285-5511

(2) 生活サポート、移動支援、日中一時支援の場合

通知書を受け取った翌日から起算して60日以内に、新潟市長に対し、本人及び代理人が異議申立を行ってください。

異議申立先：各区役所

新潟市内の指定事業者・施設をご紹介します。事業者・施設へお気軽にご相談ください。

◆平成27年4月1日現在の内容となっております。

追加や変更が生じる可能性がありますのでご注意ください。

サービス		種類	ページ
1	居宅介護（身体介護・家事援助）	在宅	61
	居宅介護（通院等介助・通院等乗降介助）	外出時	
	重度訪問介護	在宅	
	同行援護	外出時	
	行動援護	外出時	
2	療養介護	住まいの場	66
3	短期入所（ショートステイ）	住まいの場	67
4	基準該当短期入所（ショートステイ）	住まいの場	67
5	グループホーム	住まいの場	68
6	施設入所支援	住まいの場	69
7	福祉ホーム	住まいの場	69
8	生活介護	通所	70
9	基準該当生活介護	通所	71
10	自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練	通所	72
11	基準該当自立訓練（機能訓練）	通所	72
12	自立訓練（機能訓練）	通所	73
13	就労移行支援	通所	73
14	就労継続支援A型	通所	74
15	就労継続支援B型	通所	74
16	移動支援・生活サポート	外出時	76
17	日中一時支援（日帰りの短期入所）	通所	81
18	地域活動支援センター	通所	84
19	医療型障がい児入所施設	児童	86
20	医療型児童発達支援センター	児童	
21	福祉型児童発達支援センター	児童	
22	児童発達支援	児童	
23	放課後等デイサービス	児童	87
24	基準該当放課後等デイサービス	児童	88
指定一般・特定相談支援事業者			88
障がい児相談支援事業者			89

1. 居宅介護（身体介護・家事援助）

居宅介護（通院等介助・通院等乗降介助）

重度訪問介護

同行援護

行動援護

※対象者
 身…身体障がい者 児…障がい児
 知…知的障がい者 精…精神障がい者 難…難病患者等

※サービス種類
 身…身体介護 家…家事援助 通…通院等介助 乗…通院等乗降介助
 重…重度訪問介護 同…同行援護 行…行動援護

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者					営業地域	サービス種類					
						身	知	児	精	難		身	家	通	乗	重	同
北	有限会社 まごころ介護支援センター	950-3116	神谷内54-2	Tel. 025-259-3339 Fax. 025-255-7065	月-土 (8:00-17:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	北・東・ 江南区西野	○	○	○	○	○	○
	新潟市社会福祉協議会 北区さわか訪問介護 センター	950-3323	東栄町1-1-35	Tel. 025-384-6699 Fax. 025-386-0739	無休 (7:00-20:00)	○	○	○	○	○	身・家・通・ 重：北区 同：新潟市	○	○	○	○	○	○
	有限会社 里の和訪問介護事業所	950-3325	白新町2-13-21	Tel. 025-388-6144 Fax. 025-388-6145	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	北・東・江南・ 中央区	○	○				○ 要相談
	居宅支援クローバー	950-3323	東栄町1-1-49 豊栄福祉交流 センター内	Tel. 025-384-1112 Fax. 025-387-4753	無休 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	北区 (他地域 相談)	○	○	○	○	○	○
	ねむの木 介護支援センター	950-3325	白新町4-10-15	Tel. 025-387-3188 Fax. 025-211-2895	24時間	○	○	○	○	○	北区, 阿賀野 市, 新発田市	○	○	○	○	○	○
	アースサポート新潟北	950-3325	白新町1-10-4	Tel. 025-388-4411 Fax. 025-388-4412	無休 (7:00-21:00)	○	○	○	○	○	新潟市, 新発田 市, 五泉市, 阿 賀野市, 阿賀町	○	○	○	○	○	○
東	ななふく訪問介護	950-0806	海老ヶ瀬3002	Tel. 025-250-1237 Fax. 025-250-1236	祝日, 8/13-15, 12/31-1/3を除く 月-金 (8:30-17:30) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	東区と 北・中央・ 江南区の一 部	○	○	○	○	○	○
	ジャパンケア新潟藤見	950-0025	藤見町2-15-7	Tel. 025-275-8831 Fax. 025-275-8832	無休24時間ヘル パーの状況により 相談	○	○	○	○	○	北・東・中央・ 江南区	○	○	○	○	○	○
	新潟市社会福祉協議会 東区訪問介護センター	950-0885	下木戸1-4-1 東区役所内	Tel. 025-272-1754 Fax. 025-272-1756	無休 (7:00-22:00) ※自薦ヘルパー 利用者には 24時間派遣可	○	○	○	○	○	身・家・通・ 重：東区及 び江南区大 江山地域 同：新潟市	○	○	○	○	○	○
	新潟東自閉症・知的 障害支援センター おれんじぼーと	950-0801	津島屋6-66-1	Tel. 025-256-7223 Fax. 025-378-8472	月-日 (6:00-24:00) 営業時間外は相談	○	○				北・東区	○	○			○	○
	有限会社 きゃすと	950-0012	有楽2-3-2	Tel. 025-271-1777 Fax. 025-271-1770	月-土 (8:30-17:30) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	東区	○	○	○	○	○	○
	ツクイ新潟山木戸東	950-0871	山木戸4-12-32	Tel. 025-250-8680 Fax. 025-250-8682	無休 (8:30-17:30) サービス提供 (7:00-19:00)	○	○	○	○	○	東・中央・ 江南区と北 区の一部 (松浜地域, 白勢町)	○	○	○	○	○	○
	特別養護老人ホーム あしぬま荘	950-0893	はなみずき 2-3-7	Tel. 025-271-1016 Fax. 025-271-1017	無休 (8:30-17:20) 7:30-8:30, 17:20-19:30は希望 により対応	○	○	○			東・中央区 と江南区の一 部	○	○			○	○
	社会福祉法人フレンジ ランド福祉会 羽ばたきヘルパス テーション	950-0892	寺山3-32-21	Tel. 025-379-7152 Fax. 025-379-7152	月-日 (8:30-17:30) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	旧新潟市	○	○	○	○	○	○
	あじさい福祉センター	950-0053	宝町3-23	Tel. 025-272-5777 Fax. 025-270-8856	月-日 (6:00-22:00)	○					新潟市全域	○	○	○	○	○	○
アレック北栄 新潟東	950-0031	船江町2-5-15	Tel. 025-257-9331 Fax. 025-257-9332	月-日 (7:00-21:00)	○	○	○	○	○	中央・東・ 江南・北区	○	○	○	○	○	○	

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者				営業地域	サービス種類						
						身	知	児	精		難	身	家	通	乗	重	同
東	テクノワークス	950-0841	中野山5-18-30	Tel. 025-277-8114, 8115 Fax. 025-257-8116	月-土 (8:30-17:30) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○	○
	ヘルパーステーション社	950-0841	中野山5-14-1	Tel. 025-278-7177 Fax. 025-278-7178	無休 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○		
	(有)すまいるサポート ヘルパーステーション	950-0021	物見山 2-35-33	Tel. 025-384-0707 Fax. 025-384-0700	祝日を除く月-金 (9:00-17:00) サービス提供無休 (8:00-21:00くらい で相談)	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○		
	障害福祉サービス グリーン	950-0807	木工新町 1060-1	Tel. 025-274-6930 Fax. 025-274-6931	祝日, 8/13-15, 12/31-1/3を除く 月-金 (9:00-17:00)	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○	
	訪問介護 セカンドライフ	950-0021	物見山2-13-18 ユートピア 三愛206号	Tel. 025-250-5728 Fax. 025-250-5728	祝日, 8/13-15, 12/31-1/3を除く 月-金 (10:00-19:00)	○					東・北・ 江南区, 聖籠町, 新発田市, 胎内市	○	○	○	○		
	アースサポート 新潟東	950-0841	中野山4-8-34	Tel. 025-277-5600 Fax. 025-277-5611	無休 (7:00-21:00)	○	○	○	○	○	新潟市, 聖籠町, 新発田市	○	○	○	○		
	訪問介護センター なじよも	950-0891	上木戸5-2-1	Tel. 025-250-6483 Fax. 025-250-7353	月-金 (8:30-17:15) ※土日・祭日は必要 に応じて対応	○					北・東・中央・ 江南区	○	○	○	○		
	特定非営利活動法人 せいむ	950-0054	秋葉1-2-8	Tel. 025-282-5402 Fax. 025-282-5403	祝日, 12/30-1/3を 除く月-日(7:00-19:00)	○	○	○	○	○	新潟市内 全域	○	○	○	○	○	○
	まごころ 介護支援センター木戸	950-0891	上木戸4-7-11	Tel. 025-384-0238 Fax. 025-384-0237	月-土 (8:00-17:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	北区(松浜, 名目所, 濁川地区)・ 東区・ 中央区(沼 垂, 馬越, 紫竹地区)	○	○	○	○	○	○
	清篤苑ケアセンター	950-0054	秋葉1-19-3	Tel. 025-278-3001 Fax. 025-278-3233	無休 (7:00-18:00) ※時間外応相談	○	○	○	○	○	東区	○	○	○	○		
訪問介護 ステーションフレサ	950-0841	中野山4-9-20	Tel. 025-257-2033 Fax. 025-276-6161	無休 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	東区・中央 区(桜ヶ丘 小学校区)・ 江南区(丸 山, 丸山ノ 内善之丞 組, 茗荷谷, 亀田西小 小学校区)	○	○	○	○			
中央	居宅介護サービス わあなる	950-0073	日の出2-3-3 エクセル創栄 I 201	Tel. 025-248-6490 Fax. 025-248-6489	月-土 (8:00-17:00)	○	○	○			新潟市内 全域	○	○	○	○	○	
	訪問介護ステーショ ンて〜あん中央	951-8055	礎町通5ノ町 2264 高政ビル3F	Tel. 025-201-9188 Fax. 025-201-9180	月-土 (8:00-19:00)	○	○	○			中央・東・ 西・江南区	○	○	○	○		
	有限会社ケアワーカー 藤井紹介所	950-0083	蒲原町8-6	Tel. 025-244-6703 Fax. 025-249-1650	月-金 (9:00-18:00) 営業日・営業時間外 応相談	○					中央・東・ 西区	○	○	○	○		
	新潟市社会福祉協議会 中央区中央訪問介護 センター	951-8127	関屋下川原町 1-3-11	Tel. 025-234-0533 Fax. 025-234-5039	無休 (7:00-22:00) ※自薦ヘルパー 利用者には 24時間派遣可	○	○	○	○	○	身・家・通・ 重:関屋・ 白新・寄居・ 柳都中学校 区, 上山・ 東石山・山 の下・木戸・ 曾野中 小学校区の 一部 同:新潟市	○	○	○	○	○	○

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者				営業地域	サービス種類						
						身	知	児	精		難	身	家	通	乗	重	同
中央	ニチイケアセンター 新潟中央	950-0075	沼垂東6-9-3	Tel. 025-290-2731 Fax. 025-290-2734	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	中央・東区	○	○			○	○
	ジャパンケア新潟中央	950-0916	米山6-12-19 1階	Tel. 025-240-1190 Fax. 025-240-1191	年中無休 (受付は月-金) 24時間 (受付は9:00-18:00)	○	○	○	○	○	新潟市全域	○	○	○		○	○
	ニチイケアセンター せきや	951-8153	文京町11-25	Tel. 025-234-5678 Fax. 025-234-5560	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	中央・西区	○	○			○	○
	ニチイケアセンター 新潟南	950-0913	鏡2-14-21	Tel. 025-290-4711 Fax. 025-290-4721	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	中央・東区	○	○			○	○
	信越ユニオン(株) ヘルパーステーション ハンド・ハンド	951-8153	文京町6-27	Tel. 025-234-4510 Fax. 025-234-4511	無休 (7:00-20:00)	○	○	○			中央・西・ 南・東区 と江南区 の一部	○	○	○		○	
	ツクイ新潟関屋	951-8136	関屋田町1-14	Tel. 025-201-3600 Fax. 025-201-3666	無休 (8:30-17:30) サービス提供24時間	○	○	○	○	○	中央・西・ 東区	○	○	○		○	
	新潟市社会福祉協議会 障がい者訪問介護センター	950-0909	八千代1-3-1	Tel. 025-248-6555 Fax. 025-248-7173	無休 (7:00-22:00) ※自薦ヘルパー 利用者には 24時間派遣可	○	○	○	○	○	新潟市	○	○	○		○	○
	新潟市社会福祉協議会 中央区東訪問介護センター	950-0084	明石2-3-25	Tel. 025-242-3411 Fax. 025-240-0026	無休 (7:00-22:00) ※自薦ヘルパー 利用者には 24時間派遣可	○	○	○	○	○	身・家・通・ 重：万代長 嶺・南万代・ 沼垂小学 区 同：新潟市	○	○	○		○	○
	新潟市社会福祉協議会 中央区南訪問介護センター	950-0972	新和3-3-1	Tel. 025-284-6780 Fax. 025-280-0847	無休 (7:00-22:00) ※自薦ヘルパー 利用者には 24時間派遣可	○	○	○	○	○	身・家・通・ 重：笹口・ 紫竹山・女 池・上所・ 上山・鳥屋 野・山湯・ 桜ヶ丘小学 校区、菅野 木中学校区 の一部 同：新潟市	○	○	○		○	○
	ツクイ新潟神道寺	950-0983	神道寺1-10-6	Tel. 025-240-0291 Fax. 025-240-0292	無休 (受付8:30-17:30)	○	○	○			中央・東・ 西区と江南 区の一部	○	○	○		○	
	アレック北栄 新潟	950-0944	愛宕2-10-2	Tel. 025-285-8866 Fax. 025-285-8809	月-日 (7:00-21:00)	○	○	○	○	○	中央・江南・ 東・西区	○	○	○		○	
	株式会社パロム ホームヘルパー ステーション	950-0973	上近江1-2-20	Tel. 025-285-1312 Fax. 025-282-1552	月-金 (8:30-17:30) 営業時間外は相談	○	○				東区・中央 区・江南区・ 西区	○	○			○	
	アースサポート新潟	950-0913	鏡1-4-28	Tel. 025-248-7200 Fax. 025-248-7211	無休 (7:00-21:00)	○	○	○	○		新潟市, 阿賀野市, 聖籠町, 新発田市	○	○	○		○	
	訪問介護ステーション ねこの手	950-0922	山ニツ4-14-26	Tel. 025-287-5130 Fax. 025-287-5140	月-日 (8:00-22:00)	○	○	○	○	○	中央・東・ 江南・西区	○	○	○	○	○	
	バイタルケア 新潟ホームヘルプ サービス	951-8133	川岸町2-8-2	Tel. 025-230-1111 Fax. 025-230-1100	年中無休 (7:30-18:00)	○					新潟市 全域	○	○				
	ヘルパーステーション 和実	951-8153	文京町27-1 文京ドミトリー 302号	Tel. 025-265-3833 Fax. 025-265-3833	無休 (受付は月-土 9:00-17:00)	○	○	○	○	○	中央・東・ 江南・西区	○	○	○		○	○
ウイング関屋訪問介護 ステーション	951-8136	関屋田町1-6-2	Tel. 025-266-7718 Fax. 025-266-7718	365日 (8:30-17:30)	○					西・中央区	○	○			○		
ヘルパーステーション とやの	950-0942	小張木1-4-5	Tel. 025-281-6800 Fax. 025-281-6555	年中無休 (7:00-19:00)	○	○				中央区	○	○			○		
青山訪問介護 ステーション	951-8153	文京町27-30	Tel. 025-234-5311 Fax. 025-234-5312	無休 (8:30-17:30)	○					中央・西区	○	○	○		○		

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者				営業地域	サービス種類					
						身	知	児	精難		身	家	通	乗	重	同
中央	はあとふるあたご 訪問介護ステーション	951-8067	本町通七番町 1153 新潟本町通ビル 4階	Tel. 025-228-5004 Fax. 025-228-2266	月-日 (9:00-18:00)	○				中央・西区	○	○	○	○		
	アースサポート新潟 中央	951-8136	関屋田町4-554	Tel. 025-230-7100 Fax. 025-230-7101	無休 (7:00-21:00)	○	○	○	○	中央・東・ 西・江南区	○	○	○	○		
	ときプランニング	950-0912	南笹口 1-1-20-402	Tel. 025-250-7506 Fax. 025-333-0410	年中無休 (受付は9:00-17:00)	○			○	新潟市 全域	○	○	○	○		
	新潟コアラ	950-0921	京王2-2-23	Tel. 025-278-8640 Fax. 025-278-8642	8/13-16, 12/31-1/5を除く 月-土 (8:00-17:00)	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○	○
	訪問介護ライフネット にいがた	950-0943	女池神明3-4-9	Tel. 025-384-4063 Fax. 025-384-4089	祝日, 8/13-15, 12/31-1/3を除く 月-金 (9:00-18:00) ※利用者から依頼が ある場合はこの限り ではない	○	○	○		新潟市 全域	○	○	○	○	○	○
	ホームヘルパーセン ター知足	951-8131	白山浦2-20-4	Tel. 025-230-3111 Fax. 025-230-3001	月-土 (8:30-17:30)	○				新潟市	○	○	○	○		
	ケアサポート青い鳥	951-8162	関屋本村町 1-148-5 斎藤マンション 1-3号	Tel. 025-201-8561 Fax. 025-201-8569	無休 (8:30-17:30)	○	○	○	○	東・中央・ 江南・南・ 西区	○	○	○	○	○	○
	オレンジ	950-0946	女池西1-25-5	Tel. 025-284-7912 Fax. 025-284-7714	月-金 (9:00-17:30)	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○		
出来島ケアプラザ	950-0962	出来島1-6-3	Tel. 025-280-1565 Fax. 025-280-1665	月-金 (9:00-18:00)	○	○	○	○	中央区	○	○	○				
ヘルパーステーション めぐ	951-8141	関新2-1-73 新潟ダイカン プラザ遊学館 312	Tel. 025-210-4356 Fax. 025-233-6533	月-金 (9:00-17:00)	○	○	○	○	新潟市	○	○	○	○			
江南	ジャパンケア新潟江南	950-0127	諏訪1-2-7	Tel. 025-383-1861 Fax. 025-383-1862	年中無休 (受付は月-金) 24時間 (受付は9:00-18:00)	○	○	○	○	北・江南・ 秋葉区	○	○	○	○	○	○
	ニチイケアセンター 新潟東	950-0211	横越川根町 4-1-41	Tel. 025-383-2006 Fax. 025-385-3788	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	北・東・ 中央・江南・ 秋葉区	○	○	○	○	○	○
	ヘルパーステーション 向陽の里	950-0121	亀田向陽 2-6-1	Tel. 025-382-8222 Fax. 025-382-8223	無休 (8:30-17:30) サービス提供 (7:00-22:00)	○	○	○	○	江南区 (菅野木・ 両川を除く)・東区 (石山のみ)	○	○	○	○		
	里の和訪問介護亀田	950-0161	亀田中島 1-3-19	Tel. 025-278-7724 Fax. 025-278-7725	土日祝及び 年末年始を除く日 (8:30-17:30)	○	○	○		新潟市 全域	○	○		○		
	江南ケアプラザ	950-0121	亀田向陽 3-14-3	Tel. 025-382-1217 Fax. 025-383-8806	月-金 (9:00-18:00)	○	○	○	○	江南区	○	○	○	○		
秋葉	新潟市社会福祉協議会 秋葉区新津訪問介護 センター	956-0863	日宝町6-13	Tel. 0250-24-0120 Fax. 0250-21-3470	無休 (7:00-21:00)	○	○	○	○	身・家・通・ 重：秋葉区 同：新潟市	○	○	○	○	○	○
	ニチイケアセンター かわぐち	956-0015	川口138-1	Tel. 0250-21-6303 Fax. 0250-21-6313	土日祝日, 12/30-1/3を除く 月-金 (9:00-17:15) 営業時間外は相談	○	○	○	○	秋葉・ 江南区	○	○	○	○	○	○
	ニチイケアセンター 新津	956-0864	新津本町 4-5-2	Tel. 0250-21-1018 Fax. 0250-21-1054	日-土 (6:00-22:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	秋葉・南区	○	○	○	○	○	○

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者				営業地域	サービス種類					
						身	知	児	精難		身	家	通	乗	重	同
秋葉	アレック北栄 新津	956-0851	金沢町3-1-9	Tel. 0250-23-1808 Fax. 0250-23-2061	無休 (7:00-21:00)	○	○	○	○	秋葉区(旧 新津市)・ 江南区 (旧亀田・ 横越町)	○	○	○	○	○	○
	自立支援センター まんにち	956-0802	七日町6086	Tel. 0250-25-3340 Fax. 0250-25-3339	月-日 (8:30-18:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	秋葉・南・ 江南区	○	○	○	○	○	○
	訪問介護センター美幸	956-0023	美幸町3-8-10 ウイングミュキ 101号	Tel. 0250-24-2288 Fax. 0250-24-2288	1/1-3を除く毎日 (8:00-19:00)	○	○	○	○	秋葉・南・ 江南区	○	○	○	○	○	○
	アースサポート 新潟秋葉	956-0865	善道町2-13-5	Tel. 0250-23-4455 Fax. 0250-23-7355	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	新潟市, 五泉市, 新発田市, 阿賀野市, 阿賀町, 田上町	○	○	○	○	○	○
南	新潟市社会福祉協議会 南区訪問介護センター	950-1214	上下諏訪木 817-1	Tel. 025-373-6122 Fax. 025-373-5775	12/31-1/1を除く 毎日 (7:00-21:00) ※利用者から依頼が ある場合はこの限り ではない	○	○	○	○	身・家・通・ 重: 南区 同: 新潟市	○	○	○	○	○	○
	ニチイケアセンター しろね	950-1209	親和町4-23	Tel. 025-371-5122 Fax. 025-373-0656	日-土 (6:00-22:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	南・秋葉区	○	○	○	○	○	○
西	特定非営利法人 千草の舎	950-2111	大学南 2-19-34	Tel. 025-262-0432 Fax. 025-262-0432	無休 (9:00-17:00)	○	○	○	○	西区	○	○	○	○	○	○
	さくら・介護ステーション新潟	950-2022	小針6-61-13 ウェルズ21 小針6B	Tel. 025-232-9233 Fax. 025-232-9234	祝日, 8/13-16, 12/30-1/3を除く 月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	西・中央・ 東・江南区	○	○	○	○	○	○
	ニチイケアセンター 内野	950-2111	大学南 1-7825-8	Tel. 025-264-2550 Fax. 025-264-2551	月-日 (6:00-22:00)	○	○	○	○	西・西蒲区	○	○	○	○	○	○
	新潟市社会福祉協議会 西区訪問介護センター	950-2064	寺尾西1-1-5	Tel. 025-211-1610 Fax. 025-211-1611	無休 (7:00-22:00) ※自薦ヘルパー 利用者には 24時間派遣可	○	○	○	○	身・家・通・ 重: 西区, 西蒲区 巻地域 同: 新潟市	○	○	○	○	○	○
	障害者居宅介護事業所 わもっか	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-269-4555 Fax. 025-269-4054	無休 (7:00-19:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	東・中央・ 江南・西区	○	○	○	○	○	○
	訪問介護 ゆうゆう	950-2022	小針5-1-47	Tel. 025-232-7522 Fax. 025-232-7245	祝日, 12/29-1/3を 除く月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○	○
	アビリティ訪問介護	950-2042	坂井762-7	Tel. 025-268-5751 Fax. 025-201-6781	月-金 (6:00-20:00) 土日祝 (9:00-18:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	中央・西・ 西蒲・南区	○	○	○	○	○	○
	ヘルパーステーション ゆうばえ	950-2172	内野上新町 11810-3	Tel. 025-264-5588 Fax. 025-261-4430	日曜, 年末年始(1/1-2) を除く毎日 平日 (8:30-17:30) 土曜 (8:30-12:30) ただしサービス提供 は相談に依る	○	○	○	○	西区の一部 ・西蒲区の一 部	○	○	○	○	○	○
	訪問介護ステーション て〜あん	950-2024	小新西3-10-7	Tel. 025-267-0100 Fax. 025-267-8333	月-土 (8:00-19:00)	○	○	○	○	西区	○	○	○	○	○	○
	ヘルパーステーション 有限会社Welfare	950-2072	松美台6-36	Tel. 025-265-3421 Fax. 025-232-8555	月-日 (7:00-20:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	西区を中心 に中央・東・ 江南・南区	○	○	○	○	○	○
	ツクイ新潟西	950-2045	五十嵐東 1-6-32	Tel. 025-211-1922 Fax. 025-211-1923	月-日 (7:00-19:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	西・西蒲区, 南区の一部	○	○	○	○	○	○
ヘルパーステーション 夢プラン	950-1101	山田 2307-344	Tel. 025-233-1731 Fax. 025-233-1619	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	西区	○	○	○	○	○	○	

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者				営業地域	サービス種類						
						身	知	児	精難		身	家	通	乗	重	同	行
西	介護センターほほえみ	950-2101	五十嵐一の町 7150	Tel. 025-264-1055 Fax. 025-264-1056	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	東・中央・ 江南・西区	○	○	○	○			
	ヘルパーステーション ニューファミリー	950-2051	寺尾朝日通 16-20 エノキアン 第2ビル2階	Tel. 025-234-4567 Fax. 025-230-9393	年末年始 (12/31-1/3) を除く月-金 (9:00-18:00)	○				西・中央区	○	○	○	○			
	訪問介護センター ゆうKUROSAKI	950-1412	善久730-1	Tel. 025-370-1117 Fax. 025-211-2011	無休 (7:00-18:00)	○	○	○	○	西・中央・ 江南・南区	○	○	○	○	○		
	アースサポート新潟西	950-2044	坂井砂山 4-16-11	Tel. 025-269-8411 Fax. 025-269-8400	無休 (7:00-21:00)	○	○	○	○	中央・南・ 西・西蒲区	○	○	○	○			
	ときめきケアプラザ	950-1101	山田3398-1	Tel. 025-370-1217 Fax. 025-370-1218	月-金 (9:00-18:00)	○	○	○	○	中央・西区	○	○	○	○	○		
	特定非営利活動法人 CIL新潟	950-2042	坂井926-1 プレジデント 店舗	Tel. 025-268-0878 Fax. 025-268-0878	月-金 (9:00-17:00)	○	○	○	○	新潟市	○	○	○	○			
	つばさ訪問介護	950-2063	寺尾台2-10-7	Tel. 025-211-4006 Fax. 025-211-4008	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	新潟市	○	○	○	○			
	福祉サポート よりの会	950-2075	松海が丘 1-7-31	Tel. 025-266-3505 Fax. 025-266-3505	月-金 (8:00-17:00)	○	○	○	○	新潟市	○	○	○	○	○	○	
	ヘルパーステーション あらた	950-2074	真砂1-21-35 ラブラージュ 鎌倉203	Tel. 025-378-4078 Fax. 025-378-4079	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	新潟市	○	○	○	○			
	介護センター虹	950-2051	寺尾朝日通 23-14	Tel. 025-233-6244 Fax. 025-233-6245	月-金 (9:00-18:00)	○	○	○	○	東・中央・ 江南・南・ 西区	○	○	○	○			
みっと	950-2137	小見郷屋58-4	Tel. 025-261-2211 Fax. 025-261-5502	月-日 (7:00-19:00)	○	○	○	○	新潟市	○	○	○	○				
西蒲	ニチイケアセンター巻	953-0041	巻甲422	Tel. 0256-70-1661 Fax. 0256-73-1165	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	西蒲・西区・ 燕市、 弥彦村	○	○	○	○	○		
	新潟市社会福祉協議会 西蒲区岩室訪問介護 センター	953-0132	西中860	Tel. 0256-82-5875 Fax. 0256-82-5880	年末年始 (12/29-1/3)を除く 月-土 (8:00-20:00) ※利用者から依頼が ある場合はこの限り ではない	○	○	○	○	身・家・通・ 重:西蒲区、 西蒲原郡 弥彦村 同:新潟市	○	○	○	○	○		
	新潟市社会福祉協議会 西蒲区巻・西川訪問 介護センター	953-0041	巻甲4363	Tel. 0256-73-3622 Fax. 0256-73-4914	12/31-1/3日を除く 毎日 (7:00-22:00) ※利用者から依頼が ある場合はこの限り ではない	○	○	○	○	身・家・通・ 重:西蒲区 同:新潟市	○	○	○	○	○		
	ヘルパーステーション まき	953-0041	巻甲2678-1	Tel. 0256-73-0311 Fax. 0256-73-5110	無休 (8:00-17:00)	○	○	○	○	秋葉・南・ 西蒲・ 弥彦村	○	○	○	○			

2. 療養介護

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員
西	独立行政法人国立病院機構 西新潟中央病院	950-2074	真砂1-14-1	Tel. 025-265-3171 Fax. 025-231-2831	24人 120人
新潟市外	独立行政法人国立病院機構 新潟病院	945-0847	柏崎市赤坂町3-52	Tel. 0257-22-2126 Fax. 0257-24-9812	95人 80人
	独立行政法人国立病院機構 さいがた医療センター	949-3116	上越市大潟区犀潟468-1	Tel. 025-534-3131 Fax. 025-534-4824	80人

3. 短期入所（ショートステイ）

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	対象者					入浴
						身	知	児	精	難	
北	松瀧の園	950-3132	松瀧1482-1	Tel. 025-258-0002 Fax. 025-258-0007	3人	○					○
	太陽の村	950-3112	太夫浜675	Tel. 025-258-6337 Fax. 025-258-6338	5人		○	○			○
	いなほ園	950-3102	鳥見町4540	Tel. 025-255-4434 Fax. 025-255-4435	2人				○		
	特別養護老人ホーム ほうせい園	950-3321	葛塚618	Tel. 025-387-0900 Fax. 025-387-0902	適宜調整	○					○
東	ショートステイひがし	950-0064	松島2-4-7	Tel. 025-257-9100 Fax. 025-257-9105	4人		○				○
	ショートステイなじょも	950-0891	上木戸5-2-1	Tel. 025-250-7245 Fax. 025-250-7374	空床利用	○	○	○	○	○	○
中央	新潟県はまぐみ 小児療育センター	951-8121	水道町1-5932	Tel. 025-266-0151 Fax. 025-266-0152	適宜調整 ※空床時のみ		○ (重心)	○			○
	ショートステイ・ゆきよし とやの	950-1151	湖南1-14	Tel. 025-280-0039 Fax. 025-280-0139	空床 利用	○					○
	新潟市民病院	950-1141	鐘木463-7	Tel. 025-281-5151 Fax. 025-281-5508	空床 利用					○	○
江南	あさひ園	950-0121	亀田向陽2-6-1	Tel. 025-382-8222 Fax. 025-382-8223	4人	○					○
	障害福祉サービス事業「向陽の里」	950-0121	亀田向陽2-6-1	Tel. 025-382-8222 Fax. 025-382-8223	空床利用	○					○
	新潟県障害者 リハビリテーションセンター	950-0121	亀田向陽1-9-1	Tel. 025-381-8113 Fax. 025-381-8117	適宜調整 ※空床時のみ	○					○ (自立さ れている方)
	障害福祉サービス事業 横雲の里	950-0217	阿賀野1-2-1	Tel. 0250-61-5555 Fax. 0250-67-2578	空床 利用	○					○
	こぶしの里	950-0206	木津1-1128-1	Tel. 025-385-3301 Fax. 025-385-3301	1人		○				○
秋葉	身体障害者短期入所事業 はさぎの里	956-0802	七日町字池田 2186-9	Tel. 0250-23-6511 Fax. 0250-23-6513	1～2人 (適宜調整)	○					○
	身体障害者短期入所事業 かんばらの里	956-0025	古田字南613-1	Tel. 0250-25-1102 Fax. 0250-25-1103	1～2人 (適宜調整)	○					○
	障害福祉サービス短期入所事業 こぐち苑	956-0834	小口443	Tel. 0250-21-0007 Fax. 0250-21-6160	1人	○					○
	満日の里	956-0802	七日町6086	Tel. 0250-25-3340 Fax. 0250-25-3339	5人		○	○			○
	障害福祉サービス事業 「こすど菅丘の里」	956-0113	矢代田3092-12	Tel. 0250-61-0333 Fax. 0250-38-4303	空床利用	○					○
西	新潟みずほ園	950-2137	小見郷屋107-2	Tel. 025-262-0044 Fax. 025-261-5483	2人	○		○			○
	第2みずほ園	950-2137	小見郷屋58-4	Tel. 025-261-2211 Fax. 025-261-5502	3人	○		○			○
	みのり園	950-2138	藤野木51	Tel. 025-262-0075 Fax. 025-262-1439	4人		○	○			○
	十字園	950-2076	上新栄町1-2-12	Tel. 025-269-4001 Fax. 025-269-4389	10人		○	要 相談			○
	独立行政法人国立病院機構 西新潟中央病院	950-2074	真砂1-14-1	Tel. 025-265-3171 Fax. 025-231-2831	2人 ※空床時のみ		○	○			
西蒲	かたくりの里	953-0103	橋本88-1	Tel. 0256-82-1811 Fax. 0256-82-1815	5人	○					○

4. 基準該当短期入所（ショートステイ）

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	対象者					入浴
						身	知	児	精	難	
東	小規模多機能型居宅介護 つどいの家ななふく	950-0806	海老ヶ瀬3002	Tel. 025-257-9550 Fax. 025-257-9551	若干名	○	○	○	○		○

5. グループホーム

区	名称	郵便番号	所在地	運営主体 *バックアップ施設	電話・FAX番号	対象者				定員
						身	知	精	難	
北	ぐるーぽほーむ クローバー	950-3322	嘉山2-9-23	(福)とよさか福祉会 *クローバーひしもの家 (北区)	Tel. 025-384-1112 Fax. 025-387-4753	○	○	○	○	12人
	はまゆり	950-3112	太夫浜1613-1	(福)新潟太陽福祉会 *はまかぜ(北区), ふれあい (東区)	Tel. 025-258-6116 Fax. 025-258-6117		○			21人
	グループホーム 青りんご	950-3126	松浜1-13-5	(NPO)青りんごの会 *サポートセンター青りんご (北区)	Tel. 025-386-5590 Fax. 025-250-0076		○	○		10人
東	グループホーム ぎんが	950-0892	寺山1-17-38	(福)亀田郷芦沼会 *ほがらか福祉園(東区)	Tel. 025-271-5650 Fax. 025-271-2311		○			35人
	ひなたの家	950-0005	太平4-13-10	(NPO)ひなたの杜 *地域活動支援センターオーブ (東区)	Tel. 025-250-3221 Fax. 025-250-3224	○	○			4人
	指定共同生活援助 ふれんどホーム	950-0892	寺山3-32-21	(福)フレンドランド福祉会 *ふれんど・ぴあ(東区)	Tel. 025-384-8681 Fax. 025-384-8681	○				4人
中央	コーラス日和山	951-8078	四ツ屋町 2-5133-6	(福)新潟市中央福祉会 *ワークセンターふじみ(東区)	Tel. 025-250-2100 Fax. 025-250-2500		○			34人
江南	こぶしの里	950-0206	木津1-1128-1	(福)横越のぎく *のぎくの家(江南区)	Tel. 025-385-3920 Fax. 025-385-3920		○			5人
	グループホーム メイプルかめだ	950-0121	亀田向陽 1-10-29	(福)中蒲原福祉会 *メイプルかめだ(江南区)	Tel. 025-278-8546 Fax. 025-278-8629		○	○		7人
秋葉	なでしこ	956-0854	滝谷町8-7	(福)中東福祉会 *満日の里(秋葉区)	Tel. 0250-25-3340 Fax. 0250-25-3339		○			17人
	さつき荘	956-0036	中村236	(医)青山信愛会 *新津信愛病院	Tel. 0250-23-6077 Fax. 0250-23-6077			○		20人
	まごころハイツ	956-0864	新津本町 1-9-22	(株)まごころネット *満日の里(秋葉区)	Tel. 0250-22-1012 Fax. 0250-22-1012		○			9人
	北上荘	956-0861	北上3-6-14	(NPO)アークガーデン *地域活動支援センターいしづえ (秋葉区)	Tel. 0250-22-2532 Fax. 0250-22-2532			○		6人
南	ほっとホーム あさひ	950-1471	和泉字家東 464-6	(福)白蓮福祉会 *ワークセンターしらはす(南区)	Tel. 025-371-0070 Fax. 025-371-0066		○	○		21人
	ときわホーム	950-1428	上浦2035	(福)是真会 *あじさい福祉センター(東区)	Tel. 025-373-6360 Fax. 025-373-6360	○	○	○		15人
西	ポルカ	950-2064	寺尾西 4-8-28	(福)新潟地区手をつなぐ育 成会 *あすなろ福祉園(西区)	Tel. 025-224-0070 Fax. 025-224-0070		○			9人
	テイクオフ	950-2076	上新栄町 1-2-12	(福)更生慈仁会 *十字園, 青松ワークス, 慈 仁工房(西区)	Tel. 025-269-4555 Fax. 025-269-4054		○	○		29人
	ハウステップ	950-2261	赤塚5614-1	(医)水明会 *佐潟荘(西区)	Tel. 025-239-2135 Fax. 025-239-3579			○		30人
	しおさい荘	950-2075	松海ヶ丘 2-25-23	(医)青山信愛会 *慈仁工房(西区)	Tel. 025-268-2939 Fax. 025-269-4002			○		28人
	グループホーム結	950-2052	寺尾13-32	(NPO)eばしよ結屋 *地域活動支援センター結屋 (西区)	Tel. 025-201-6820 Fax. 025-201-6820	○	○			5人
	もぐらの家	950-2042	坂井553-1	(福)新潟もぐら会 *もぐらの家(西区)	Tel. 025-260-3700 Fax. 025-260-3830	○				7人
西蒲	榎の木	959-0422	曾根459	(福)新潟みずほ福祉会 *みのり園(西区)	Tel. 025-201-6965 Fax. 025-239-1800	○	○			23人
	さくら草	953-0034	葉萱場121-1	(福)更生慈仁会 *麦っ子ワークス(西蒲区)	Tel. 0256-76-2424 Fax. 0256-73-4004		○	○		14人

6. 施設入所支援

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	対象者				定員
					身	知	精	難	
北	太陽の村	950-3112	太夫浜675	Tel. 025-258-6337 Fax. 025-258-6338		○			50人
	松潟の園	950-3132	松潟1482-1	Tel. 025-258-0002 Fax. 025-258-0007	○				30人
江南	新潟県障害者 リハビリテーションセンター	950-0121	亀田向陽1-9-1	Tel. 025-381-8113 Fax. 025-381-8117	○				30人
	あさひ園	950-0121	亀田向陽2-6-1	Tel. 025-382-8222 Fax. 025-382-8223	○				20人
秋葉	満日の里	956-0802	七日町6086	Tel. 0250-25-3340 Fax. 0250-25-3339		○			50人
西	十字園	950-2076	上新栄町1-2-12	Tel. 025-269-4001 Fax. 025-269-4389		○			100人
	第2みずほ園	950-2137	小見郷屋58-4	Tel. 025-261-2211 Fax. 025-261-5502	○				50人
	新潟みずほ園	950-2137	小見郷屋107-2	Tel. 025-262-0044 Fax. 025-261-5483	○				50人
西	みのり園	950-2138	藤野木51	Tel. 025-262-0075 Fax. 025-262-1439		○			50人
西蒲	かたくりの里	953-0103	橋本88-1	Tel. 0256-82-1811 Fax. 0256-82-1815	○				50人
市外	緑風園	957-0021	新発田市五十公野 4681-1	Tel. 0254-22-4298 Fax. 0254-24-7549		○			70人
	コロニーにいがた白岩の里 (成人部)	940-2502	長岡市寺泊藪田6789-4	Tel. 0258-75-3131 Fax. 0258-75-3132		○			75人
	コロニーにいがた白岩の里 (高齢期更生部)					○			50人
	コロニーにいがた白岩の里 (重複更生部)					○			50人
	コロニーにいがた白岩の里 (児童部)					○			25人
	コロニーにいがた白岩の里 (社会復帰部)					○			50人
	あけぼの園	940-0822	長岡市柿町88	Tel. 0258-34-3214 Fax. 0258-34-3236		○			50人
	桐樹園	940-2126	長岡市西津町字原4668	Tel. 0258-47-2200 Fax. 0258-47-2202	○				50人
	いずみの里	959-1632	五泉市中川新1498	Tel. 0250-47-2213 Fax. 0250-47-2233		○			40人
	第二いずみの里	959-1632	五泉市中川新1498	Tel. 0250-47-2280 Fax. 0250-47-2281		○			50人
	やひこの里	959-0318	西蒲原郡弥彦村大字麓 6958	Tel. 0256-94-2362 Fax. 0256-94-3277		○			80人
	いじみの寮	957-0021	新発田市五十公野5445	Tel. 0254-22-4297 Fax. 0254-22-4405		○			75人
	ふなおか更生園	959-1846	五泉市尻上118	Tel. 0250-42-0833 Fax. 0250-42-3845		○			50人
併設ふなおか更生園					○			40人	

7. 福祉ホーム

現に住居を求めている障がいのある方に対して、低額な料金で、居室その他の設備が利用でき、日常生活に必要な便宜を供与する施設です。
原則として居室は個室、食事は自炊ですが、管理者が配置されています。

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員
北	あさひ荘	950-3102	島見町4540	Tel. 025-255-4434 Fax. 025-255-4435	10人
東	恵松福祉園	950-0017	新松崎1-1-21	Tel. 025-270-3355 Fax. 025-270-3357	10人

8. 生活介護

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者				入浴
							身	知	精	難	
北	太陽の村	950-3112	太夫浜675	Tel. 025-258-6337 Fax. 025-258-6338	50人	月-日 (9:00-16:00)		○			○
	松潟の園	950-3132	松潟1482-1	Tel. 025-258-0002 Fax. 025-258-0007	40人	月-土 (9:30-15:30)	○				○
	クローバー ひしもの家	950-3323	東栄町1-1-49 豊栄福祉交流 センター内	Tel. 025-384-1112 Fax. 025-387-4753	12人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○	
	はまかぜ	950-3112	太夫浜675	Tel. 025-258-6116 Fax. 025-258-6117	10人	月-金 (9:00-16:00)		○			
東	大樹の家	950-0855	江南5-4-3	Tel. 025-287-3218 Fax. 025-287-3218	6人	月-金 (9:00-16:00)	○	○			
	ふれあい	950-0801	津島屋6-66-1	Tel. 025-274-2081 Fax. 025-274-2095	20人	月-土 (9:00-16:00)		○			○
	ふれんど・ぴあ	950-0892	寺山3-32-21	Tel. 025-271-5377 Fax. 025-379-7152	20人	月・火・木・金 (9:30-16:00) 水 (9:30-15:30)	○ (肢体不 自由)	○	○		
	ワークセンター大山台	950-0067	大山2-13-1	Tel. 025-275-2037 Fax. 025-271-5024	10人	月-金 (9:00-16:00)		○			○
	きぼう福祉園	950-0868	紫竹卸新町 2007-1	Tel. 025-378-5381 Fax. 025-250-6186	12人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○		
	ほがらか福祉園	950-0893	はなみずき2-3-7	Tel. 025-271-5650 Fax. 025-271-2311	10人	月-土 (8:30-15:30)		○			○
	ほがらか福祉園 トゥインクル	950-0893	はなみずき2-3-7	Tel. 025-271-1140 Fax. 025-271-2311	10人	月-金 (8:30-15:30)				重症 心身障がい者	○
	ワークセンターふじみ	950-0025	藤見町1-4-43	Tel. 025-250-2100 Fax. 025-250-2500	6人	月-金 (9:00-16:00)		○			○
	福祉事業所ハーモニー	950-0823	東中島2-18-6	Tel. 025-277-6477 Fax. 025-277-6477	30人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○		
	あんかー Beトゥインクル	950-0064 950-0891	松島2-4-7 上木戸5-4-13	Tel. 025-275-3000 Fax. 025-275-3200 Tel. 025-270-0755 Fax. 025-250-7275	20人 8人	月-金 (9:00-16:00) 月-金 (8:30-15:30)		○		重症 心身障がい者	○
中央	福祉事業所つばさ	951-8116	東中通1-86-104	Tel. 025-227-1200 Fax. 025-227-1200	10人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○	
	新潟市立 明生園	951-8121	水道町 1-5932-621	Tel. 025-231-6177 Fax. 025-231-2560	70人	月-金 (9:00-16:00)		○			
	ワークセンター日和山	951-8063	古町通 13-5148-2	Tel. 025-229-2128 Fax. 025-229-2145	15人	月-金 (9:00-16:00)		○			○
	新潟県はまぐみ 小児療育センター	951-8121	水道町1-5932	Tel. 025-266-0151 Fax. 025-266-0152	15人	月-金 (9:30-15:30)				重症 心身障がい者	○
江南	あさひ園	950-0121	亀田向陽2-6-1	Tel. 025-382-8222 Fax. 025-382-8223	20人	月-日 (8:30-17:00)	○				○
	のぎくの家	950-0210	横越上町4-14-1	Tel. 025-385-3920 Fax. 025-385-3920	14人	月-金 (9:00-16:00)	○	○			
	ポプラの家	950-0323	嘉瀬1047-2	Tel. 025-280-3394 Fax. 025-280-4374	20人	月-金 (9:30-15:30)	○	○	○	○	○
	わかばの家	950-0121	亀田向陽2-6-1	Tel. 025-381-1864 Fax. 025-381-1892	22人	月-金 (9:00-16:00)		○			
	新潟県障害者 リハビリテーションセンター	950-0121	亀田向陽1-9-1	Tel. 025-381-8113 Fax. 025-381-8117	6人	月-金 (8:50-15:50)	○				
秋葉	満日の里	956-0802	七日町6086	Tel. 0250-25-3340 Fax. 0250-25-3339	60人	月-金 (9:30-16:30)		○			○
	けやき福祉園	956-0802	七日町2530-4	Tel. 0250-23-7712 Fax. 0250-23-7713	13人	月-土 (9:00-16:00)		○			○
	ほっとサポートしんえい	956-0033	新栄町25-22	Tel. 0250-24-5211 Fax. 0250-24-5232	24人	月-金 (9:00-16:00)		○			
南	ワークセンターしらはす	950-1425	戸石45-2	Tel. 025-371-0070 Fax. 025-371-0066	26人	月-金, 第2・4土 (9:00-16:00)	○	○	○		○

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者				入浴
							身	知	精	難	
西	十字園	950-2076	上新栄町1-2-12	Tel. 025-269-4001 Fax. 025-269-4389	85人	月-金 (9:30-16:00)	○				○
	めぐみ	950-2002	青山7-3-19	Tel. 025-201-7534 Fax. 025-201-7544	15人	月-金 (9:30-16:00)		○			
	みのり園	950-2138	藤野木51	Tel. 025-262-0075 Fax. 025-262-1439	59人	月-日 (8:30-16:30)		○			○
	第2みずほ園	950-2137	小見郷屋58-4	Tel. 025-261-2211 Fax. 025-261-5502	56人	月-日 (8:30-16:30)	○				○
	新潟みずほ園	950-2137	小見郷屋107-2	Tel. 025-262-0044 Fax. 025-261-5483	59人	月-日 (8:30-16:30)	○				○
	青山ファクトリー	950-2002	青山7-1436-149	Tel. 025-265-2099 Fax. 025-265-2099	12人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○		
	あすなる福祉園	950-1123	黒鳥984	Tel. 025-377-6050 Fax. 025-377-6050	24人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○		
	いずみ福祉園	950-2076	上新栄町1-2-12	Tel. 025-268-1385 Fax. 025-264-1013	30人	月-土 (9:00-15:00)		○			
	コスモス	950-2076	上新栄町1-2-12	Tel. 025-269-4001 Fax. 025-269-4389	5人	月-金 (9:00-15:00)					重症 心身障がい者
	国立病院機構 西新潟中央病院「あかしあ」	950-2074	真砂1-14-1	Tel. 025-265-3171 Fax. 025-231-2831	15人	月-金 (9:30-15:30)					重症 心身障がい者
西蒲	かたくりの里	953-0103	橋本88-1	Tel. 0256-82-1811 Fax. 0256-82-1815	58人	月-日 (8:30-17:00)	○				○
	すずまり	959-0515	今井493	Tel. 0256-86-1128 Fax. 0256-86-1130	8人	月-金 (8:30-17:15)	○	○	○		○

9. 基準該当生活介護

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者				入浴
							身	知	精	難	
北	デイサービスセンター ほうせい園	950-3321	葛塚618	Tel. 025-387-0900 Fax. 025-387-0902	若干名	月-土 (10:00-16:00)	○				○
	ケアプラザひしのみ	950-3322	嘉山6-6-10	Tel. 025-384-5730 Fax. 025-384-5731	若干名	無休 (9:00-16:30)	○	○	○	○	○
東	小規模多機能型居宅介護 つどいの家ななふく	950-0806	海老ヶ瀬3002	Tel. 025-257-9550 Fax. 025-257-9551	若干名	無休 (9:00-16:00)	○	○	○		○
	卸新町デイサービス センターあしすと	950-0863	卸新町2-848-12	Tel. 025-272-7500 Fax. 025-272-7510	若干名	無休 (9:00-17:00)	○	○			○
	デイサービスセンター 春日和竹尾	950-0862	竹尾3-21-30	Tel. 025-279-2171 Fax. 025-279-2177	若干名	月-日 (9:00-16:30)	○	○	○	○	○
	デイサービスセンター 春日和浜谷町	950-0034	浜谷町1-2-1	Tel. 025-385-6870 Fax. 025-385-6871	若干名	月-日 (9:00-16:30)	○	○	○	○	○
	デイサービスセンター 春日和向陽	950-0011	向陽3-11-10	Tel. 025-275-7021 Fax. 025-275-7023	若干名	月-日 (9:00-16:30)	○	○	○	○	○
	デイサービスセンター 春日和北葉町	950-0055	北葉町9-3	Tel. 025-275-3012 Fax. 025-275-3013	若干名	月-日 (9:00-16:30)	○	○	○	○	○
中央	リハネスデイ	950-0982	堀之内南3-4-14	Tel. 025-211-8200 Fax. 025-211-8210	若干名	月-金 (9:00-17:00)	○				○
	老人デイサービスセンター 江東園	950-0923	姥ヶ山359-1	Tel. 025-287-5201 Fax. 025-287-3656	若干名	月-土 (8:30-16:30)	○				○
江南	デイサービスセンター 向陽園	950-0121	亀田向陽2-6-1	Tel. 025-381-1960 Fax. 025-382-8223	若干名	無休 (9:30-16:30)	○				○
	デイサービスセンター 横雲の里	950-0217	阿賀野1-2-1	Tel. 0250-61-5555 Fax. 0250-67-2578	若干名	無休 (9:30-16:45)	○				○
	楽いちデイサービス	950-0121	亀田向陽 1-1403-3	Tel. 025-382-1001 Fax. 025-382-1011	若干名	月-土 (9:30-15:30)	○ (肢体不 自由)				○
秋葉	デイサービスセンター はさぎの里	956-0802	七日町字池田 2186-9	Tel. 0250-23-6511 Fax. 0250-23-6513	若干名	月-金 (9:00-17:00)	○				○
	老人デイサービスセンター かんばらの里	956-0025	古田字南616-7	Tel. 0250-25-1102 Fax. 0250-25-1103	若干名	無休 (9:00-17:00)	○				○

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者				入浴
							身	知	精	難	
秋葉	障害者デイサービスセンター こぐち苑	950-0121	小口443	Tel. 0250-21-0007 Fax. 0250-21-6160	若干名	無休 (8:30-16:30)	○				○
	ふれあいの杜	956-0113	矢代田3316-1	Tel. 0250-38-1131 Fax. 0250-38-1132	若干名	無休 (8:30-17:30)	○	○	○		○
	障害福祉サービス事業 「こすど蒼丘の里」	956-0113	矢代田3092-12	Tel. 0250-61-0333 Fax. 0250-38-4303	若干名	無休 (8:30-17:30)	○				○
南	デイサービスセンター うすい	950-1412	臼井1435-3	Tel. 025-372-8800 Fax. 025-372-8811	若干名	無休 (8:30-17:30)	○				○
	新潟市社会福祉協議会 老人デイサービスセンター 皐月園	950-1217	白根1132-1	Tel. 025-373-6009 Fax. 025-373-6125	若干名	月-土 (9:20-16:30)	○				○
	デイサービスセンター 春日和高井	950-1235	高井興野124-1	Tel. 025-362-3712 Fax. 025-362-3713	若干名	月-日 (9:00-16:30)	○	○	○	○	○
	新潟市社会福祉協議会 老人デイサービスセンター 味方	950-1261	味方583-1	Tel. 025-373-6141 Fax. 025-371-1371	若干名	月-土 (9:00-16:10)	○				○
西	リハネスデイ寺尾	950-2054	寺尾東3-19-17	Tel. 025-201-7259 Fax. 025-201-7269	若干名	月-金 (8:00-17:00)	○				
	デイサービスセンター ゆうKUROSAKI	950-1412	善久730-1	Tel. 025-370-1117 Fax. 025-211-2011	若干名	月-土 (8:00-17:00)	○	○	○		○
	デイサービスセンター 春日和小針	950-2022	小針1-45-31	Tel. 025-201-6465 Fax. 025-201-6466	若干名	月-金 (9:00-16:30)	○	○	○	○	○
	デイサービスセンター 春日和四ツ郷屋	950-2201	四ツ郷屋1538-13	Tel. 025-201-9878 Fax. 025-201-9879	若干名	月-土 (9:00-16:30)	○	○	○	○	○
西蒲	老人デイサービスセンター 岩室	950-1412	橋本98-1	Tel. 0256-82-5540 Fax. 0256-82-5520	若干名	日-土 (9:00-16:00)	○				○

10. 自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者				
							身	知	精	難	
北	いなほ園(生活訓練)	950-3102	島見町4540	Tel. 025-255-4434 Fax. 025-255-4435	20人	月-金 (9:00-16:00)				○	
	いなほ園(宿泊型自立訓練)				18人	月-金 (6:00-9:00, 16:00-22:00) 土・日 (6:00-22:00)				○	
東	恵松園(生活訓練)	950-0017	新松崎1-1-21	Tel. 025-270-3355 Fax. 025-270-3357	20人	月-金 9:00-16:00		○	○		
	恵松園(宿泊型自立訓練)				12人	月-金 (16:00-21:00) 土・日・祝日 (8:45-17:00)				○	
西蒲	工房はたや(生活訓練)	959-0423	旗屋311	Tel. 0256-70-4044 Fax. 0256-88-5044	6人	月-金 (9:30-16:00)		○	○		

11. 基準該当自立訓練（機能訓練）

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者				
							身	知	精	難	
中央	リハネスデイ	950-0982	堀之内南3-4-14	Tel. 025-211-8200 Fax. 025-211-8210	若干名	月-金 (9:00-17:00)	○				
江南	楽いちデイサービス	950-0121	亀田向陽 1-1403-3	Tel. 025-382-1001 Fax. 025-382-1011	若干名	月-土 (8:00-17:00)	○				
	デイサービスセンター 横雲の里	950-0217	阿賀野1-2-1	Tel. 0250-61-5555 Fax. 0250-67-2578	若干名	無休 (9:30-16:45)	○				
南	デイサービスセンター うすい	950-1412	臼井1435-3	Tel. 025-372-8800 Fax. 025-372-8811	若干名	無休 (8:30-17:30)	○	○	○		
西	リハネスデイ寺尾	950-2054	寺尾東3-19-17	Tel. 025-201-7259 Fax. 025-201-7269	若干名	無休 (8:00-17:00)	○				

12. 自立訓練（機能訓練）

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
江南	新潟県障害者 リハビリテーションセンター	950-0121	亀田向陽1-9-1	Tel. 025-381-8113 Fax. 025-381-8117	24人	月-金 (8:50-15:50)	○			

13. 就労移行支援

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
北	クローバー ひしもの家	950-3323	東栄町1-1-49 豊栄福祉交流 センター内	Tel. 025-384-1112 Fax. 025-387-4753	6人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	サポートセンター青りんご	950-3325	白新町1-9-7	Tel. 025-386-5590 Fax. 025-250-0076	9人	月-金 (9:30-16:00)	○	○	○	○
	わっくわく	950-3351	大瀬柳5244-4	Tel. 025-385-6844 Fax. 025-385-6844	6人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	障がい者就労支援センター ドリーム	950-3132	松潟1490-2	Tel. 025-257-3370 Fax. 025-257-3371	20人	月-土 (9:00-16:00)	○	○	○	○
東	ワーカーズゆたか	950-0812	豊1-11-10	Tel. 025-270-3946 Fax. 025-270-3947	6人	月-金 (8:30-16:00)		○		
	きぼう福祉園	950-0868	紫竹卸新町 2007-1	Tel. 025-378-5381 Fax. 025-250-6186	6人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	
	HUG	950-0891	上木戸1-4-6	Tel. 025-282-7022 Fax. 025-282-7032	15人	無休 (8:00-19:00)	○	○	○	
中央	就労センター白山浦	951-8131	白山浦1-312-3	Tel. 025-201-8185 Fax. 025-201-8186	9人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	あどばんす	951-8142	関屋大川前 1-2-28	Tel. 025-265-5900 Fax. 025-265-5960	8人	月-金 (9:00-16:00)			○	
	ワーキングサポートセンター スタンバイ	950-0922	山ニツ3-11-12	Tel. 025-250-7365 Fax. 025-250-7360	20人	月-金 (9:00-16:00)				○ (発達障 がいに 限る)
	株式会社 アイエスエフ ネットライフ新潟	951-8061	西堀通6-878-1 西堀7番館ビル 3・4階	Tel. 025-226-7588 Fax. 025-226-7589	30人	月-土 (9:00-18:00)	○ (肢体不 自由に 限る)		○	○
	就労支援事業所きまま舎	951-8062	西堀前通2番町 715-6スタービル 2・3階	Tel. 025-378-4988 Fax. 025-378-4989	6人	月-金 (9:00-16:00)				○
江南	新潟県障害者 リハビリテーションセンター	950-0121	亀田向陽1-9-1	Tel. 025-381-8113 Fax. 025-381-8117	6人	月-金 (8:50-15:50)	○			
	メイプルかめだ	950-0121	亀田向陽 1-10-30	Tel. 025-278-8546 Fax. 025-278-8629	16人	月-金 第2・第4土 (9:00-16:00)		○	○	
秋葉	けやき福祉園	956-0802	七日町2530-4	Tel. 0250-23-7712 Fax. 0250-23-7713	12人	月-土 (9:00-16:00)		○		
南	梨の里	950-1302	上曲通61-1	Tel. 025-375-2902 Fax. 025-375-5130	8人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	
	ワークセンターまめの木	950-1474	上木山224-1	Tel. 025-371-1022 Fax. 025-371-1050	6人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
西	慈仁工房	950-2076	上新栄町1-2-12	Tel. 025-269-2039 Fax. 025-269-2060	6人	月-金 (9:00-16:45)			○	
	青松ワークス	950-2076	上新栄町1-2-12	Tel. 025-269-7303 Fax. 025-269-7311	6人	月-金 (9:00-15:20)		○		
西蒲	角田の里	953-0022	仁箇2674-4	Tel. 0256-72-8055 Fax. 0256-72-8119	8人	月-金 (9:00-16:00)		○	○	
	麦っ子ワークス	953-0022	仁箇2674-6	Tel. 0256-76-2424 Fax. 0256-73-4004	6人	月-金 (9:30-16:00)		○		

14. 就労継続支援A型

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
北	就労センター ドリームネクスト	950-3304	木崎1816-5	Tel. 025-384-2800 Fax. 025-384-2801	20人	月-土 (9:00-15:00)	○	○	○	○
東	ファースト	950-0862	竹尾4丁目 11番5号	Tel. 025-250-7458 Fax. 025-250-7459	20人	月-金(土) (9:30-14:30)	○	○	○	○
中央	スワンカフェ&ベーカリー 新潟店	950-0983	神道寺1-1-18 ファーストクラス 神道寺1階	Tel. 025-248-7777 Fax. 025-248-7770	20人	祝日を除く 月-土 (5:00-17:00)	○ (内部障がい、 肢体不自由)	○	○	
	株式会社 アイエスエフ ネットライフ新潟	951-8061	西堀通6-878-1 西堀7番館ビル 3・4階	Tel. 025-226-7588 Fax. 025-226-7589	20人	月-土 (9:00-18:00)	○ (肢体不自由 に限る)	○	○	
	ローズ	950-0922	山ニツ3-13-10	Tel. 025-288-5782 Fax. 025-288-5783	20人	月-金 (8:30-16:00)	○	○	○	
	らんぷ	950-0912	南笹口1-9-29 サンライズ笹口 202号室	Tel. 025-282-7741 Fax. 025-282-7743	20人	月-金 (8:30-16:00)	○	○	○	○
江南	あおぞらポコレーション	950-1134	天野2-13-1	Tel. 025-280-7655 Fax. 025-384-8644	10人	月-金 (9:15-16:15)	○	○	○	
	メイプル・ぷらす	950-0121	亀田向陽 2-11-22	Tel. 025-288-5913 Fax. 025-288-5947	20人	月-金 (8:30-17:00)		○ (18歳未 満除く)	○	
秋葉	就労サポートセンター オテント	950-0033	新栄町4-23	Tel. 0250-25-3308 Fax. 0250-25-3308	10人	月-日 (9:30-17:00)		○	○	

15. 就労継続支援B型

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
北	クローバー 歩みの家	950-3323	東栄町1-1-49 豊栄福祉交流 センター内	Tel. 025-384-1112 Fax. 025-387-4753	40人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	クローバー ドンバスの家				20人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	クローバー ひしもの家				15人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	サポートセンター青りんご	950-3325	白新町1-9-7	Tel. 025-386-5590 Fax. 025-250-0076	15人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	わっくわく	950-3351	大瀬柳5244-4	Tel. 025-385-6844 Fax. 025-385-6844	10人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	はまかぜ	950-3112	太夫浜675	Tel. 025-258-6116 Fax. 025-258-6117	10人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	ディアクティビティーセンター はろはろ	950-3376	早通北1-9-17	Tel. 025-385-6621 Fax. 025-385-6623	20人	月-土 (9:30-15:30)	○	○	○	○
	自遊館	950-3116	神谷内263-1	Tel. 025-259-3474 Fax. 025-278-3023	20人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	
東	きぼう福祉園	950-0868	紫竹卸新町 2007-1	Tel. 025-378-5381 Fax. 025-250-6186	18人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	
	ワーカーズゆたか	950-0812	豊1-11-10	Tel. 025-270-3946 Fax. 025-270-3947	14人	月-土 (8:30-16:00)		○		
	ワークセンター大山台	950-0067	大山2-13-1	Tel. 025-275-2037 Fax. 025-275-2271	20人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	ほがらか福祉園	950-0893	はなみずき2-3-7	Tel. 025-271-5650 Fax. 025-271-2311	30人	月-金 (8:30-15:30)		○		
	自活支援の会G&T	950-0886	中木戸378-8	Tel. 025-272-6650 Fax. 025-250-2234	20人	火-土 (7:30-16:30)	○	○	○	
	ワークセンターふじみ	950-0025	藤見町1-4-43	Tel. 025-250-2100 Fax. 025-250-2500	44人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	ワークセンターひがし	950-0064	松島2-4-7	Tel. 025-257-9100 Fax. 025-257-9105	20人	月-金 (9:00-16:00)		○		

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
東	福祉事業所ハーモニー	950-0823	東中島2-18-6	Tel. 025-277-6477 Fax. 025-277-6477	10人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	
	HUG	950-0891	上木戸1-4-6	Tel. 025-282-7022 Fax. 025-282-7032	25人	無休 (8:00-19:00)	○	○	○	
中央	就労センター白山浦	951-8131	白山浦1-312-3	Tel. 025-201-8185 Fax. 025-201-8186	25人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	ワークセンター川端	951-8053	川端町5-34-2	Tel. 025-210-3030 Fax. 025-210-3035	10人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	福祉事業所つばさ	951-8116	東中通 1-86-104	Tel. 025-227-1200 Fax. 025-227-1200	20人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	つくし工房	950-0073	日の出1-10-9	Tel. 025-244-4748 Fax. 025-244-4748	20人	月-金 (9:00-17:00)	○	○	○	
	あどぼんす	951-8142	関屋大川前 1-2-28	Tel. 025-265-5900 Fax. 025-265-5960	12人	月-金 (9:00-16:00)			○	
	あどぼんす分場	951-8142	関屋大川前 1-10-1	Tel. 025-265-5150 Fax. 025-265-5151	10人	月-金 (9:00-16:00)			○	
	ワークセンター日和山	951-8063	古町通 13-5148-2	Tel. 025-229-2128 Fax. 025-229-2145	45人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	株式会社 アイエスエフ ネットライフ新潟	951-8061	西堀通6-878-1 西堀7番館ビル 3・4階	Tel. 025-226-7588 Fax. 025-226-7589	10人	月-土 (9:00-18:00)	○ (肢体不 自由に 限る)	○	○	
	就労支援事業所きまま舎	951-8062	西堀前通2番町 715-6スタービル 2・3階	Tel. 025-378-4988 Fax. 025-378-4989	6人	月-金 (9:00-16:00)			○	
	コミュニティカフェ ごっちゃ	951-8067	本町通2番町191	Tel. 025-378-3184 Fax. 025-378-3184	10人	月-金 (9:00-16:00)			○	
	手楽来家	950-0982	堀之内南1-17-20 シャトーWAY106	Tel. 025-288-5222 Fax. 025-288-5222	20人	月-金 (9:00-17:00)	○ (聴覚不 自由に 限る)			
	就労継続支援B型事業所 さんろーど	950-0076	沼垂西1-4-20	Tel. 025-243-4848 Fax. 025-243-4848	20人	月-金 (9:30-15:30)	○	○	○	○
しろやま	951-8018	稲荷町3490	Tel. 025-224-4438 Fax. 025-224-4438	20人	月-金 (9:30-16:30)	○	○	○	○	
江南	ポプラの家	950-0323	嘉瀬1047-2	Tel. 025-280-3394 Fax. 025-280-4374	15人	月-金 (9:30-15:30)	○	○	○	○
	わかばの家	950-0121	亀田向陽2-6-1	Tel. 025-381-1864 Fax. 025-381-1892	22人	月-金・第2土 (9:00-16:00)		○		
	わかばラボ	950-0163	東船場1-2-39 東和貸店舗2階	Tel. 025-381-1864 Fax. 025-381-1892	12人	月-金・第2土 (9:00-16:00)		○		
	あおぞらポコレーション	950-1134	天野2-13-1	Tel. 025-280-7655 Fax. 025-384-8644	10人	月-金 (9:15-16:15)	○	○	○	
	メイプルかめだ	950-0121	亀田向陽 1-10-30	Tel. 025-278-8546 Fax. 025-278-8629	24人	月-金, 第2・第4土 (9:00-16:00)		○	○	
	メイプル・ぷらす	950-0121	亀田向陽 2-11-22	Tel. 025-288-5913 Fax. 025-288-5947	10人	月-金 (8:30-17:00)		○ (18歳 未満除 く)	○	
秋葉	ワークセンターほほえみ	956-0122	小向1744	Tel. 0250-38-3015 Fax. 0250-47-6003	20人	月-金, 第1・第3土 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	けやき福祉園	956-0802	七日町2530-4	Tel. 0250-23-7712 Fax. 0250-23-7713	32人	月-土 (9:00-16:00)		○		
	ぶどう工房	956-0802	七日町2229-1	Tel. 0250-23-6622 Fax. 0250-23-6623	20人	月-金 (9:00-16:00)			○	
	ほっとサポートしんえい	956-0033	新栄町25-22	Tel. 0250-24-5211 Fax. 0250-24-5232	36人	月-金 (9:00-16:00)		○		
南	梨の里	950-1302	上曲通61-1	Tel. 025-375-2902 Fax. 025-375-5130	20人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	
	ワークセンターまめの木	950-1474	上木山224-1	Tel. 025-371-1022 Fax. 025-371-1050	17人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
西	青山ファクトリー	950-2002	青山7-1436-149	Tel. 025-265-2099 Fax. 025-265-2099	28人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	
	ワークセンター ふぁみりー	950-1101	山田2517-9	Tel. 025-233-6722 Fax. 025-378-6191	20人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	
	のんびーり青山	950-2001	浦山1-5-17	Tel. 025-265-5070 Fax. 025-374-0039	10人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	のんびーりサックス	950-2022	小針5-26-2	Tel. 025-230-5747 Fax. 025-230-5747	20人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	のんびーりA X I S	950-2054	寺尾東 2-4833-1	Tel. 025-264-1100 Fax. 025-264-4400	10人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	あすなろ福祉園	950-1123	黒鳥984	Tel. 025-377-6050 Fax. 025-377-6050	16人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	
	慈仁工房	950-2076	上新栄町1-2-12	Tel. 025-269-2039 Fax. 025-269-2060	25人	月-金 (9:00-16:45)			○	
	もぐら工房	950-2042	坂井553-1	Tel. 025-260-3700 Fax. 025-260-3830	20人	月-金 (8:50-16:00)	○			
	スペースB e	950-2052	寺尾2-25	Tel. 025-268-7000 Fax. 025-374-0029	30人	月-金 (10:00-15:30)	○	○	○	
	青松ワークス	950-2076	上新栄町1-2-12	Tel. 025-269-7303 Fax. 025-269-7311	49人	月-金 (9:00-15:20)		○		
西蒲	工房はたや	959-0423	旗屋311	Tel. 0256-70-4044 Fax. 0256-88-5044	24人	月-金 (9:30-16:00)	○	○	○	
	角田の里	953-0022	仁箇2674-4	Tel. 0256-72-8055 Fax. 0256-72-8119	20人	月-金 (9:00-16:00)		○	○	
	すずまり	959-0515	今井493	Tel. 0256-86-1128 Fax. 0256-86-1130	25人	月-金 (8:30-17:15)		○		
	麦っ子ワークス	953-0022	仁箇2674-6	Tel. 0256-76-2424 Fax. 0256-73-4004	34人	月-金 (9:30-16:00)		○		

16. 移動支援・生活サポート

※対象者

全…全身性障がい者(身体) 視…視覚障がい者(身体) 知…知的障がい者 児…障がい児 精…精神障がい者

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者					営業地域	サービス種類	
						全	視	知	児	精		移動 支援	生活 サポート
北	有限会社 まごころ 介護支援センター	950-3116	神谷内54-2	Tel. 025-259-3339 Fax. 025-255-7065	月-土(8:00-17:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	北・東・江 南区西野	○	
	新潟市社会福祉協議会 北区さわやか訪問介護 センター	950-3321	東栄町1-1-35	Tel. 025-384-6699 Fax. 025-386-0739	無休 (7:00-20:00)	○	○	○	○	○	移動支援: 新潟市 生活サポート: 北区	○	○
	居宅支援クローバー	950-3323	東栄町1-1-49 豊栄福祉交流 センター内	Tel. 025-384-1112 Fax. 025-387-4753	無休 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	北区、他地 域相談	○	○
	有限会社 里の和 訪問介護事業所	950-3325	白新町2-13-21	Tel. 025-388-6144 Fax. 025-388-6145	土・日・祝日を除く (8:30-17:30)		○	○	○	○	北区	○	
	ねむの木介護支援 センター	950-3325	白新町4-10-15	Tel. 025-387-3188 Fax. 025-211-2895	24時間	○	○	○	○	○	北区, 阿賀野市, 新発田市	○	○
東	ジャパンケア新潟藤見	950-0025	藤見町2-15-7	Tel. 025-275-8831 Fax. 025-275-8832	無休24時間 ヘルパーの状況に より相談	○	○	○	○	○	北・東・中 央・江南区	○	○
	(有)すまいるサポート ヘルパーステーション	950-0021	物見山 2-35-33	Tel. 025-384-0707 Fax. 025-384-0700	祝日を除く月-金 (9:00-17:00) サービス提供は無休 (8:00-21:00くら いで相談)	○		○	○	○	新潟市内	○	○
	あじさい福祉センター	950-0053	宝町3-23	Tel. 025-272-5777 Fax. 025-270-8856	日-土 (8:30-17:30)		○				新潟市内	○	○

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者					営業地域	サービス種類	
						全	視	知	児	精		移動 支援	生活 サポート
東	新潟市社会福祉協議会 東区訪問介護センター	950-0885	下木戸1-4-1	Tel. 025-272-1754 Fax. 025-272-1754	無休 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	移動支援： 新潟市 生活サポート： 東区及び江 南区大江山 地域	○	○
	新潟東自閉症・知的 障害支援センター おれんじぼーと	950-0801	津島屋6-66-1	Tel. 025-256-7223 Fax. 025-378-8472	月-日 (6:00-24:00) 営業時間外は相談				○	○	中央・東・ 江南・ 秋葉区, 阿賀野市	○	
	有限会社 きゃすと	950-0012	有楽2-3-2	Tel. 025-271-1777 Fax. 025-271-1770	月-土 (8:30-17:30) 営業時間外は相談	○	○	○	○		東区	○	○
	ツクイ新潟山木戸東	950-0871	山木戸 4-12-32	Tel. 025-250-8681 Fax. 025-250-8682	無休 (8:30-17:30) サービス提供 (7:00-19:00)	○	○	○	○		東・中央・ 江南区と北 区の一部 (松浜地域・ 白勢町)	○	○
	社会福祉法人フレンド ランド福祉会 羽ばたきヘルパー ステーション	950-0892	寺山3-32-21	Tel. 025-379-7152 Fax. 025-379-7152	月-日 (8:30-17:30)	○			○	○	旧新潟市	○	
	テクノワークス	950-0841	中野山 5-18-30	Tel. 025-277-8114, 8115 Fax. 025-257-8116	月-金 (8:30-17:30) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	
	障害福祉サービス グリーン	950-0807	木工新町 1060-1	Tel. 025-274-6930 Fax. 025-274-6931	祝日, 8/13-15, 12/31-1/3を除く 月-金 (9:00-17:00)	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○
	ななふく訪問介護	950-0806	海老ヶ瀬 3002	Tel. 025-250-1237 Fax. 025-250-1236	祝日, 8/13-15, 12/31-1/3を除く 月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	旧新潟市, 旧豊栄市	○	
	特定非営利活動法人 こころ楽楽	950-0804	本所1-8-21	Tel. 025-270-7038 Fax. 025-270-7038	月-金 (7:00-20:00) 時間外随時相談				○		北・東区	○	
	ヘルパーステーション社	950-0841	中野山5-14-1	Tel. 025-278-7177 Fax. 025-278-7178	月-金 (8:30-17:30) 時間外随時相談	○	○	○	○	○	新潟市	○	
	特定非営利活動法人 せいむ	950-0054	秋葉1-2-8	Tel. 025-282-5402 Fax. 025-282-5403	祝日, 12/30-1/3 を除く月-日 (7:00-19:00)	○	○	○	○	○	新潟市	○	○
	まごころ介護支援 センター木戸	950-0891	上木戸4-7-11	Tel. 025-384-0238 Fax. 025-384-0237	月-土 (8:00-17:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	北区 (松浜, 名目所, 濁 川地区), 東区, 中央 区 (沼垂, 馬越, 紫竹 地区)	○	○
	清篤苑ケアセンター	950-0054	秋葉1-19-3	Tel. 025-278-3001 Fax. 025-278-3233	無休 (7:00-18:00) ※時間外応相談	○			○		東区	○	
中央	訪問介護ステーション て〜あん中央	951-8055	礎町通5ノ町 2264 高政ビル3階	Tel. 025-201-9188 Fax. 025-201-9180	月-土 (8:00-19:00)	○	○	○	○		新潟市内	○	○
	ニチイケアセンター 新潟中央	950-0075	沼垂東6-9-3	Tel. 025-290-2731 Fax. 025-290-2734	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	中央・東区	○	
	ニチイケアセンター 新潟南	950-0913	鏡2-14-21	Tel. 025-290-4711 Fax. 025-290-4721	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	中央・東区	○	
	居宅介護サービス わあなる	950-0073	日の出2-3-3 エクセル創栄 I 201	Tel. 025-248-6490 Fax. 025-248-6489	月-土 (8:00-17:00) 祝日, 年末年始は 除く	○	○	○	○		新潟市全域	○	○
	新潟市社会福祉協議会 中央区中央訪問介護 センター	951-8127	関屋下川原町 1-3-11	Tel. 025-234-0533 Fax. 025-234-5039	無休 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	移動支援： 新潟市 生活サポ ート関屋・白 新・寄居・ 柳都中学校 区, 上山・ 東石山・山 の下・木戸・ 曾野木中学 校区の一部	○	○

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者					営業地域	サービス種類	
						全	視	知	児	精		移動 支援	生活 サポート
中央	信越ユニオン (株) ヘルパーステーション ハンド・ハンド	951-8153	文京町6-27	Tel. 025-234-4510 Fax. 025-234-4511	無休 (7:00-20:00)	○	○	○	○	○	中央・西・南・ 東区と江南区 の一部	○	○
	ツクイ新潟関屋	951-8136	関屋田町 1-14	Tel. 025-201-3600 Fax. 025-201-3666	無休 (8:30-17:30) サービス提供24時間	○	○	○	○	○	中央・東・ 西区	○	○
	新潟市社会福祉協議会 障がい者訪問介護 センター	950-0909	八千代1-3-1 新潟市総合福 社会館3階	Tel. 025-248-6555 Fax. 025-248-7173	無休 (7:00-22:00) ※自薦ヘルパー利 用者には24時間派 遣可	○	○	○	○	○	移動支援： 新潟市 生活サポート： 万代長嶺・ 南万代・沼 垂小学校区	○	○
	新潟市社会福祉協議会 中央区東訪問介護 センター	950-0084	明石2-3-25	Tel. 025-242-3411 Fax. 025-240-0026	無休 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	移動支援： 新潟市 生活サポート： 笹口・紫竹 山・女池・ 上所・上山・ 鳥屋野・山 潟・桜ヶ丘 小学校区、 曾野木中学 校区の一部	○	○
	新潟市社会福祉協議会 中央区南訪問介護 センター	950-0972	新和3-3-1	Tel. 025-284-6780 Fax. 025-280-0847	無休 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	中央区の 南・中央地 域、江南区 の曾野木・ 両川地域	○	○
	まごころ介護支援 センター馬越	950-0866	西馬越3-14 メゾン・コサ1 階101	Tel. 025-242-1238 Fax. 025-249-1506	月-金 (8:00-17:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	旧新潟市	○	○
	ジャパンケア新潟中央	950-0916	米山6-12-19 2階	Tel. 025-240-1190 Fax. 025-240-1191	無休24時間 ヘルパーの状況に より深夜は応相談	○	○	○	○	○	新潟市全域	○	○
	ツクイ新潟神道寺	950-0983	神道寺1-10-6	Tel. 025-240-0291 Fax. 025-240-0292	無休 (受付時間8:30- 17:30)	○	○	○	○	○	中央・東・ 江南・西・ 北区の一 部・秋葉区 の一部・西 蒲区の一部	○	○
	訪問介護ステーション ねこの手	950-0923	姥ヶ山6-5-26 白木ビル2階 C号室	Tel. 025-287-5130 Fax. 025-287-5140	月-日 (8:00-22:00)	○	○	○	○	○	中央・東・ 江南・西区	○	○
	ニチケアセンター せきや	951-8153	文京町11-25	Tel. 025-234-5678 Fax. 025-234-5560	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	中央・西区	○	○
	ヘルパーステーション 和実	951-8153	文京町27-1 文京ドミトリ 302号	Tel. 025-265-3833 Fax. 025-265-3833	無休 (受付時間は 月-土9:00-17:00)	○	○	○	○	○	中央・東・ 江南・西区	○	○
	訪問介護ライフネット にいがた	950-0943	女池神明 3-4-9	Tel. 025-384-4063 Fax. 025-384-4089	祝日, 8/13-15, 12/31-1/3を除く 月-金 (9:00-18:00) ※利用者から依頼 がある場合はこの 限りではない	○	○	○	○	○	新潟市全域	○	○
	新潟コアラ	950-0921	京王2-2-23	Tel. 025-278-8640 Fax. 025-278-8642	月-土 (8:00-17:00)	○	○	○	○	○	新潟市全域	○	○
	ケアサポート青い鳥	951-8162	関屋本村町1丁 目148番地5 斎藤マンション 1-3号	Tel. 025-201-8561 Fax. 025-201-8569	月-日 (8:30-17:30) サービス提供24時間	○	○	○	○	○	中央・東・ 江南・南・ 西区	○	○
	はあとふるあご 訪問介護センター	951-8067	本町通七番町 1153 新潟本町通ビ ル4階	Tel. 025-228-5004 Fax. 025-228-2266	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	中央・西区	○	○
ヘルパーステーション めぐ	951-8141	関新2-1-73 新潟ダイカン プラザ遊学館 312	Tel. 025-210-4356 Fax. 025-233-6533	月-金 (9:00-17:00)	○	○	○	○	○	新潟市	○	○	
江南	ジャパンケア新潟江南	950-0127	諏訪1-2-7	Tel. 025-383-1861 Fax. 025-383-1862	年中無休 (受付は月-金) 24時間 (受付は9:00-18:00)	○	○	○	○	○	北・江南・ 秋葉区	○	○

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者					営業地域	サービス種類	
						全	視	知	児	精		移動 支援	生活 サポート
江南	ヘルパーステーション わかばの家	950-0121	亀田向陽 2-6-1	Tel. 025-381-1864 Fax. 025-381-1892	無休 (7:00-22:00)			○	○		新潟市全域	○	
	ヘルパーステーション 向陽の里	950-0121	亀田向陽 2-6-1	Tel. 025-382-8222 Fax. 025-382-8223	無休 (8:30-17:30) サービス提供 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	江南区 (曾野 木・両川を除 く) 東区 (石 山のみ)	○	○
	ニチケアセンター 新潟東	950-0211	横越川根町 4-1-41	Tel. 025-383-2006 Fax. 025-385-3788	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	江南・秋葉・ 東区	○	
	里の和訪問介護亀田	950-0161	亀田中島 1-3-19	Tel. 025-278-7724 Fax. 025-278-7725	土日, 祝を除く毎日 (8:30-17:30)		○	○	○		江南区	○	
	江南ケアプラザ	950-0121	亀田向陽 3-14-3	Tel. 025-382-1217 Fax. 025-383-8806	月-金 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	江南区	○	○
秋葉	ニチケアセンター かわぐち	956-0015	川口138-1	Tel. 0250-21-6303 Fax. 0250-21-6313	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	秋葉・南・ 江南区	○	
	新潟市社会福祉協議会 秋葉区新津訪問介護 センター	956-0863	日宝町6-13	Tel. 0250-24-0120 Fax. 0250-21-3470	無休 (7:00-21:00)	○	○	○	○	○	移動支援: 新潟市 生活サポート: 秋葉区	○	○
	自立支援センター まんにち	956-0802	七日町6086	Tel. 0250-25-3340 Fax. 0250-25-3339	月-日 (8:30-18:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○		秋葉・南・ 江南区	○	○
	ニチケアセンター 新津	956-0864	新津本町 4-5-2	Tel. 0250-21-1018 Fax. 0250-21-1054	日-土 (6:00-22:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	秋葉・南区	○	
南	新潟市社会福祉協議会 南区訪問介護センター	950-1214	上下諏訪木 817-1	Tel. 025-373-6122 Fax. 025-373-5775	12/31-1/1を除く 毎日 (7:00-21:00) ※利用者から依頼 がある場合はこの 限りにあらず	○	○	○	○	○	移動支援: 新潟市 生活サポート: 南区	○	○
	ニチケアセンター しろね	950-1209	親和町4-23	Tel. 025-371-5122 Fax. 025-373-0656	日-土 (6:00-22:00)		○	○	○	○	秋葉・南区	○	
西	さくら・介護ステ ーション新潟	950-2022	小針6-61-13 ウェルズ21 小針6B	Tel. 025-232-9233 Fax. 025-232-9234	祝日, 8/13-16, 12/30-1/3を除く 月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	西・東・中 央・江南区	○	
	ニチケアセンター 内野	950-2111	大学南 1-7825-5	Tel. 025-264-2550 Fax. 025-264-2551	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	西・西蒲区	○	
	特定非営利活動法人 千草の舎	950-2111	大学南 2-19-34	Tel. 025-262-0432 Fax. 025-262-0432	無休 (9:00-17:00)	○	○	○	○	○	新潟市	○	
	新潟市社会福祉協議会 西区訪問介護センター	950-2064	寺尾西1-1-5	Tel. 025-211-1610 Fax. 025-211-1611	無休 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	移動支援: 新潟市 生活サポート: 西区, 西蒲 区巻地域	○	○
	障害者居宅介護事業所 わもっか	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-269-4555 Fax. 025-269-4054	無休 (7:00-19:00) 営業時間外は相談	○		○	○	○	西・東・中 央区と江南・ 西蒲区の一 部と北区 (旧 新潟市)	○	
	訪問介護 ゆうゆう	950-2022	小針5-1-47	Tel. 025-232-7522 Fax. 025-378-0153	土日, 祝, 12/29-1/3を除く 毎日 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	新潟市	○	
	アビリティ訪問介護	950-2042	坂井762-7	Tel. 025-268-5751 Fax. 025-201-6781	月-金 (6:00-20:00) 土日祝 (9:00-18:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	中央・西・ 西蒲・南区	○	○
	訪問介護ステーション て〜あん	950-2024	小新西3-10-7	Tel. 025-267-0100 Fax. 025-267-8333	月-土 (8:00-19:00)	○	○	○	○	○	西区	○	○
	ヘルパーステーション 有限会社Welfare	950-2072	松美台6-36	Tel. 025-265-3421 Fax. 025-232-8555	月-日 (7:00-20:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	西区を中 心に中央・東 ・江南・南区	○	○
	ツクイ新潟西	950-2045	五十嵐東 1-6-32	Tel. 025-211-1922 Fax. 025-211-1923	月-日 (7:00-19:00) 営業時間外は相談	○	○				西・西蒲, 南区の一部	○	
	ときめきケアプラザ	950-1101	山田3398-1	Tel. 025-370-1217 Fax. 025-370-1218	月-金 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	中央・西区	○	○
	特定非営利活動法人 CIL新潟	950-2042	坂井926-1 プレジデント 店舗	Tel. 025-268-0878 Fax. 025-268-0878	月-金 (9:00-17:00)	○		○	○	○	新潟市	○	

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者					営業地域	サービス種類	
						全	視	知	児	精		移動 支援	生活 サポート
西	福祉サポート よりの会	950-2075	松海が丘 1-7-31	Tel. 025-266-3505 Fax. 025-266-3505	月-金 (8:00-17:00)	○	○	○	○	○	新潟市	○	
	ヘルパーステーション 夢プラン	950-1101	山田 2307-344	Tel. 025-233-1731 Fax. 025-233-1619	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	西区	○	○
	みっと	950-2137	小見郷屋 58-4	Tel. 025-261-2211 Fax. 025-261-5502	月-日 (7:00-19:00)	○		○	○	○	新潟市	○	
西蒲	ニチケアセンター 巻	953-0041	巻甲422	Tel. 0256-70-1661 Fax. 0256-73-1165	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	西蒲・西区	○	
	新潟市社会福祉協議会 西蒲区岩室訪問介護 センター	953-0132	西中860	Tel. 0256-82-5875 Fax. 0256-82-5880	年末年始(12/29-1/3) を除く月-土 (8:00-20:00) ※利用者から依頼 がある場合はこの 限りにあらず	○	○	○	○	○	移動支援： 新潟市 生活サポート： 西蒲区、 西蒲原郡 弥彦村	○	○
	新潟市社会福祉協議会 西蒲区巻・西川訪問 介護センター	953-0041	巻甲4363	Tel. 0256-73-3622 Fax. 0256-73-4914	12/31-1/3を除く 毎日(7:00-22:00) ※利用者から依頼 がある場合は、こ の限りにあらず	○	○	○	○	○	移動支援： 新潟市 生活サポート： 西蒲区	○	○
新潟市外	株式会社慎鍋	958-0853	村上市 山居町2-5-44	Tel. 0254-50-7655 Fax. 0254-50-7656	無休 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	村上市 関川村 胎内市	○	
	ニチケアセンター 新発田	957-0062	新発田市 富塚町3-4-27	Tel. 0254-27-3798 Fax. 0254-27-3799	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	新潟市北区、 新発田市	○	
	ホームヘルプステ ーション フレンド	959-1632	五泉市 中川新1498	Tel. 0250-47-2213 Fax. 0250-47-2233	無休 (8:30-17:15)	○	○	○	○	○	新津、白根、 亀田、横越、 小須戸	○	
	ジャパンケア加茂	959-1313	加茂市 幸町1-15-28	Tel. 0256-57-7021 Fax. 0256-57-7020	年中無休 (受付は月-金) 24時間 (受付は9:00-18:00)	○	○	○	○	○	新潟、加茂、 五泉、田上	○	○
	桜花園	940-2126	長岡市 西津町字原 4668	Tel. 0258-47-5525 Fax. 0258-47-2202	12/29-1/3 を除く毎日 (7:30-20:00)	○	○	○	○	○	長岡市 出雲崎町	○	
	ホームヘルプステ ーションいろは	940-2411	長岡市 与板町蔦都 683	Tel. 0258-72-3975 Fax. 0258-72-2061	月-土 (8:00-18:00)		○	○	○	○	長岡市全域 三島郡	○	
	社会福祉法人 弥彦村社会福祉協議会	959-0305	西蒲原郡 弥彦村 矢作4622	Tel. 0256-94-4551 Fax. 0256-94-5238	無休 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	弥彦村、燕市 新潟市	○	
	長岡市社会福祉協議会 訪問介護ながおか	940-0849	長岡市 長倉西町 458-1	Tel. 0258-39-2247 Fax. 0258-31-8830	月-金 (8:30-17:15)	○	○	○	○	○	長岡市	○	
	ヘルパーステーシ ョン上越	943-0834	上越市 西城町1-12-4	Tel. 025-526-1666 Fax. 025-526-1610	無休 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	合併前の 上越市内	○	
	あいのて 訪問介護サービス	371-0816	群馬県前橋市 上佐鳥町 560-3	Tel. 027-287-4360 Fax. 027-287-4657	無休24時間 (受付は月-金 9:00-18:00)	○	○	○	○	○	群馬県 前橋市ほか	○	
	笹島 ケアステーション	230-0026	神奈川県横浜市 鶴見区市場富 士見町9-35	Tel. 045-501-6655 Fax. 045-501-6277	月-土 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	神奈川県横 浜市及び川 崎市の全域	○	
	ツクイ横浜綱島	222-0001	神奈川県横浜市 港北区樽町 3-6-38 りりあタウン 1階	Tel. 045-540-6207 Fax. 045-540-6208	無休 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	神奈川県横 浜市の一部	○	
ケアウエル練馬	176-0005	東京都 練馬区旭丘 1-10-8	Tel. 03-5988-7534 Fax. 03-6659-7255	年中無休 (受付は月-金) 24時間 (受付は9:00-17:45)	○	○	○	○	○	東京都の 一部	○		
ケア・センター 杉っ子	166-0015	東京都 杉並区成田東 4-34-11	Tel. 03-5305-5561 Fax. 03-5305-5562	月-金(9:00-18:00) 土(9:00-12:00)	○	○	○	○	○	東京都	○		

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者					営業地域	サービス種類	
						全	視	知	児	精		移動 支援	生活 サポート
新潟市外	株式会社 らいふ	141-0022	東京都品川区 東五反田 1-25-11 五反田1丁目 イーストビル 7階	Tel. 03-5447-5280 Fax. 03-5447-5281	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	東京都	○	
	株式会社 K-WORKER 大久保営業所	169-0074	東京都 新宿区北新宿 3-10-10 柏木ローズマ ンション103	Tel. 03-3360-5155 Fax. 03-5348-6691	月-金 (8:00-20:00)	○	○	○	○	○	東京都	○	
	ツクイ横浜緑	226-0013	神奈川県横浜市 緑区寺山町97 田辺ビル1階	Tel. 045-929-2061 Fax. 045-929-2062	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	横浜市緑区	○	
	株式会社 ハッピースマイル 訪問介護センター	630-8036	奈良県奈良市 五条畑 1-27-12-11	Tel. 0742-46-8823 Fax. 0742-93-8823	無休24時間	○	○	○	○	○	奈良市ほか	○	
	ヘルパーステーション ゆめ	958-0024	村上市 瀬波中町 11-6	Tel. 0254-53-6960 Fax. 0254-53-6970	月-土 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	村上市 岩船郡 (粟島浦村 除く)	○	

17. 日中一時支援（日帰りの短期入所）

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	対象者				1日の定員	障がい児の提供範囲				
					身	知	児	精		3歳未満	3~5歳	小学生	中学生	高校生
北	太陽の村	950-3112	太夫浜675	Tel. 025-258-6337 Fax. 025-258-6338		○	○		5人 (障がい児は 知的)	要相談	要相談	○	○	○
	松潟の園	950-3132	松潟1482-1	Tel. 025-258-0002 Fax. 025-258-0007	○				1人	/				
	クローバー 歩みの家	950-3323	東栄町1-1-49 豊栄福祉交流 センター内	Tel. 025-384-1112 Fax. 025-387-4753	○	○	○	○	2人	×	×	×	要相談	○ (相談)
	クローバー ドンバスの家				○	○	○	○	2人	×	×	×	要相談	○ (相談)
	クローバー ひしもの家				○	○	○	○	2人	×	×	×	要相談	○ (相談)
東	ふれんど・ぴあ	950-0892	寺山3-32-21	Tel. 025-271-5377 Fax. 025-379-7152	○	○	○	○	2人	×	×	○	○	○
	ほがらか福祉園	950-0893	はなみずき 2-3-7	Tel. 025-271-5650 Fax. 025-271-2311		○	○		1人	×	×	×	×	16歳 以上
	ワークセンター ふじみ	950-0025	藤見町1-4-43	Tel. 025-250-2100 Fax. 025-250-2500		○			2人	/				
	ワークセンター 大山台	950-0067	大山2-13-1	Tel. 025-275-2037 Fax. 025-275-2271		○			2人	/				
	東支援センター	950-0891	上木戸1-8-12	Tel. 025-272-5048 Fax. 025-250-5433	○	○	○		13人	×	要相談	○	○	○
	ワーカーズゆたか	950-0812	豊1-11-10	Tel. 025-270-3946 Fax. 025-270-3947		○	○		1人	×	×	×	×	16歳 以上
	特定非営利活動法人 せいむ	950-0054	秋葉1-2-8	Tel. 025-282-5402 Fax. 025-282-5403	○	○	○	○	3人	×	要相談	○	○	○
	日中一時支援 いけだんち	950-0872	牡丹山2-3-7	Tel. 080-6507-7952 Fax. 025-274-3030		○	○		9人	×	×	○	○	○
中央	明生園	951-8121	水道町 1-5932-621	Tel. 025-231-6177 Fax. 025-231-2560		○	○		4人 (障がい児は 知的)	×	×	×	×	○
	新潟県はまぐみ 小児療育センター	951-8121	水道町 1-5932	Tel. 025-266-0151 Fax. 025-266-0152	○ (重心)		○		適宜調整 障がい児は主と して肢体不自由。 空床時のみ	要相談	○	○	○	○
	ワークセンター 日和山	951-8063	古町通 13-5148-2	Tel. 025-229-2128 Fax. 025-229-2145		○	○		2人(障がい 児は主として知 的障がい。それ 以外は要相談)	×	×	×	×	○
	就労センター白山浦	951-8131	白山浦 1-312-3	Tel. 025-201-8185 Fax. 025-201-8186		○	○		2人	×	×	×	○	○

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	対象者				1日の定員	障がい児の提供範囲				
					身	知	児	精		3歳未満	3~5歳	小学生	中学生	高校生
中央	日中一時支援事業所 とももふぁみりーず	950-0914	紫竹山2-4-17	Tel. 025-311-9991 Fax. 025-311-9991	○	○	○	○	月-金4人 土日・祝日・ 長期休暇8人	○	○	○	○	○
江南	あさひ園	950-0121	亀田向陽 2-6-1	Tel. 025-382-8222 Fax. 025-382-8223	○				4人					
	新潟県障害者 リハビリテーション センター	950-0121	亀田向陽 1-9-1	Tel. 025-381-8113 Fax. 025-381-8117	○				適宜調整 (障がい児は 身体)					
	ボプラの家	950-0323	嘉瀬1047-2	Tel. 025-280-3394 Fax. 025-280-4374	○	○	○	○	10人	×	要相談	○	○	○
	わかばの家	950-0121	亀田向陽 2-6-1	Tel. 025-381-1864 Fax. 025-381-1892		○	○		6人(障がい 児は主として知的 障がい。それ 以外は要相談)	×	×	×	○	○
	メイプルかめだ	950-0121	亀田向陽 1-10-30	Tel. 025-278-8546 Fax. 025-278-8629		○	○	○	3人	×	×	×	要相談	○
秋葉	ワークセンター ほほえみ	956-0122	小向1744	Tel. 0250-38-3015 Fax. 0250-38-3015	○	○	○	○	5人	×	×	×	×	○
	満日の里	956-0802	七日町6086	Tel. 0250-25-3340 Fax. 0250-25-3339		○	○		10人	要相談	要相談	○	○	○
	ほっとサポート しんえい	956-0033	新栄町25-22	Tel. 0250-24-5211 Fax. 0250-24-5232		○	○		18人 (障がい児は 知的)	×	×	×	要相談	要相談
	けやき福祉園	956-0802	七日町2530-4	Tel. 0250-23-7712 Fax. 0250-23-7713		○	○		10人	×	×	×	○	○
南	ゆうーわ ほっとルーム	950-1475	戸頭215-2	Tel. 025-372-5223 Fax. 025-211-2016		○	○		8人 (障がい児は知的) 土曜・長期休 暇中は20人	×	×	○	○	○
	ワークセンター しらはす	950-1425	戸石新田45-2	Tel. 025-371-0070 Fax. 025-371-0066		○	○		5人	×	×	×	×	○
	ワークセンター まめの木	950-1474	上木山224-1	Tel. 025-371-1022 Fax. 025-371-1050	○	○	○	○	3人	×	×	×	×	○
西	みのり園	950-2138	藤野木51	Tel. 025-262-0075 Fax. 025-262-1439		○	○		4人 (障がい児は 知的)	×	×	要相談	要相談	要相談
	新潟みずほ園	950-2137	小見郷屋 107-2	Tel. 025-262-0044 Fax. 025-261-5483	○		○		2人(障がい 児は主として身 体障がい。それ 以外は要相談)	×	×	要相談	要相談	○
	第2みずほ園	950-2137	小見郷屋 58-4	Tel. 025-261-2211 Fax. 025-261-5502	○		○		3人(障がい 児は主として身 体障がい。それ 以外は要相談)	×	×	要相談	要相談	○
	十字園	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-269-4001 Fax. 025-269-4389		○		要 相 談	10人	×	×	要相談	要相談	要相談
	いずみ福祉園	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-268-1385 Fax. 025-264-1013		○			3人	×	×	×	要相談	○
	青松ワークス	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-269-7303 Fax. 025-269-7311		○			5人					
	西支援センター	950-2264	みずぎ野 4-13-7	Tel. 025-201-7115 Fax. 025-201-7116	○	○	○		2人					
	独立行政法人 国立病院機構 西新潟中央病院	950-2074	真砂1-14-1	Tel. 025-265-3171 Fax. 025-231-2831		○			2人					
西蒲	麦っ子ワークス	953-0022	仁箇2674-6	Tel. 0256-76-2424 Fax. 0256-73-4004		○	○		4人 (障がい児は 知的)					
	すずまり	959-0515	今井493	Tel. 0256-86-1128 Fax. 0256-86-1130	○	○	○	○	4人	×	×	要相談	要相談	○
	かたくりの里	953-0130	橋本88-1	Tel. 0256-82-1811 Fax. 0256-82-1815	○	○	○	○	3人	×	×	×	×	要相談
	工房はたや	959-0423	旗屋311	Tel. 0256-70-4044 Fax. 0256-88-5044	○	○	○	○	2人	×	×	×	×	○

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	対象者				1日の定員	障がい児の提供範囲				
					身	知	児	精		3歳未満	3~5歳	小学生	中学生	高校生
新潟市外	やまやの里	959-3404	村上市 山屋746-2	Tel. 0254-66-5945 Fax. 0254-66-5946	○	○	○		6人	×	×	○	○	○
	緑風園	957-0021	新発田市 五十公野 4681-1	Tel. 0254-22-4298 Fax. 0254-24-7549		○	○		3人(春・夏・冬の長期休暇中は5人)(障がい児は主として知的障がい、それ以外は要相談)	要相談	要相談	○	○	○
	いじみの学園	957-0021	新発田市 五十公野 5445	Tel. 0254-22-4297 Fax. 0254-22-4405			○		1人(障がい児は知的)	×	×	○	○	○
	いじみの寮			Tel. 0254-22-4297 Fax. 0254-22-4405	○		1人							
	指定障害福祉サービス事業所 スクラム	957-0057	新発田市 御幸町2-15-3	Tel. 0254-22-1235 Fax. 0254-22-8315		○	○		3人	×	×	×	×	○
	ふなおか学園	959-1846	五泉市 尻上118	Tel. 0250-42-0833 Fax. 0250-42-3845			○		10人(障がい児は知的)	×	○	○	○	○
	ふなおか更生園					○		5人(春・夏・冬の長期休暇中は10人)						
	いずみの里	959-1632	五泉市 中川新1498	Tel. 0250-47-2213 Fax. 0250-47-2233		○	○		5人(障がい児は主として知的障がい、それ以外は要相談)	要相談	要相談	○	○	○
	第二いずみの里			Tel. 0250-47-2280 Fax. 0250-47-2281		○	○	5人(障がい児は知的)	×	×	○	○	○	
	第二平成園	959-1312	加茂市 石川2-2473-1	Tel. 0256-41-4031 Fax. 0256-53-3003	○	○	○		5人	要相談	要相談	○	○	○
	やひこ学園	959-0318	西蒲原郡弥彦村 大字麓6958	Tel. 0256-94-2362 Fax. 0256-94-3277		○	○		8人(障がい児は知的)	×	×	○	○	○
	やひこの里	959-0318	西蒲原郡弥彦村 大字麓6958	Tel. 0256-94-2362 Fax. 0256-94-3277		○	○		8人(障がい児は知的)	×	×	○	○	○
	障害福祉サービス事業所 杉の子工房	955-0845	三条市 西本成寺 1-28-31	Tel. 0256-35-6691 Fax. 0256-35-6712		○	○		3人	×	×	×	○	○
	つばくろの里	959-0111	燕市 横田13604	Tel. 0256-66-2602 Fax. 0256-66-2603		○	○	○	5人	×	×	×	要相談	○
	ふれあいの家	959-0265	燕市 吉田東町 20-33	Tel. 0256-92-7640 Fax. 0256-92-7656		○	○		2人(障がい児の中・高校生は知的のみ)	×	×	×	○	○
	ねむの木工房	959-0250	燕市 吉田矢作 6698	Tel. 0256-78-7283 Fax. 0256-78-7289		○	○		2人	×	×	×	○	○
	桜花園	940-2126	長岡市 西津町字原 4668	Tel. 0258-47-5525 Fax. 0258-47-2202		○	○		15人(障がい児は知的)	×	×	○	○	○
	長岡療育園	940-2135	長岡市 深沢町字高寺 2278-8	Tel. 0258-46-6611 Fax. 0258-47-1243	○	○	○		17人(障がい児は重症心身障がいの方が出た方)	○	○	○	○	○
	コロニーにいがた白岩の里 児童部	940-2502	長岡市 寺泊藪田 6789-4	Tel. 0258-75-3133 Fax. 0258-75-3132			○		2人(障がい児は知的)	×	×	○	○	○
	コロニーにいがた白岩の里 成人部			Tel. 0258-75-3138 Fax. 0258-75-3132		○	○	6人(障がい児は知的)	×	×	○	○	○	
	コロニーにいがた白岩の里 重複更生部			Tel. 0258-75-3137 Fax. 0258-75-3132		○	○	4人(障がい児は知的)	×	×	○	○	○	
	コロニーにいがた白岩の里 高齢期更生部			Tel. 0258-75-3135 Fax. 0258-75-3132		○		4人						
	コロニーにいがた白岩の里 社会復帰部			Tel. 0258-75-3136 Fax. 0258-75-3132		○	○	空床利用(障がい児は知的)	×	×	○	○	○	
みのわの里 更生園	949-5416	長岡市 不動沢126-3	Tel. 0258-92-4945 Fax. 0258-92-3220		○	○		10人	要相談		○	○	○	
みのわの里 工房こしじ	949-5406	長岡市 浦4712-1	Tel. 0258-92-2535 Fax. 0258-92-2541	○	○	○	○	平日5人 土日10人 夏休み15人						

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	対象者				1日の定員	障がい児の提供範囲				
					身	知	児	精		3歳未満	3~5歳	小学生	中学生	高校生
新潟市外	みのわの里 スマイルセンター三喜	940-2024	長岡市 塚町江底 712-1	Tel. 0258-89-8886 Fax. 0258-89-8891	○	○	○	○	5人 夏休み10人					
	まごころ学園	954-0036	見附市 田井町4476	Tel. 0258-62-1811 Fax. 0258-61-0828		○	○		3人	×	要相談	○	○	○
	まごころ寮	954-0036	見附市 田井町4476	Tel. 0258-62-1811 Fax. 0258-61-0828		○	○		4人	×	要相談	○	○	○
	新潟県新星学園	952-0114	佐渡市 下新穂90-1	Tel. 0259-22-2047 Fax. 0259-22-3935			○		空床利用	×	×	○	○	○
	いからしの里	955-0803	三条市 月岡2672-3	Tel. 0256-34-4131 Fax. 0256-34-4140		○	○		4人	×	×	○	○	○

18. 地域活動支援センター

I型：相談事業や専門職員の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。
 II型：機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施します（旧障害者デイサービス）。
 III型：創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施します（旧小規模作業所）。

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	体系	定員	設置主体
北	地域活動支援センター オリーブ	950-3321	葛塚4907	Tel. 025-388-8545 Fax. 025-250-6606	III型	20人	(NPO) ひなたの杜
	地域活動支援センター ドリームカレッジ	950-3327	新潟市北区石動 2丁目2-9	Tel. 025-278-3277 Fax. 025-278-3278	III型	10人	(福) 愛宕福祉会
東	地域活動支援センター オーブ	950-0841	中野山6-22-26	Tel. 025-277-9090 Fax. 025-256-8623	III型	10人	(NPO) ポレール
	地域活動支援センター 石山	950-0836	東中野山3-1-22	Tel. 025-277-7060 Fax. 025-277-7060	III型	15人	(福) 新潟地区手をつなぐ 育成会
	聴覚・ろう重複障害者センター あさひ共同作業所	950-0026	小金町1-7-15	Tel. 025-272-1259 Fax. 025-272-1259	III型	10人	(NPO) 新潟あさひの会
	フレンドリーわかば	950-0067	大山2-11-9-3	Tel. 025-275-0428 Fax. 025-275-0428	III型	25人	(NPO) 新潟市精神障害者 地域家族会
	地域活動支援センター 共同パッケージ	950-0036	空港西1-12-35	Tel. 025-274-0800 Fax. 025-274-0800	III型	19人	(NPO) 共同パッケージ
	地域活動支援センター みらくる	950-0812	豊2-1-6	Tel. 025-275-7430 Fax. 025-275-7430	III型	15人	(NPO) 新潟ミラクル福祉会
中央	焙煎コーヒー温（おん）	951-8052	下大川前通 4-2230-105	Tel. 025-225-2008 Fax. 025-225-2008	III型	20人	(NPO) 新潟市精神障害者 地域家族会
	地域活動支援センター ドリーム2001	950-0916	米山3-23-4 ハイツ米山107	Tel. 025-384-4118 Fax. 025-384-4118	III型	20人	(NPO) ドリーム2001
	地域生活支援センター ふらっと	951-8142	関屋大川前 1-2-28	Tel. 025-265-5958 Fax. 025-265-5948	I型	25人	(福) 新潟しなの福祉会
	地域生活支援センター ゆとりあ	950-0083	新潟市中央区 蒲原町7-1	Tel. 025-240-8000 Fax. 025-240-8111	I型	25人	(福) 新潟しなの福祉会
	新潟市立めいせい デイサポートセンター	951-8121	水道町 1-5932-621	Tel. 025-231-6210 Fax. 025-231-6210	II型	20人	新潟市
	障がい者デイサポート センター 明日葉	950-0909	八千代1-3-1	Tel. 025-248-6281 Fax. 025-248-6277	II型	15人	(福) 新潟市社会福祉協議会
	地域活動支援センター ワークショップロード	950-0076	沼垂西 1-2-26-2階	Tel. 025-243-5899 Fax. 025-243-5899	III型	20人	(NPO) 新潟市精神障害者 団体連合会
	地域活動支援センター 温もりハウス	950-0088	万代4-9-6 越路ビル2階	Tel. 025-383-8664 Fax. 025-383-8664	III型	20人	(NPO) にいがた温もりの会
	地域活動支援センター スペースひなた	951-8142	関屋大川前 1-10-1 2階	Tel. 025-265-5153 Fax. 025-265-5153	III型	10人	(福) 新潟しなの福祉会
	地域活動支援センター 沼垂よりどころ	950-0075	沼垂東2-9-4 東陽スカイ マンション1階	Tel. 025-248-5590 Fax. 025-248-5590	III型	15人	(NPO) にいがた若者自立支 援ネットワーク・伴走舎

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	体系	定員	設置主体
江南	地域活動支援センター スワン	950-0325	花ノ牧322-2	Tel. 025-250-5845 Fax. 025-250-5846	Ⅲ型	20人	(NPO) 鶴翔会
	地域活動支援センター かめさん	950-0165	西町6-5-18	Tel. 025-383-1011 Fax. 025-383-1012	Ⅲ型	10人	(福) 中蒲原福祉会
	地域活動支援センター 日だまり	950-0166	旭2-1-4	Tel. 025-385-7712 Fax. 025-385-7713	Ⅲ型	15人	(福) 新潟県視覚障害者福祉協会
	地域活動支援センター のびのび	950-0127	諏訪3丁目6-6	Tel. 025-384-0121 Fax. 025-384-0121	Ⅲ型	20人	(NPO) ボランティア亀田
秋葉	地域活動支援センター いしずえ	956-0805	中野2-21-3	Tel. 0250-25-2660 Fax. 0250-25-2660	Ⅲ型	20人	(NPO) 秋葉区精神障害者家族会 あきはあすなろ会
	地域活動支援センター ささえ愛大地	956-0831	中沢町8-28 2階	Tel. 0250-23-6860 Fax. 0250-23-6860	Ⅲ型	10人	(財) ささえあいコープ新潟
南	地域活動支援センター あげぼの	950-1214	上下諏訪木 785-1	Tel. 025-373-3640 Fax. 025-373-3640	Ⅲ型	20人	(福) 白蓮福祉会
	地域活動支援センター ゆうーわ	950-1475	戸頭215-2	Tel. 025-372-5223 Fax. 025-211-2016	Ⅲ型	15人	(NPO) ゆうーわ
	地域活動支援センター すいとふあーむ	950-1302	上曲通79	Tel. 025-375-8018 Fax. 025-375-8030	Ⅲ型	10人	(福) 燕・西蒲原福祉会
西	地域活動支援センター すずらんクラブ	950-2004	平島1-12-2	Tel. 025-201-8223 Fax. 025-201-8224	Ⅲ型	25人	(福) ジェロントピア新潟
	地域活動支援センター 結屋	950-2101	五十嵐一の町 6861-23	Tel. 025-239-5810 Fax. 025-239-5811	Ⅲ型	18人	(NPO) eばしよ 結屋
	地域活動支援センター かりん	950-2076	上新栄町1-2-12	Tel. 025-269-4555 Fax. 025-269-4054	Ⅱ型	15人	(福) 更生慈仁会
	和工房 (やわらぎこうぼう)	950-2063	寺尾台3-22-13	Tel. 025-268-3292 Fax. 025-201-8334	Ⅲ型	20人	(NPO) 新潟市精神障害者地域家族会
	地域活動支援センター たんぼぼ	950-2002	青山1-23-15	Tel. 025-266-0311 Fax. 025-266-0311	Ⅲ型	15人	(NPO) たんぼぼ
	地域活動支援センター ほっとスペース	950-2042	坂井986-2	Tel. 025-201-6061 Fax. 025-201-6062	Ⅲ型	15人	(NPO) アクセシブルにいがた
	地域活動支援センター 陽廣園	950-2076	上新栄町1-4-16	Tel. 025-269-3037 Fax. 025-211-7901	Ⅲ型	25人	(NPO) 住環境再生機構
	地域活動支援センター オーロラ	950-2076	上新栄町2-9-20	Tel. 025-260-5785 Fax. 025-260-5785	Ⅲ型	16人	(NPO) オーロラの会
	地域活動支援センター ぴあポート	950-2051	寺尾朝日通 16-24	Tel. 025-201-7714 Fax. 025-201-7714	Ⅲ型	15人	(福) 自立生活福祉会
	地域活動支援センター なごみ	950-2111	大学南 2-19-34-1	Tel. 025-378-2528 Fax. 025-378-2528	Ⅲ型	15人	(NPO) 千草の舎
	地域活動支援センター 豆の木	950-1115	鳥原631-20	Tel. 025-377-1444 Fax. 025-377-1444	Ⅲ型	10人	(財) 喜正会
	地域活動支援センター ラグーン	950-2261	赤塚5586	Tel. 025-239-2150	Ⅲ型	10人	医療法人 水明会
	西蒲	地域活動支援センター 西川まちなかさろん	959-0422	曾根223	Tel. 0256-78-7564 Fax. 0256-78-7584	Ⅲ型	20人
地域活動支援センター 自遊館・まほろば		953-0133	夏井879	Tel. 0256-78-8183 Fax. 0256-78-8185	Ⅲ型	20人	(NPO) 自遊舎

19. 医療型障がい児入所施設

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	対象者
中央	はまぐみ小児療育センター	951-8121	水道町1-5932	Tel. 025-266-0151 Fax. 025-266-0152	50人	肢体不自由児 重症心身障がい児
西	独立行政法人国立病院機構 西新潟中央病院	950-2074	真砂1-14-1	Tel. 025-265-3171 Fax. 025-231-2831	120人	重症心身障がい児
市外	独立行政法人国立病院機構 新潟病院	945-8585	柏崎市 赤坂3-52	Tel. 0257-22-2126 Fax. 0257-24-9812	30人 80人	肢体不自由児 重症心身障がい児
	独立行政法人国立病院機構 さいがた病院	949-3116	上越市 大潟区犀潟468-1	Tel. 025-534-3131 Fax 025-534-4824	80人	重症心身障がい児

20. 医療型児童発達支援センター

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者
中央	はまぐみ小児療育センター	951-8121	水道町1-5932	Tel. 025-266-0151 Fax. 025-266-0152	38人	月-金 (9:15-14:00)	肢体不自由児

21. 福祉型児童発達支援センター

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者
中央	新潟市立児童発達支援センター	950-0986	神道寺南2-4-27	Tel. 025-245-8756 Fax. 025-245-8756	50人	月-金 (8:30-17:00) 土 (8:30-12:30)	知的障がい児

22. 児童発達支援

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者
北	かやま保育園	950-3322	嘉山1-2-41	Tel. 025-387-5201 Fax. 025-387-5994	20人	月-金 (9:00-15:00)	特定なし
東	ほがらか福祉園 トゥインクル	950-0893	はなみずき2-3-7	Tel. 025-271-1140 Fax. 025-271-2311	10人	月-金 (8:30-15:30)	重症心身 障がい児
	ばんびくらぶ	950-0891	上木戸1-8-12	Tel. 025-385-6133 Fax. 025-385-6134	10人	月-金 (祝日除く) (9:00-15:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
	Beトゥインクル	950-0891	上木戸5-4-13	Tel. 025-270-0755 Fax. 025-250-7275	8人	月-金 (8:30-15:30)	重症心身 障がい児
中央	はまぐみ小児療育センター	951-8121	水道町1-5932	Tel. 025-266-0151 Fax. 025-266-0152	15人	第2, 4火曜 (10:00-15:00)	重症心身 障がい児
	エンジェル児童療育教室	950-0982	堀之内南 1-18-19	Tel. 025-384-4228 Fax. 025-384-4246	20人	月-土 (9:00-16:30)	発達障がい児, 自閉症児, 知的障がい児, 精神障がい児
	ディベロップ	950-0922	山ニツ3-11-15	Tel. 025-250-7365 Fax. 025-250-7360	10人	月-金 (9:30-13:30)	自閉症児
	キッズデイサービス らくだ	950-0073	日の出3丁目9-9	Tel. 025-256-8461 Fax. 025-256-8461	10人	月-土 (9:00-17:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児, 盲 児, ろうあ児, 難聴児
秋葉	地域生活サポートセンター アンパス	956-0832	秋葉1-3-15 マンション秋葉	Tel. 0250-23-4001 Fax. 0250-23-4002	10人	火・木 (9:00-14:00) 土(9:00-17:30)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
西	あかしあ	950-2085	真砂1-14-1	Tel. 025-265-3171 Fax. 025-231-2831	15人	月-金 (9:30-15:30)	重症心身 障がい児

23. 放課後等デイサービス

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者
北	ピンボン	950-3325	白新町2-13-21	Tel. 025-388-6135 Fax. 025-388-6145	10人	火-金 13:00-17:00 土日, 長期休暇 9:00-17:00	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
	おひさま	950-3112	太夫浜675	Tel. 025-258-6337 Fax. 025-258-6338	10人	火-金(学校休業日を除く) 15:00-18:00 学校休業日(日を除く) 9:00-16:00	知的障がい児, 自閉症児
東	ほがらか福祉園 トゥインクル	950-0893	はなみずき2-3-7	Tel. 025-271-1140 Fax. 025-271-2311	10人	月-金 (8:30-15:30, 14:00-17:00)	重症心身障がい児
	ばんびくらぶ	950-0891	上木戸1-8-12	Tel. 025-385-6133 Fax. 025-385-6134	10人	月-金 (14:00-18:00) 長期休暇 (9:00-17:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
	ハロー・キッズ	950-0806	海老ヶ瀬994	Tel. 025-274-3265 Fax. 025-274-3265	20人	月・火・木 (14:00-17:00) 水・金 (13:00-17:00) 長期休暇 (9:00-17:00)	特定なし
	東ぼっぴこ〜んクラブ	950-0806	海老ヶ瀬31	Tel. 025-271-9124 Fax. 025-271-9124	20人	月-金 (14:00-18:00) 学校休業日 (9:00-17:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
	Beトゥインクル	950-0891	上木戸5-4-13	Tel. 025-270-0755 Fax. 025-250-7275	8人	月-金 (8:30-15:30, 14:00-17:00)	重症心身障がい児
中央	はまぐみ小児療育センター	951-8121	水道町1-5932	Tel. 025-266-0151 Fax. 025-266-0152	7人	月-金 (8:40-17:15)	重症心身障がい児
	真友サークル	950-0086	花園1-6-13	Tel. 025-385-6931 Fax. 025-384-0807	10人	火-金 15:00-18:00 土, 日長期休暇 10:00-18:00	知的障がい児, 自閉症児
	ディベロップ	950-0922	山ニツ3-11-15	Tel. 025-288-5519 Fax. 025-282-7735	10人	月-金 (14:00-18:00)	自閉症児
	キッズデイサービス らくだ	950-0073	日の出3丁目9-9	Tel. 025-256-8461 Fax. 025-256-8461	10人	月-土 (9:00-17:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児, 盲児, ろうあ児, 難聴児
江南	ハッピーハート	950-1134	天野2-4-41	Tel. 025-385-7710 Fax. 025-385-7720	10人	月-金 (10:00-18:00) 土・長期休暇 (9:00-18:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
秋葉	地域生活サポートセンター アンバス	956-0832	秋葉1-3-15 マンション秋葉	Tel. 0250-23-4001 Fax. 0250-23-4002	10人 (長期休暇 20人)	月-金 (14:00-17:30) 土・長期休暇 (9:00-17:30)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
西	コスモス	950-2076	上新栄町1-2-12	Tel. 025-269-4001 Fax. 025-269-4389	5人	学校休業日 (10:00-17:00)	重症心身障がい児
	にじいろくらぶ	950-2264	みずき野4-13-7	Tel. 025-201-7115 Fax. 025-201-7116	10人	月-金 14:00-18:00 土, 長期休暇 9:00-17:00	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
	あかしあ	950-2085	真砂1-14-1	Tel. 025-265-3171 Fax. 025-231-2831	15人	月-金 (9:30-15:30)	重症心身障がい児
	よつば福祉園	950-2042	坂井762-7	Tel. 025-268-5751 Fax. 025-201-6781	5人	月-日 (15:00-18:00) (12:00-15:00) 学校休業日 (8:00-16:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者
西	ハッピーハート寺尾	950-2055	寺尾上5丁目 9番12号	Tel. 025-378-3955 Fax. 025-378-3993	10人	月-金 (10:00-18:00) 土・長期休暇 (9:00-18:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
西蒲	西ぼっぴこ〜んクラブ	953-0043	堀山新田88	Tel. 0256-73-3372 Fax. 0256-73-3372	10人	月-金 (14:00-18:00) 学校休業日 (9:00-17:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
	よつば福祉園	953-0012	越前浜5320	Tel. 025-268-5751 Fax. 025-201-6781	5人	月-金 (10:00-18:00) 土・長期休暇 (9:00-18:00)	肢体不自由児, 盲児, ろうあ児, 難聴児, 知的障 がい児, 自閉症 児, 重症心身障 がい児

24. 基準該当放課後等デイサービス

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者
東	小規模多機能型居宅介護 つどいの家ななふく	950-0806	海老ヶ瀬3002	Tel. 025-257-9550 Fax. 025-257-9551	若干名	無休 (9:00-16:00)	特定なし
南	新潟市社会福祉協議会 老人デイサービス皐月園	950-1217	白根1132-1	Tel. 025-373-6009 Fax. 025-373-5711	若干名	月-土 (9:20-16:30)	特定なし
南	新潟市社会福祉協議会 老人デイサービス味方	950-1261	味方583番地1	Tel. 025-373-6141 Fax. 025-371-1371	若干名	月-土 (8:10-16:50)	特定なし

指定一般・特定相談支援事業者

【指定一般相談】

障害者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

居宅において単身等で生活する障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。

【指定特定相談】

障害福祉サービス等の申請に係る利用者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容その他を記載したサービス等利用計画案・計画を作成し、計画が適切であるかどうかについて、モニタリングを実施し必要に応じて計画の見直しを行います。

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	事業種別		受付時間	対象者				
					一般	特定		身	知	児	精	難
北	クローバー フレンドひろば	950-3323	東栄町1-1-49 豊栄福祉交流 センター内	Tel. 025-384-1112 Fax. 025-387-4753		○	月-金 (9:00-17:00)	○	○	○	○	○
	ドリーム相談センター	950-3304	木崎1816-5	Tel. 025-384-2811 Fax. 025-384-2801		○	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○
	松潟の園 相談センター	950-3132	松潟1482-1	Tel. 025-258-8500 Fax. 025-258-0007		○	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○
東	新潟東自閉症・知的障害 支援センター おれんじぼーと	950-0064	松島2-4-7	Tel. 025-250-6313 Fax. 025-275-3200	○	○	月-金 (9:00-17:00)	○	○	○	○	○
	すてっぴさぼーと	950-0868	紫竹卸新町 2007-1	Tel. 025-273-8500 Fax. 025-250-6186		○	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○	○
	テクノワークス相談 支援事業所	950-0841	中野山5-18-30	Tel. 025-277-8114 Fax. 025-277-8116		○	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○
	指定特定相談支援びあ ヶアプランセンター	950-0892	寺山3-32-21	Tel. 025-271-5377 Fax. 025-379-7152		○	月-金 (9:00-16:00)	○				
	相談支援事業所ほがらか	950-0812	豊1-11-10	Tel. 025-271-7155 Fax. 025-271-7155		○	月火木金 (9:30-16:30)		○	○		
	相談支援サービス グリーン	950-0807	木工新町 1060番地1	Tel. 025-274-6930 Fax. 025-274-6931		○	月-金 (9:00-17:00)	○	○			
中央	新潟市社会福祉協議会 障がい者計画相談支援センター	950-0909	八千代1-3-1 総合福祉会館3階	Tel. 025-248-7181 Fax. 025-248-3833		○	月-金 (8:30-17:15)	○	○	○	○	○
	地域生活支援センター ふらっと	951-8142	関屋大川前 1-2-28	Tel. 025-265-5957 Fax. 025-265-5948	○	○	月-土 (9:30-18:00)	○	○	○	○	○

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	事業種別		受付時間	対象者					
					一般	特定		身	知	児	精	難	
中央	相談支援センターウィズ	951-8053	川端町5-34-2	Tel. 025-228-7533 Fax. 025-228-7533		○	月-金 (8:30-16:00)		○				
	サポートルーム和実	951-8153	文京町27-1 文京ドミトリ-305号	Tel. 025-265-3833 Fax. 025-265-3833		○	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○	○	
	地域生活支援センター ゆとりあ	950-0083	蒲原町7-1 新潟市中央区東 地区総合庁舎内	Tel. 025-240-8000 Fax. 025-240-8111	○	○	火-土 (9:00-18:00)	○	○		○		
	新潟市立児童発達支援 センター	950-0986	神道寺南2-4-27	Tel. 025-245-8756 Fax. 025-245-8756		○	月-金 (8:30-17:00) 土 (8:30-12:30)				○		
江南	障がい者支援センター わかば	950-0121	亀田向陽2-6-1	Tel. 025-381-5100 Fax. 025-381-1892		○	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	
	新潟県障害者リハビリ テーションセンター	950-0121	亀田向陽1-9-1	Tel. 025-381-8113 Fax. 025-381-8117	○		月-金 (8:30-17:15)	○					
秋葉	自立支援センター まんにち	956-0802	七日町6086	Tel. 0250-47-3022 Fax. 0250-47-3239		○	月-金 (8:30-17:15)	○	○	○	○	○	
	地域生活サポートセンター アンパス	956-0033	新栄町25番22号	Tel. 0250-24-5213 Fax. 0250-24-5214		○	月-金 (9:00-17:00)	○	○	○	○		
南	相談支援センターあると	950-1425	戸石45-2	Tel. 025-372-0188 Fax. 025-372-0488		○	月-金 (8:30-17:15)	○	○	○	○	○	
西	障がい者生活支援センター すてっぷルーム	950-2022	小針5-1-47	Tel. 025-232-7245 Fax. 025-378-0153		○	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	
	障害者相談支援センター ゆかり	950-2076	上新栄町1-2-12	Tel. 025-201-6559 Fax. 025-269-4054		○	月-金 (8:30-17:15)	○	○	○	○		
	障がい者(児)相談支援 センター よつば	950-2042	坂井762-7	Tel. 025-268-5751 Fax. 025-201-6781		○	月-金 (8:00-13:00, 18:00-19:30)	○	○	○			
	居宅介護支援センター て〜あん	950-2024	小新西3-10-7	Tel. 025-232-3280 Fax. 025-267-8333		○	月-金 (8:30-17:30)	○	○				
	相談支援センター くろっとり	950-1123	黒鳥984	Tel. 025-370-1234 Fax. 025-370-1234		○	月-金 (9:00-17:00)	○	○		○		
	豆の木	950-1115	鳥原631-20	Tel. 025-377-1444 Fax. 025-377-1444	○	○	月-金 (8:30-17:15)		○		○		
西蒲	障がい者(児) 生活支援センターわあ〜らく	959-0423	旗屋311	Tel. 0256-88-5066 Fax. 0256-78-7896		○	月-金 (8:30-17:15)	○	○	○	○	○	
	地域連携相談室 すこやか	953-0103	橋本88-1	Tel. 0256-82-1890 Fax. 0256-82-1815		○	月-金 (8:30-17:15)	○	○	○	○	○	

障がい児相談支援事業者

障害児通所支援の申請に係る利用者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容その他を記載した障がい児支援利用計画案・計画を作成し、計画が適切であるかどうかについて、モニタリングを実施し必要に応じて計画の見直しを行います。

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	受付時間
東	新潟東自閉症・知的障害支援センター おれんじぼーと	950-0064	松島2-4-7	Tel. 025-250-6313 Fax. 025-275-3200	月-金 (9:00-17:00)
	すてっぷさぼーと	950-0868	紫竹卸新町2007-1	Tel. 025-273-8500 Fax. 025-250-6186	月-金 (9:00-16:00)
	テクノワークス相談支援事業所	950-0841	中野山5-18-30	Tel. 025-277-8114 Fax. 025-277-8116	月-金 (8:30-17:30)
	相談支援事業所ほがらか	950-0812	豊1-11-10	Tel. 025-271-7155 Fax. 025-271-7155	月火木金 (9:30-16:30)
中央	新潟市社会福祉協議会 障がい者計画相談支援センター	950-0909	八千代1-3-1 総合福祉会館3階	Tel. 025-248-7181 Fax. 025-248-3833	月-金 (8:30-17:15)
	サポートルーム和実	951-8153	文京町27-1 文京ドミトリ-305号	Tel. 025-265-3833 Fax. 025-265-3833	月-金 (9:00-16:00)

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	受付時間
中央	新潟市立児童発達支援センター	950-0986	神道寺南2-4-27	Tel. 025-245-8756 Fax. 025-245-8756	月-金 (8:30-17:00) 土 (8:30-12:30)
江南	障がい者支援センターわかば	950-0121	亀田向陽2-6-1	Tel. 025-381-5100 Fax. 025-381-1892	月-金 (8:30-17:30)
秋葉	自立支援センターまんにち	956-0802	七日町6086	Tel. 0250-47-3022 Fax. 0250-47-3239	月-金 (8:30-17:15)
	地域生活サポートセンター アンパス	956-0033	新栄町25番22号	Tel. 0250-24-5213 Fax. 0250-24-5214	月-金 (9:00-17:00)
西	障がい者生活支援センター すてっぷルーム	950-2022	小針5-1-47	Tel. 025-232-7245 Fax. 025-378-0153	月-金 (8:30-17:30)
	障害者相談支援センターゆかり	950-2076	上新栄町1-2-12	Tel. 025-201-6559 Fax. 025-269-4054	月-金 (8:30-17:15)
	障がい者（児）相談支援センター よつば	950-2042	坂井762-7	Tel. 025-268-5751 Fax. 025-201-6781	月-金 (8:00-13:00, 18:00-19:30)
西蒲	障がい者（児）生活支援センター わあ〜らく	959-0423	旗屋311	Tel. 0256-88-5066 Fax. 0256-78-7896	月-金 (8:30-17:15)

各種相談窓口

※すべて無料で利用できます。

◆制度全般に関するお問い合わせ



・各区役所 健康福祉課 障がい福祉係

◆施設系サービスの利用申請・相談など

(施設入所支援・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・療養介護・共同生活援助)



各区役所 健康福祉課 障がい福祉係

※申請の前には必ず施設を見学してくださるようお願いします。

◆居宅系サービスの利用申請・相談など

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援・短期入所・移動支援・日中一時支援・生活サポート)



・各区役所 健康福祉課 障がい福祉係
・各地域保健福祉センター

◆障がいについての悩みや、日常生活上の相談など



新潟市障がい者基幹相談支援センター 38ページ

◆就労に関する悩みの相談など



新潟市就業支援センター こあサポート
障がい者就業・生活支援センター らいふあっぷ

◆サービス利用に関しての苦情がある場合



・各区役所 健康福祉課 障がい福祉係
・各地域保健福祉センター
・新潟県福祉サービス運営適正化委員会

新潟市発達障がい支援センター ジョイン JOIN

発達障がい支援センター JOIN（ジョイン）では、専門相談員が、乳幼児から成人までの発達障がい者とそのご家族、関係機関からの相談に応じます。（予約制）

また、必要に応じて心理・発達検査を実施するほか、就労に関する相談支援なども行います。

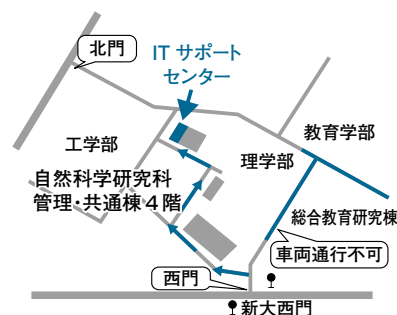
- 〔所在地〕 新潟市中央区水道町1丁目5932-621
 〔開設時間〕 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
 土曜日 午前9時～午後3時
 〔問い合わせ〕 電話 025-234-5340

新潟市障がい者ITサポートセンター

障がいのある人がパソコンなどの情報通信機器（IT機器）を使って、コミュニケーションや社会参加ができるよう、新潟大学と協力して、同大学内に障がい者ITサポートセンターを設置しています。障がいに応じた入力装置の選択や機器の操作方法などの相談をお受けし、よりよい活用方法を一緒に考え、お手伝いします。

● IT活用のための機器・装置などに関する相談

- 〔電話相談〕 平日 午前10時～午後6時
 電話 025-262-7774
 〔電子メール〕 随時受け付け
nitsc@eng.niigata-u.ac.jp



障がい者(児)の歯科診療・相談

●新潟市口腔保健福祉センターの特別診療（予約制）

障がいや高齢などのために一般の診療所での診療が困難な方が対象です。食べて飲み込む機能のリハビリテーションや口腔全般の相談なども行います。

- 〔診療時間〕 火・水・金曜日 午後2時～5時（祝・祭日除く）
 木曜日 午前9時～午後5時
 〔所在地〕 新潟市総合保健医療センター4階 中央区紫竹山3-3-11
 〔問い合わせ〕 電話 025-212-8020

●障がい者の歯科相談

- 〔名称〕 新潟県歯科医師会障害者歯科センター
 〔所在地〕 中央区堀之内南3-8-13 （一社）新潟県歯科医師会館内
 〔問い合わせ〕 電話 025-283-3030（代）
 〔ホームページURL〕 <http://www.ha-niigata.jp/handicapped/index.html>
 認定障害者診療医の情報をご覧になることができます。

新潟市障がい者就業支援センター こあサポート

障がい者就業支援センターこあサポートでは、障がい者の働くための準備、企業での職場実習、就職後長く働き続けるための定着支援など就労に関するサポートを関係機関と連携して行います。

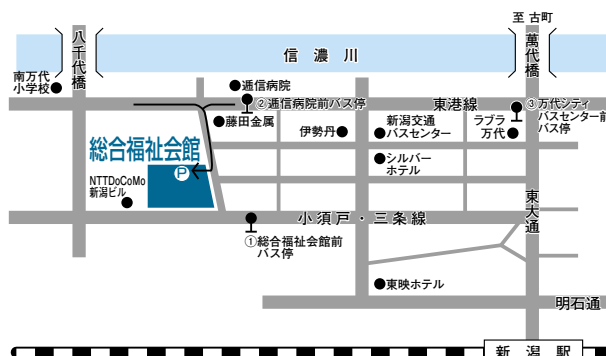
〔所在地〕 新潟市中央区
八千代1丁目3-1
新潟市総合福祉会館1F

〔開設時間〕 火～土曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日除く）

〔問い合わせ〕 電話 025-256-8821

FAX 025-256-8824

電子メール syugyo@atago.or.jp



新潟市障がい者虐待防止センター

虐待は法律で禁止されています。虐待を受けた人、虐待を見つけた人は各区役所窓口でご相談に応じます。

〔電話相談〕 平日 8:30～17:30まで

電話 025-226-1247

または各区役所健康福祉課障がい福祉係3ページ参照

〔開設時間〕 平日 8:30～17:30まで

※休日・夜間

コールセンターらいとはうす

電話 090-6654-5913

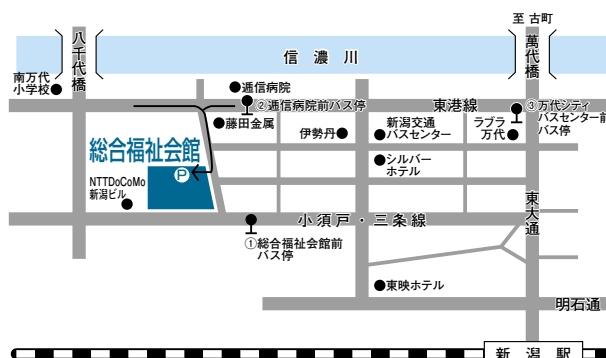
新潟市成年後見支援センター

知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分なため、自分ひとりでは、契約や財産管理などをすることが難しい方に安心して暮らすことができるよう相談・助言を行います。

〔所在地〕 新潟市中央区
八千代1丁目3-1
新潟市総合福祉会館内

〔電話〕 025-248-4545

〔FAX〕 025-243-1217



身体障がい者・知的障がい者相談員名簿 (平成27年4月1日現在)

身体障がいまたは知的障がいのある方やそのご家庭等に対する身近な地域での相談支援のため、相談員に活動いただいております。生活での困りごとや福祉のサービスなどについてお近くの相談員にお尋ねください。

区	相談内容	氏名	住所	電話番号
北	肢体	佐藤 清治	北区内島見2087-1	025-387-2595
	肢体	箱岩 松男	北区太田3706	025-387-5136
	視覚	土屋 源悦	北区西名目所4077-151	025-259-7459
	聴覚	佐藤 敬子	北区嘉山6-2-7	FAX 025-387-2169
	聴覚	宮島 博志	北区嘉山2-10-12	FAX 025-387-4275
	知的	秋沢 操	北区太田甲2230	025-387-4933
	知的	木村 五保枝	北区島見町229-2	025-255-3026
東	肢体	山際 正	東区石山団地9-16-204	025-276-1450
	肢体	敦賀 松子	東区桃山町1-110-1 B-15	025-270-9648
	肢体	小暮 平八郎	東区栗山2-3-6	025-276-3224
	肢体	江村 純子	東区幸栄1-16-18	025-275-2917
	視覚	岩崎 深雪	東区河渡本町4-25	025-278-8359
	聴覚	佐藤 広志	東区中山6-10-12 サーパス中山103	FAX 025-270-7708
	聴覚	菊池 繁	東区神明町5-11	FAX 025-271-8328
	内部	塩原 徳治	東区上木戸5-2-1 なじょも418	025-273-6760
	知的	藤原 文子	東区新岡山2-13-7	025-276-7154
	知的	永井 清子	東区宝町9-26	025-275-5898
	知的	菊地 泰子	東区物見山2-19-4	025-275-9426
	中央	肢体	猪股 敦	中央区幸町8-21
肢体		米田 清	中央区女池4-3-3	025-283-1533
肢体		土屋 利信	中央区寄居町697-1 マンション北陸508号	025-229-1500
肢体		吉岡 丈次	中央区姥ヶ山4-16-9	025-286-1081
視覚		池田 琢彌	中央区礎町4-2106-1 東洋はり治療センター	025-228-4719
視覚		水品 貞亮	中央区西大畑町625	025-228-7025
聴覚		佐藤 健一	中央区南出来島1-2-3 ナポレ南出来島802号	FAX 025-285-7908
聴覚		家坂 光雄	中央区女池2-8-6	FAX 025-285-2718
知的		齋藤 恭子	中央区上所1-9-16	025-244-5402
知的		尾方 フキ	中央区女池上山3-3-3	025-285-6071
知的		田代 優子	中央区女池8-13-20	025-284-2966
江南		肢体	伝 富男	江南区木津1-9-30
	聴覚	稲田 春男	江南区稲葉2-3-39	電話 025-381-3373

(次ページへ続く)

区	相談内容	氏名	住所	電話番号
江南	視覚	松永 秀夫	江南区楚川乙28-2	025-280-6169
	知的	渡邊 勇策	江南区城山4-6-1	025-382-2094
	知的	野村 和子	江南区西町3-2-6	025-382-3965
秋葉	肢体	笠原 三郎	秋葉区川口170-6	0250-22-1534
	肢体	関根 正英	秋葉区日宝町6-22	0250-24-1234
	視覚	高橋 綾子	秋葉区西古津2-20	0250-23-3848
	聴覚	廣川 和子	秋葉区西島84	FAX 0250-22-2998
	内部	吉田 正安	秋葉区小戸上組816	0250-22-9116
	知的	宮崎 尚子	秋葉区北上1-14-25	0250-25-1380
	知的	広岡 優次	秋葉区車場3-8-7	0250-24-1159
南	肢体	山田 ひろ子	南区西白根1006-2	025-373-2941
	視覚	河内 勝哉	南区庄瀬26	025-373-1057
	聴覚	中村 宏衛	南区大通南4-5381-5	FAX 025-362-7371
	内部	高橋 重夫	南区戸頭209	025-373-2089
	知的	加藤 紀子	南区大通南1-99	025-362-6867
	知的	中野 裕子	南区茨曾根6567	025-375-4963
西	肢体	山崎 カズ	西区小針南台5-6 ファミリー渡昭602	025-233-5293
	肢体	金子 誠一	西区上新栄町2-20-6	025-268-3241
	肢体	青木 正	西区鳥原新田487-5	025-377-6222
	肢体	小林 十三子	西区鳥原3690	025-379-2330
	視覚	山本 安光	西区坂井594-19	025-260-6608
	視覚	佐藤 喜代美	西区浦山2-1-66-505	025-231-2657
	聴覚	大倉 幸子	西区坂井東5-11-10 グレースアベニューA202	FAX 025-269-8125
	内部	早川 たつの	西区槇尾48-5	025-263-1709
	知的	神田 俊子	西区上新栄町5-11-21	025-260-2226
	知的	伊海田 セツ子	西区坂井東2-24-4	025-268-4851
	知的	庄田 紀子	西区小針4-39-13	025-267-9737
西蒲	肢体	吉田 武	西蒲区鯨74-5	0256-88-2672
	視覚	石川 登志子	西蒲区巻甲4550-1	0256-72-4936
	聴覚	加藤 融二	西蒲区川崎163-5	FAX 0256-88-2859
	内部	小石 和雄	西蒲区割前353	0256-72-5765
	知的	山上 勇夫	西蒲区夏井844	0256-82-5581(昼)
	知的	小柳 麻子	西蒲区巻乙1608-6	0256-72-1130
全区 担当	肢体	長谷川 イミ	西区五十嵐3の町北8-23	025-261-0618
	肢体	渡辺 功	中央区下所島2-16-1	025-281-1157
	視覚	青木 学	中央区関屋本村町1-35-2	025-233-4360
	聴覚	廣川 智亮	中央区女池西2-8-39	FAX 025-285-7077
	内部	古川 恵理子	江南区平賀70	025-280-7441
	知的	吉田 寿美子	中央区山二ツ3-11-12	025-250-7365

教育関係相談機関等

項 目	名 称 等	電話番号・FAX番号
特別支援教育全般, 就学や進学などに関する 総合相談窓口	新潟市教育委員会学校支援課 中央区学校町通1-602-1 白山浦庁舎内	025-226-3267 FAX 025-230-0432
	新潟市特別支援教育サポートセンター 中央区西大畑町458-1	025-222-8996 FAX 025-222-8303
	新潟市教育相談センター 中央区西大畑町458-1	025-222-8600 FAX 025-222-8303
	新潟県立教育センター特別支援教育担当 西区曾和100-1	025-263-9030 FAX 025-263-9015
	新潟県教育委員会義務教育課 中央区新光町4-1 新潟県庁内	025-285-5511 (代表) FAX 025-285-8087
特別支援教育や就学など に関する各区の相談窓口	北区教育支援センター 北区葛塚3197 北区役所新館内	025-387-1525 FAX 025-387-3570
	東区教育支援センター 東区下木戸1-4-1 東区役所内	025-250-2180 FAX 025-271-8131
	中央区教育支援センター 中央区学校町通1-602-1 中央区役所内	025-223-7026 FAX 025-223-3660
	江南区教育支援センター 江南区泉町3-4-5 江南区役所内	025-382-4903 FAX 025-381-7090
	秋葉区教育支援センター 秋葉区程島2009 秋葉区役所内	0250-25-5500 FAX 0250-24-6656
	南区教育支援センター 南区白根1235 南区役所内	025-372-6635 FAX 025-373-3173
	西区教育支援センター 西区寺尾東3-14-41 西区役所内	025-264-7530 FAX 025-269-1650
	西蒲区教育支援センター 西蒲区巻甲2690-1 西蒲区役所内	0256-72-8560 FAX 0256-72-6022
教育相談・情報提供を 行っている特別支援学校	新潟市立東特別支援学校 東区海老ヶ瀬31	025-271-9117 FAX 025-271-9118
	新潟市立西特別支援学校 西蒲区堀山新田88	0256-73-3311 FAX 0256-73-3377
	新潟県立江南高等特別支援学校 江南区北山1510	025-381-0077 FAX 025-381-0600
	新潟県立江南高等特別支援学校川岸分校 中央区川岸町2-4	025-230-5544 FAX 025-230-5600
	新潟県立西蒲高等特別支援学校 西蒲区堀山新田51-1	0256-72-2049 FAX 0256-72-1718
	新潟県立新潟盲学校 中央区山ニツ3-8-1	025-286-3224 (代表) FAX 025-286-3298
	新潟県立新潟聾学校 東区小金台1-1	025-273-5898 (代表) FAX 025-271-3106
	新潟県立東新潟特別支援学校 東区海老ヶ瀬994	025-274-3261 (代表) FAX 025-270-8329
	新潟県立はまぐみ特別支援学校 中央区水道町1-5932	025-266-7265 FAX 025-233-4359
	新潟大学教育学部附属特別支援学校 中央区西大畑町5214	025-223-8383 FAX 025-223-8395

その他の相談窓口

項目	窓 口	備 考
生活福祉資金の貸付	各区社会福祉協議会（98ページ参照）	低所得世帯や障がい者・高齢者世帯などを対象として、生活福祉資金の貸付相談を行っています。
就 職 相 談	新潟公共職業安定所（ハローワーク新潟） 新潟市中央区美咲町1丁目2-1 電話 025-280-8609 FAX 025-288-3590	北区・東区・中央区 江南区・西区
	新潟公共職業安定所（ハローワーク新津） 新潟市秋葉区新津本町4丁目18-8 電話 0250-22-2233 FAX 0250-22-7925	秋葉区・南区
	巻公共職業安定所（ハローワーク巻） 新潟市西蒲区巻甲4087 電話 0256-72-3155 FAX 0256-72-8348	西蒲区
	障がい者就業・生活支援センター らいふあっぷ 新潟市西区上新栄町3丁目20-18 電話 025-250-0210 FAX 025-250-0212	新潟市、五泉市、阿賀野市、阿賀町に居住する、障がいのある方及び当該地域に事業所がある企業の方を対象に相談・支援を行います。
	新潟障害者職業センター 新潟市東区大山2丁目13-1 電話 025-271-0333 FAX 025-271-9522	障がいのある方に対し、適性や職業能力の評価、労働習慣や作業遂行能力を体得するためのプログラムを提供します。職場に定着できるようにジョブコーチを派遣します。
心配ごと相談	心配ごと相談所 新潟市中央区八千代1丁目3-1 （新潟市総合福祉会館内）電話 025-243-4369	北区・江南区・秋葉区・南区・西蒲区にも相談窓口があります。
ボランティア相談	各区社会福祉協議会（98ページ参照）	
知的障がい者・精神障がい者等の福祉サービス利用援助	あんしんサポート新潟 新潟市中央区八千代1丁目3-1 （新潟市総合福祉会館内） 電話 025-243-4416 FAX 025-243-1217	判断能力の低下により日常生活を営むのに支障がある方に対し、日常生活費の管理など必要な援助を行います。
障がい者の権利擁護に係る相談等	障害者110番（新潟県障害者社会参加推進センター） 新潟市江南区亀田向陽1丁目9-1 （新潟ふれ愛プラザ内） 電話 025-381-0110 FAX 025-383-3654	
発達に障がいのある幼児の相談	新潟市立児童発達支援センター（分室） 新潟市中央区水道町1丁目5932-621 電話 025-231-6178	
精神保健福祉相談	新潟市こころの健康センター [平日8:30～17:00まで] 新潟市中央区川岸町1丁目57-1 電話 025-232-5560	うつ・ストレスや精神疾患などに関する専門相談に応じています。（来所相談は予約制）
新潟市こころといのちのホットライン	電話 ^{2人でよくはなそう どうといのち} 025-248-1010 平日：午後5時～午後10時 土・日・祝日：午前10時～午前4時	あなたのこころといのちを支える相談電話です。 相談料は無料です（別途通話料がかかります）
苦 情 相 談	新潟県福祉サービス運営適正化委員会 新潟市中央区上所2丁目2-2 電話 025-281-5609 FAX 025-285-0303	

区社会福祉協議会

名 称	住 所	電話番号	FAX番号
北区社会福祉協議会	北区東栄町1丁目1-35 豊栄さわやか老人福祉センター内	025-386-2778	025-388-2914
東区社会福祉協議会	東区下木戸1丁目4-1 東区役所内1階	025-272-7721	025-272-1756
中央区社会福祉協議会	中央区西堀前通6番町909 Co-C.G (コシジ) 3階	025-210-8720	025-210-8722
江南区社会福祉協議会	江南区泉町3丁目3-3 江南区福祉センター内	025-250-7743	025-250-7761
秋葉区社会福祉協議会	秋葉区新津本町1丁目2-39 新津地域交流センター 2階	0250-24-8376	0250-23-3322
南区社会福祉協議会	南区上下諏訪木817-1	025-373-3223	025-373-6125
西区社会福祉協議会	西区寺尾東3丁目14-41	025-211-1630	025-211-1631
西蒲区社会福祉協議会	西蒲区巻甲4363 巻ふれあい福祉センター内	0256-73-3356	0256-73-4914

9

その他相談等窓口

総合福祉会館各コーナー（新潟市中央区八千代1丁目3-1）

名 称	階	電話番号	FAX番号	
新潟市社会福祉協議会	3 階	025-243-4366	025-243-4376	
障がい者福祉センター	2 階	025-248-6281	025-248-7173	
福祉 相談 センター 総合 合	あんしんサポート新潟（日常生活自立支援事業）	1 階	025-243-4416	025-243-1217
	新潟市成年後見支援センター	1 階	025-248-4545	025-243-1217
	子育てなんでも相談センターきらきら	1 階	025-248-2220	025-248-2211
	心配ごと相談所	1 階	025-243-4369	025-248-7182
	新潟市障がい者基幹相談支援センター中央	1 階	025-248-7171	025-325-7931
新潟市障がい者就業支援センター こあサポート	1 階	025-256-8821	025-256-8824	

税 務 署

名 称	所 在 地	電話番号	所管区域
新潟税務署	新潟市中央区営所通二番町692-5 (5月7日から中央区西大畑町5191)	025-229-2151	北区・東区・中央区 江南区・南区・西区
新津税務署	新潟市秋葉区善道町1丁目6-38	0250-22-2151	秋葉区
巻税務署	新潟市西蒲区巻甲4265	0256-72-2355	西蒲区

その他の関係機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
新潟市児童相談所 新潟市知的障がい者更生相談所 新潟市身体障がい者更生相談所	新潟市中央区川岸町1丁目57-1	025-230-7777 025-230-7789 025-230-7799
新潟市保健所	新潟市中央区紫竹山3丁目3-11	025-212-8010

障がい福祉課

名 称 (課・係)	所 在 地	電話番号
福祉部 障がい福祉課	〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1番町602番地1	FAX 025-223-1500
在宅福祉係 介護給付係 管 理 係 共生社会推進担当 就 労 支 援 係		025-226-1239 025-226-1241 025-226-1237 } (ダイヤルイン) 025-226-1248 025-226-1249 }

新潟市ホームページ

<http://www.city.niigata.jp/>

障がい福祉課メールアドレス

shogai.wl@city.niigata.lg.jp

太線の左側は第1種身体障がい者、右側は第2種身体障がい者をさす。

4 級	5 級	6 級	7 級	備考
1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの		1 同一の等級について2つの重複する障がいがある場合は、一級上の級とする。ただし、2つの重複する障がい特にならば本表中に指定されている場合は、その該当等級とする。
2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの			2 肢体不自由において、7級の障がい1つのみでは手帳交付にならないが、7級の障がい2つ以上重複する場合又は6級以上の障がいと重複する場合は手帳交付の対象となる。
1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの）		1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの）		3 異なる等級について、2つ以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
2 両耳による普通話語の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		4 「指を欠くもの」とは、おや指については指節間関節（1P）その他の指については近位指節間関節（PIP）又はこれより近部を欠くものをいう。
	平衡機能の著しい障がい			5 「指の機能障がい」とは、中手指節間関節を含め、これより遠位部の障がいを含み、おや指については対立運動障がいを含むものとする。
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい				6 上肢又は下肢欠損の断端の長さ、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
1 両上肢のおや指を欠くもの	1 両上肢のおや指の機能の著しい障がい	1 一上肢のおや指の機能の著しい障がい	1 一上肢の機能の軽度の障がい	7 下肢の長さは、前脛骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。
2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの	2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障がい	2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの	2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい	
3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	3 一上肢のおや指を欠くもの	3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	3 一上肢の手指の機能の軽度の障がい	
4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの		4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい	
5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障がい		5 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	
6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの	6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい			
7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの				
8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい				
1 両下肢のすべての指を欠くもの	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障がい	
2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの	2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの	2 一下肢の足関節の機能の著しい障がい	2 一下肢の機能の軽度の障がい	
3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの		3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい	
4 一下肢の機能の著しい障がい			4 一下肢のすべての指を欠くもの	
5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの			5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの	
6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの			6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
	体幹の機能の著しい障がい			
不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	※再認定について 1 ベースメーカー等を植え込みした人は手術後3年以内に再認定を実施。 2 上記以外の障がい 3 歳未満で手帳を取得した人は、原則5歳時に再認定を実施。
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会における日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの	
心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				

障がい者総合支援法の対象疾患一覧

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

第1条：障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定める特殊な疾病は、別表に掲げるものとする。

平成27年1月からの障がい者総合支援法の対象疾病一覧（151疾病）

1	IgA腎症	52	ゴナドトロピン分泌亢進症	102	TNF受容体関連周期性症候群
2	亜急性硬化性全脳炎	53	混合性結合組織病	103	天疱瘡
3	アジソン病	54	再生不良性貧血	104	特発性拡張型心筋症
4	アミロイドーシス	55	再発性多発軟骨炎	105	特発性間質性肺炎
5	ウルリッヒ病	56	サルコイドーシス	106	特発性基底核石灰化症
6	HTLV-1関連脊髄症	57	シェーグレン症候群	107	特発性血小板減少性紫斑病
7	ADH分泌異常症（抗利尿ホルモン分泌不適合症候群）	58	CFC症候群	108	特発性血栓症
8	遠位型ミオパチー	59	色素性乾皮症	109	特発性大腿骨頭壊死症
9	黄色靭帯骨化症	60	自己食空胞性ミオパチー	110	特発性門脈圧亢進症
10	潰瘍性大腸炎	61	自己免疫性肝炎	111	特発性両側性感音難聴
11	下垂体前葉機能低下症	62	自己免疫性溶血性貧血	112	突発性難聴
12	加齢性黄斑変性症	63	視神経症	113	難治性ネフローズ症候群
13	肝外門脈閉塞症	64	若年性肺気腫	114	膿疱性乾癬
14	関節リウマチ	65	シャルコー・マリー・トゥース病	115	嚢胞性線維症
15	肝内結石症	66	重症筋無力症	116	パーキンソン病
16	偽性低アルドステロン症	67	シュワルツ・ヤンパル症候群	117	バージャー病
17	偽性副甲状腺機能低下症	68	神経性過食症	118	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
18	球腎髄性筋萎縮症	69	神経性食欲不振症	119	肺動脈性肺高血圧症
19	急速進行性糸球体腎炎	70	神経線維腫症	120	肺泡低換気症候群
20	強皮症	71	神経有棘赤血球症	121	バッド・キアリ症候群
21	巨細胞性動脈炎	72	進行性核上性麻痺	122	ハンチントン病
22	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	73	進行性骨化性線維形成異常症	123	汎発性特発性骨増殖症
23	ギラン・バレー症候群	74	進行性多巣性白質脳症	124	肥大型心筋症
24	筋萎縮性側索硬化症	75	スティーヴンス・ジョンソン症候群	125	ビタミンD依存症二型
25	クッシング病	76	スモン	126	非典型型溶血性尿毒症症候群
26	クリオピリン関連周期熱症候群	77	正常圧水頭症	127	皮膚筋炎／多発性筋炎
27	グルココルチコイド抵抗症	78	成人スチル病	128	びまん性汎細気管支炎
28	クロウ・深瀬症候群	79	成長ホルモン分泌亢進症	129	肥満低換気症候群
29	クローン病	80	脊髄空洞症	130	表皮水疱症
30	結節性硬化症	81	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	131	フィッシャー症候群
31	結節性多発動脈炎	82	脊髄性筋萎縮症	132	封入体筋炎
32	血栓性血小板減少性紫斑病	83	全身型若年性特発性関節炎	133	ブラウ症候群
33	原発性アルドステロン症	84	全身性エリテマトーデス	134	プリオン病
34	原発性硬化性胆管炎	85	先天性QT延長症候群	135	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
35	原発性高脂血症	86	先天性魚鱗癬様紅皮症	136	バスレムミオパチー
36	原発性側索硬化症	87	先天性筋無力症候群	137	パーチェット病
37	原発性胆汁性肝硬変	88	先天性副腎低形成症	138	バルオキシソーム病
38	原発性免疫不全症候群	89	先天性副腎皮質酵素欠損症	139	発作性夜間ヘモグロビン尿症
39	顕微鏡的多発血管炎	90	大脳皮質基底核変性症	140	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
40	硬化性萎縮性苔癬	91	高安動脈炎	141	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
41	好酸球性筋膜炎	92	多系統萎縮症	142	慢性膀胱炎
42	好酸球性消化管疾患	93	多発血管炎性肉芽腫症	143	慢性特発性偽性腸閉塞症
43	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	94	多発性硬化症／視神経脊髄炎	144	ミトコンドリア病
44	後縦靭帯骨化症	95	多発性嚢胞腎	145	メニエール病
45	甲状腺ホルモン不応症	96	遅発性内リンパ水腫	146	網膜色素変性症
46	拘束型心筋症	97	チャーシ症候群	147	もやもや病
47	広範脊柱管狭窄症	98	中毒性表皮壊死症	148	ライソゾーム病
48	抗リン脂質抗体症候群	99	腸管神経節細胞僅少症	149	ランゲルハンス細胞組織球症
49	コステロ症候群	100	TSH受容体異常症	150	リンパ脈管筋腫症
50	骨髄異形成症候群	101	TSH分泌亢進症	151	ルピンシュタイン・ティビ症候群
51	骨髄線維症				

■ 新たに対象になった疾病 ■ 変更の疾病名

「劇症肝炎」「重症急性膀胱炎」については平成27年1月以降は対象外となりますが、すでに障がい福祉サービスの対象となっている方は引き続き利用可能です。

新潟市福祉タクシー利用助成事業 契約事業者一覧

【利用にあたり留意事項】

※ 「新潟市福祉タクシー助成券」・「新潟市通院費タクシー助成券」を使用することができます。併用する場合は下表のとおりです。

<助成券の最大利用枚数について>

1回の乗車区間金額	最大利用可能枚数		合計	※1については、タクシー共通券事業（株）に所属する法人 ※2については、柳都タクシー共通券（株）に所属する法人 ※3については、新潟地域タクシー共通券（株）に所属する法人
	福祉タクシー券	通院費タクシー券		
500円以上 1,000円未満	0枚の時 →	1枚	1枚	
	1枚の時 →	0枚	1枚	
1,000円以上	0枚の時 →	2枚	2枚	
	1枚の時 →	1枚	2枚	
	2枚の時 →	0枚	2枚	

※ 「新潟市福祉タクシー助成券」・「新潟市通院費タクシー助成券」は、乗車地または降車地のいずれかが新潟市にある場合に利用できます。

※ タクシーは地域ごとに営業区域が決まっていますので、乗車地域によってはご利用できないタクシー事業者があります。

※ ご利用のご予約・料金・運行の詳細等については、直接各業者へお問い合わせください。

2015/5/1現在

区名	事業者名	営業所所在地	電話番号
北区	東港タクシー(株) ※3	北区太郎代	0120-65-2331
	ハマタクシー(株) ※2	北区松浜東町	025-259-2551
	あい愛福祉タクシー	北区太田	025-387-2818
	介護福祉サービス にじ	北区鳥屋	025-388-5804
	太陽交通(株)	北区葛塚	025-387-4111
	とも介護タクシー	北区内島見	025-386-3176
	あやの介護タクシー	北区彩野	025-250-5020
東区	(株)三洋タクシー ※3	東区藤見町	0120-83-4341
	ケアタクシー和	東区河渡新町	0120-753-850
	モリヤマタクシー	東区松島	080-5647-3380
	(株)セカンドステージ 介護タクシーてっちゃん	東区一日市	025-256-7117
	(有)アサイライフサポート	東区一日市	025-271-8599
	(有)東重機運輸 東タクシー	東区一日市	025-271-3053
	富士タクシー(株) ※3	東区木工新町	0120-24-5166
	さくら交通(株) ※2	東区豊	025-274-3232
	あいらいん福祉サービス	東区下場本町	025-290-7792
	あんしん福祉移動サービス	東区下場本町	025-250-5006
	(株)テクノワークス	東区中野山	025-277-8115
	(有)ファーストメディカル	東区中野山	025-278-7177
	四葉タクシー(有)	東区中野山	025-278-4281
	まの介護タクシー	東区栗山	025-277-0649
	(株)ケア・アシスト	東区卸新町	0800-800-6809
	愛ケア新潟福祉搬送サービス	東区紫竹	090-3093-4640
	星山工業(株) 栄タクシー ※1	東区紫竹卸新町	025-271-8181
	港タクシー(株) ※2	東区下木戸	025-274-0301
新潟あさひタクシー(株) ※3	東区寺山	0120-89-2290	
中央区	万代タクシー(株) ※1	中央区万代	0120-009-807
	阿部介護・福祉タクシー	中央区笹口	090-1691-5463
	介護タクシー 一緒	中央区南笹口	0800-800-2339

区名	事業者名	営業所所在地	電話番号
中央区	(株)ふっと・わーく 新潟コアラ	中央区京王	025-278-8640
	はとタクシー(株) ※3	中央区高志	025-287-1121
	(有)コバト交通※3	中央区高志	025-287-1121
	すやまケア輸送サービス	中央区長潟	025-286-8327
	つきみ福祉タクシー	中央区女池	025-250-5739
	第一タクシー(株) ※2	中央区上近江	025-284-0123
	オーミ・ウォークアシスト	中央区和合町	025-280-1277
	日の出交通(株) ※1	中央区神道寺南	025-249-2111
	県都タクシー(株) ※1	中央区下所島	025-283-3266
	都タクシー(株) ※1	中央区礎町通	025-222-0611
	(有)ウォーク・サポート	中央区堀割町	025-265-3959
江南区	介護タクシー・光(ひかり)	江南区東本町	0800-800-8698
	介護タクシーわかば	江南区元町	025-383-6070
	(株)NK交通	江南区亀田大月	025-382-5222
	昭和交通観光(株)	江南区東船場	025-381-2125
秋葉区	(株)新潟福祉輸送サービス	秋葉区古田	0250-25-7730
	第2新興タクシー(株)	秋葉区小須戸	0120-875-818
	らくらく福祉タクシー	秋葉区満願寺	0120-56-6969
	しあわせタクシー(有)	秋葉区滝谷町	0250-22-0800
	新興タクシー(株)	秋葉区滝谷町	0250-24-2822
	(有)フラワー観光	秋葉区小口	0250-22-8111
南区	(株)小針タクシー 白根営業所	南区白根	025-372-8115
	白根タクシー(株)	南区白根	025-372-2167
	白根中央タクシー(株)	南区白根	025-372-1181
	白根福祉輸送サービス	南区下八枚	025-211-8787
	(有)アド・メディカル つつじガーデン介護タクシー	南区下木山	0120-971-910
西区	ゆうKUROSAKI	西区善久	025-370-1117
	介護タクシー二人三脚	西区立仏	0800-800-2395
	(有)明和運送 アース介護タクシー	西区金巻	0120-786-008
	三和交通(株)	西区鳥原	025-377-2506
	(株)コミュニティサービス新潟	西区青山	025-231-3303
	太陽交通新潟(有)	西区小新南	025-201-5456
	アビリティ(有)	西区坂井	025-268-5751
	(有)アベール	西区寺尾東	025-239-4702
	介護タクシーたいよう	西区寺尾上	0800-800-7378
	ひだまり介護タクシー	西区寺尾西	080-5510-5808
	(株)小針タクシー※3	西区西有明町	025-267-3111
	介護タクシーつくし	西区上新栄町	080-8918-7940
	ケア・プランニングさくら	西区五十嵐	025-201-9729
	光タクシー(有) ※2	西区内野町	025-262-5141
	薪山タクシー	西区五十嵐	025-263-2746
	福祉タクシーこころ	西区五十嵐西	090-1422-1556

区名	事業者名	営業所所在地	電話番号
西蒲区	介護タクシーおり〜ぶ	西蒲区松山	070-5071-2429
	まきタクシー(有)	西蒲区巻甲	0256-76-2525
	弥彦タクシー(株) 和納営業所	西蒲区和納	0256-82-3212
	(有)ヤマヒロ	西蒲区夏井	0256-82-5411
	曾根タクシー(株)	西蒲区鱸	0256-88-3138
その他	新潟市個人タクシー事業協同組合	東区竜が島	025-247-0871
	新潟地区個人タクシー協同組合	中央区東幸町	025-245-8950
	新潟中央個人タクシー協同組合	東区海老ヶ瀬	—
	日個連新潟個人タクシー協同組合	中央区天明町	025-250-7856
新潟市外	日の丸観光タクシー(株)	三条市東三条	0256-35-5555
	太陽交通新発田中央(株)	新発田市中田町	0254-22-1166
	(有)新発田介護センター	新発田市東新町	0254-20-4355
	(株)下越タクシー	新発田市豊町	0254-22-4714
	新発田観光タクシー(株)	新発田市緑町	0254-22-3188
	介護タクシー らっくり	新発田市新栄町	0254-37-2063
	スカイ観光(株)	新発田市中曾根町	0254-26-3579
	(株)聖籠タクシー	北蒲原郡聖籠町東港	025-256-2552
	華 & TAXI	北蒲原郡聖籠町大夫	080-6517-5757
	(株)瀬波タクシー	村上市田端町	0254-53-2187
	(株)はまなす観光タクシー	村上市田端町	0254-50-7788
	(株)燕タクシー	燕市秋葉町	0256-62-6101
	(株)中央タクシー	燕市道金	0256-63-4702
	中越交通(株) 加茂営業所	加茂市青海町	0256-52-0442
	介護タクシースマイル	加茂市陣ヶ峰	0800-777-8800
	加茂タクシー(有)	加茂市駅前	0256-52-0230
	ごせん介護タクシー	五泉市四ツ屋新	0250-43-5111
	あんしんタクシー	五泉市赤海	0120-895-194
	みどりハイヤー(株)	五泉市木越字石道	0250-43-2323
	(有)白鳥タクシー	阿賀野市中央町	0250-62-2840
五頭タクシー(株)	阿賀野市下条町	0250-62-4444	
水原タクシー(株)	阿賀野市下条町	0250-62-3333	

【大型(中型含む)・小型 リフト付等タクシーを運行している契約事業者一覧】

※リフト付等タクシーは基本予約制となります。

予約をする際に、利用可能な車いすの大きさ、他サービスの内容及び料金をタクシー事業者によくご確認ください。

1. 大型車等運賃で運行しているリフト付等タクシー事業者

「新潟市福祉タクシー助成券」・「新潟市通院費タクシー助成券」・「新潟市リフト付タクシー利用券」を使用することができます。

※ リフト付タクシー利用券は、リフト付タクシー料金（大型車等料金設定）と同じ距離を小型車で運行した場合の料金との差額を助成します。

2. 小型車運賃で運行しているリフト付等タクシー事業者

「新潟市福祉タクシー助成券」・「新潟市通院費タクシー助成券」を利用することができます。「新潟市リフト付タクシー利用券」は利用できません。

【利用にあたり留意事項】

※ 新潟市福祉タクシー助成券・新潟市通院費タクシー助成券は併用することができます。併用する場合は右表のとおりです。

※ 乗車地または降車地のいずれかが新潟市にある場合に利用できます。

※ タクシーは地域ごとに営業区域が決まっていますので、乗車地域によってはご利用できないタクシー事業者があります。

※ 車いすの大きさによってはご利用できない場合もございますので事前に各事業者へお問い合わせください。

※ ●は乗車可能。▲は要相談。空欄は乗車不可となります。★は車両を複数台所有している事業者。

※ ご利用のご予約・料金・運行の詳細等については、直接各業者へお問い合わせください。

<助成券の最大利用可能枚数について>

1回の乗車区間金額	最大利用可能枚数		合計
	福祉タクシー券	通院費タクシー券	
500円以上 1,000円未満	0枚の時	→ 1枚	1枚
	1枚の時	→ 0枚	1枚
1,000円以上	0枚の時	→ 2枚	2枚
	1枚の時	→ 1枚	2枚
	2枚の時	→ 0枚	2枚

2015/4/1現在

区名	事業者名	営業所所在地	電話番号	通常運行時間	通常運行時間外の運行	予約なしの運行	備考	大型(中型含む)				小型					
								車両を複数台所有している業者	ストレッチャー	電動車いす	リフト(イン式)車いす	普通型車いす	車両を複数台所有している業者	ストレッチャー	電動車いす	リフト(イン式)車いす	普通型車いす
北区	あい愛福祉タクシー	北区太田	025-387-2818	8:00～17:00	要相談	要相談		★	●	●	●	●			●	●	●
	介護福祉サービス にじ	北区鳥屋	0800-800-5946 025-388-5804	7:00～18:00	要相談	要相談			●	●	●	●			●	●	●
	とも介護タクシー	北区内島見	025-386-3176 090-4714-2929	8:00～24:00	要相談	要相談	年中無休。 24時間対応可能。			●	●	●					
	あやの介護タクシー	北区彩野	025-250-5020	0:00～24:00	要相談	要相談	小型車は平日のみ運行	★	●	●	●	●					●
東区	ケアタクシー和	東区河渡新町	0120-753-850 025-250-5910	8:00～19:00	要相談	要相談	電動車いすのサイズは要相談。		●	▲	●	●					
	アサイライフサポート	東区一日市	025-271-8599	7:00～18:00	要相談	要相談	事前予約で24時間対応可能(予約受付時間7時～20時)。	★	●	●	●	●					
	あいらいん福祉サービス	東区下場本町	025-290-7792 080-1323-0034	8:00～19:00	要相談	要相談			●	●	●	●					
	あんしん福祉移動サービス	東区下場本町	025-250-5006	7:00～24:00	要相談	要相談	大型車は7時～24時まで運行。年中無休(小型車は平日8時～16時まで運行)。	★	●	●	●	●			●	●	●
	愛ケア新潟福祉搬送サービス	東区紫竹	025-271-0248 090-3093-4640	8:00～18:00	要相談	要相談	近～遠距離搬送可能。階段、段差等サポート体制。普通型車いす2台同時乗車可能。夜間・日曜日要予約。	★	●	●	●	●					
	セカンドステージ介護タクシーてっちゃん	東区一日市	025-256-7117 0800-800-4101	7:00～19:00	要相談	要相談									●	●	●
	東タクシー	東区一日市	025-271-3053	7:00～17:00	要相談	要相談	事前予約で24時間対応可能。										●
	富士タクシー※3	東区木工新町	0120-24-5166	0:00～24:00	要相談	要相談	ヘルパー2級対応。普通タクシー(後部座席90度回転シート車)での運行。運休日なし。要介護2までのお客様に限る。										
	さくら交通※2	東区豊	025-274-3232	7:00～19:00	要相談	要相談											●
	テクノワークス	東区中野山	025-277-8115	8:30～17:30	要相談	要相談								★	●	●	●
	ファーストメディカル	東区中野山	025-278-7177	8:00～20:00	要相談	要相談								★	●	●	●
	まの介護タクシー	東区栗山	090-2756-0785	8:00～18:00	要相談	要相談	予約に限り年中無休								●	●	●
ケア・アシスト	東区卸新町	0800-800-6809	9:00～16:30	要相談	要相談									●	●		

区名	事業者名	営業所所在地	電話番号	通常運行時間	通常運行時間外の運行	予約なしの運行	備考	大型（中型含む）				小型						
								車両を複数所有している業者	ストレッチャー	電動車いす	リクライニング式車いす	普通型車いす	車両を複数所有している業者	ストレッチャー	電動車いす	リクライニング式車いす	普通型車いす	
中央区	はとタクシー	中央区高志	025-287-1121	8:00～16:30	要相談	要相談	通常運行時間外の運行は20時くらいまで運行可能（要相談）。		●	●	●	●					●	
	つきみ福祉タクシー	中央区女池北	025-250-5739 090-4731-0300	7:30～19:00	要相談	要相談			●	●	●	●						
	日の出交通	中央区神道寺南	025-249-2111	8:00～17:30	不可	不可			●	●	●	●						●
	都タクシー	中央区礎町通	025-222-0611	8:00～17:00	要相談	要相談			●	●	●	●						●
	みけねこ介護タクシー	中央区古町通	090-3343-9353	8:00～19:00	要相談	要相談			●	●	●	●						
	新潟福祉サービス	中央区関新	0120-910-128 025-201-9961	9:00～17:00	要相談	要相談			●	●	●	●					●	●
	ウォーク・サポート	中央区堀割町	025-265-3959	8:00～20:00	要相談	要相談	年中無休。事前予約で24時間対応可能（予約受付時間8時～20時）。	★	●	●	●	●		★	●	●	●	●
	阿部介護・福祉タクシー	中央区笹口	090-1691-5463	7:00～18:00	要相談	要相談	日曜日は事前予約で運行可。ヘルパー2級。							★		●	●	●
	介護タクシー一緒	中央区南笹口	0800-800-2339	7:00～19:00	要相談	要相談	日曜・祝日は要相談。予約受付時間9時～18時（日曜・祝日除く）									●	●	●
	新潟コアラ ふっと・わーく	中央区京王	025-278-8640	8:00～18:00	要相談	要相談	日曜日のみ運休。予約があれば運行可能。									●	●	●
	すやまケア輸送サービス	中央区長湯	025-286-8327	8:00～17:00	要相談	要相談	普通型車いす1台貸出可能。									●	●	●
	介護タクシー Green グリーン	中央区鳥屋野	025-285-0189 090-1829-5805	7:00～19:00	要相談	要相談										●	●	●
	オーミ・ウォークアシスト	中央区和合町	025-280-1277	8:00～18:00	要相談	要相談	日曜、祭日は運休だが、事前に予約があれば運行可能。							★		●	●	●
	ひなた介護タクシー	中央区関屋田町	025-266-7718	9:00～17:00	要相談	要相談										●	●	●
江南区	介護タクシー・光（ひかり）	江南区東本町	0800-800-8698 025-383-6232	8:30～17:30	要相談	要相談	日曜、祝日、年末年始は定休日。電動車いすのサイズは要相談。			▲	●							
	介護タクシーわかば	江南区元町	025-383-6070	7:00～19:00	要相談	要相談	日曜・祝日は運休だが、事前に予約があれば運行可能（要相談）。電動車いすはサイズによって不可の場合もあり。								▲	●	●	
秋葉区	新潟福祉輸送サービス	秋葉区古田	0250-25-7730	8:00～19:00	要相談	要相談	年中無休。事前予約で24時間対応可能。	★	●	●	●	●			●	●	●	
	らくらく福祉タクシー	秋葉区満願寺	0120-56-6969 0250-23-0670 090-8813-5754	8:00～17:00	要相談	要相談	日曜、祭日は運休だが事前に予約があれば運行可能。	★	●	●	●	●						
	しあわせタクシー	秋葉区滝谷町	0250-22-0800	8:30～16:30	不可	要相談			●	●	●	●					●	
	新興タクシー	秋葉区滝谷町	0250-24-2822	6:00～24:00	不可	要相談			●	●	●	●					●	
	第2新興タクシー	秋葉区小須戸	0120-875-818	6:30～22:30	要相談	要相談												●
	フラワー観光	秋葉区小口	0250-22-8111	7:00～24:00	要相談	要相談	年中無休。										●	●
南区	小針タクシー白根営業所	南区白根	025-372-8115	7:00～20:00	要相談	要相談	電動車いす・リクライニング式車いすのサイズは要相談。			▲	▲	●						
	白根福祉輸送サービス	南区下八枚	025-211-8787	0:00～24:00		要相談			●	●	●	●						
	つつじガーデン介護タクシー	南区下木山	0120-971-910	8:30～17:30	要相談	要相談	リクライニング式車いすは形状により不可。								▲	●		
西区	ゆうKUROSAKI	西区善久	025-370-1117	8:00～17:00	要相談	要相談			●	●	●							
	アース介護タクシー	西区金巻	0120-786-008 080-3389-4378	7:00～17:00	要相談	要相談			●	●	●	●		★		●	●	
	さいとう介護タクシー	西区坂井東	0800-123-3110 025-311-6004	0:00～24:00		要相談			●	●	●	●						
	アベール	西区寺尾東	025-239-4702	8:00～18:00	要相談	要相談		★	●	●	●	●						
	介護タクシーたいよう	西区寺尾上	0800-800-7378	0:00～24:00		要相談	電動車いすのサイズは要相談。		●	▲	●	●						
	ひだまり介護タクシー	西区寺尾西	080-5510-5808 025-269-4325	7:00～19:00	要相談	要相談	電動車いすのサイズは要相談。		●	▲	●	●						
	介護タクシーつくし	西区上新栄町	025-201-8483 080-8918-7940	8:00～18:00	要相談	要相談	電動車いすのサイズは要相談。		●	▲	●	●						
	介護タクシー二人三脚	西区立仏	0800-800-2395	7:00～19:00	要相談	要相談	日・祭日は事前に要相談。但し、リクライニング式車いすは水平状態では乗車不可。電動車いすはサイズにより乗れない場合あり（要相談）。									●	●	●
	三和交通	西区鳥原	025-377-2506	8:00～17:00	不可	要相談												●
	コミュニティサービス新潟	西区青山	025-231-3303	8:00～18:00	要相談	要相談	月曜日から土曜日の運行。											●
	アビリティ福祉タクシー	西区坂井	025-268-5751	8:30～18:00	要相談	要相談										●	●	●
	小針タクシー本社営業所 ※3	西区西有明町	025-267-3111	8:00～17:00	不可	要相談	日曜日は運休日。											●
	ケア・プランニングさくら	西区五十嵐1の町	025-201-9729	8:00～18:00	要相談	要相談	電動車いす・リクライニング式車いすのサイズは要相談。									▲	●	
	福祉タクシーこころ	西区五十嵐西	090-1422-1556	7:00～19:00	要相談	要相談												●

区名	事業者名	営業所所在地	電話番号	通常運行時間	通常運行時間外の運行	予約なしの運行	備考	大型（中型含む）				小型					
								車両を複数所有している業者	ストレッチャー	電動車いす	リクライニング式車いす	普通型車いす	車両を複数所有している業者	ストレッチャー	電動車いす	リクライニング式車いす	普通型車いす
西浦区	介護タクシーおり〜ぶ	西浦区松山	070-5071-2429	8:00～18:00	要相談	要相談	日曜日定休。定休日の運行要相談。事前予約で、24時間運行可能。		●	●	●	●					
	まきタクシー	西浦区巻甲	0256-76-2525	8:00～18:00	要相談	要相談			●	●	●	●					●
	ヤマヒロ	西浦区夏井	0256-82-5411	8:00～17:00	要相談	要相談	日曜・祝日は運休日。		●			●					
	弥彦タクシー	西浦区和納	0256-82-3212	7:00～20:00	要相談	要相談	電動車いす・リクライニング式車いすのサイズは要相談。								▲	▲	●
新潟市外	日の丸観光タクシー	三条市東三条	0256-35-5555	0:00～24:00	要相談	要相談	年中無休。24時間対応（要相談）。2級ヘルパー、介護福祉士あわせて65名在籍。		●	●	●			●	▲		●
	新発田介護センター	新発田市東新町	0254-20-4355	8:00～18:00	要相談	要相談			●	●	●	●					
	下越タクシー	新発田市豊町	0254-22-4714	7:30～22:00	要相談	要相談		★	●	●	●	●					
	スカイ観光	新発田市中曽根町	0254-26-3579	9:00～17:00	要相談	要相談			●	●	●	●					
	燕タクシー	燕市秋葉町	0256-62-6101	9:00～18:00	要相談	要相談			●	●	●	●					●
	中央タクシー	燕市道金	0256-63-4702	8:00～20:00	要相談	要相談	電動車いす・リクライニング式車いすのサイズは要相談。		●	●	●	●	★		▲	▲	●
	加茂タクシー	加茂市駅前	0256-52-0230	0:00～24:00	要相談	要相談			●	●	●	●			●	●	●
	ごせん介護タクシー	五泉市四ツ屋新	0250-43-5111	8:00～18:00	要相談	要相談	事前予約で24時間対応可能。予約で土日祝日運行可。				●	●					
	みどりハイヤー	五泉市木越字石道	0250-43-2323	8:30～17:00	要相談	要相談	土曜日・日曜日は、通常運行時間内で運行。		●	●	●						
	五頭タクシー	阿賀野市下条町	0250-62-4444	6:00～26:00	要相談	要相談	夜間の運行は、事前の予約で運行可能（要相談）。場合によっては、26時まで運行可能。		●	●	●	●					●
	新発田観光タクシー	新発田市緑町	0254-22-3188	8:00～18:00	要相談	要相談							★		●	●	●
	介護タクシーら〜くり	新発田市新栄町	0254-37-2063	8:00～19:00	要相談	要相談									●	▲	●
	聖籠タクシー	聖籠町東港	025-256-2552	8:00～24:00	要相談	要相談	助手席リフトアップシート車にて運行。										●
	瀬波タクシー	村上市田端町	0254-53-2187	8:00～22:00	要相談	要相談							★				●
	中越交通 加茂営業所	加茂市青海町	0256-52-0442	8:00～23:00	要相談	要相談											●
	介護タクシースマイル	加茂市陣ヶ峰	0800-777-8800	0:00～24:00	要相談	要相談	年中無休。24時間営業。電動車いすはサイズにより対応。								▲	●	●
水原タクシー	阿賀野市下条町	0250-62-3333	6:00～24:30	要相談	要相談											●	
さくら介護タクシー	五泉市村松	0250-58-2622 090-4747-8564	7:00～18:00	要相談	要相談							★		●	●	●	

平成27年度 所得制限限度額表

(単位 千円)

本人・扶養義務者の別		扶養親族人数	限度額 (所得金額)			収入額
	手当種別		老人扶養親族数			
			0人	1人	2人	
本人	A 特別児童扶養手当 * 受給者 (障がい児の父または母) 特定扶養親族 1人当たり250加算	0人	4,596			6,420
		1人	4,976	5,076		6,862
		2人	5,356	5,456	5,556	7,284
		3人	5,736	5,836	5,936	7,707
		4人	6,116	6,216	6,316	8,129
		5人	6,496	6,596	6,696	8,551
		* 6人以上：1人当たり380を加算				
	B 重度障がい者医療費助成 (マル障) 障がい児福祉手当 特別障がい者手当 介護見舞金(*障がい者本人) 特定扶養親族 1人当たり250加算	0人	3,604			5,180
		1人	3,984	4,084		5,656
		2人	4,364	4,464	4,564	6,132
		3人	4,744	4,844	4,944	6,604
		4人	5,124	5,224	5,324	7,027
		5人	5,504	5,604	5,704	7,449
* 6人以上：1人当たり380を加算						
配偶者・扶養義務者	C 上記手当共通 * 特別児童扶養手当の場合は、受給者(障がい児の父または母)の扶養義務者となる。 介護見舞金は受給者(障がい者を介護する保護者)と障がい者の扶養義務者となる。	0人	6,287			8,319
		1人	6,536	6,596		8,596
		2人	6,749	6,809	6,869	8,832
		3人	6,962	7,022	7,082	9,069
		4人	7,175	7,235	7,295	9,306
		5人	7,388	7,448	7,508	9,542
		* 6人以上：1人当たり213を加算				

(平成14年8月1日改正)

(注) 収入額は、限度額(所得金額)に各種控除相当額を加算して算出した参考値です。

様式のダウンロード方法

①新潟市役所ホームページのトップページを開きます。



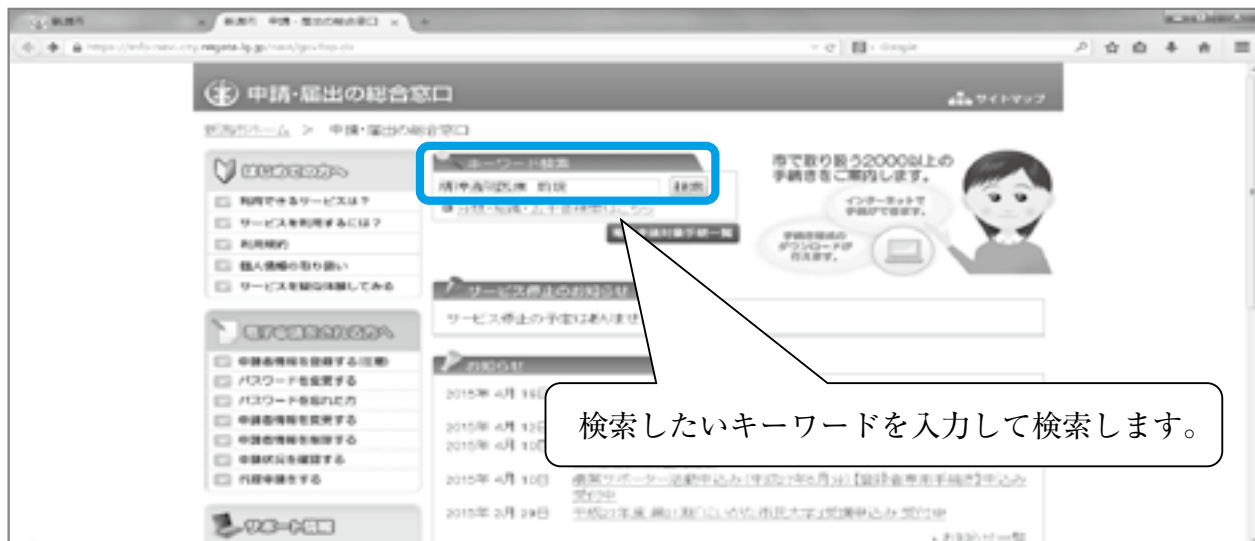
表示ページの下方向にスクロールします。



②お役立ちサービスの枠内の「申請・届出の総合窓口」をクリックします。



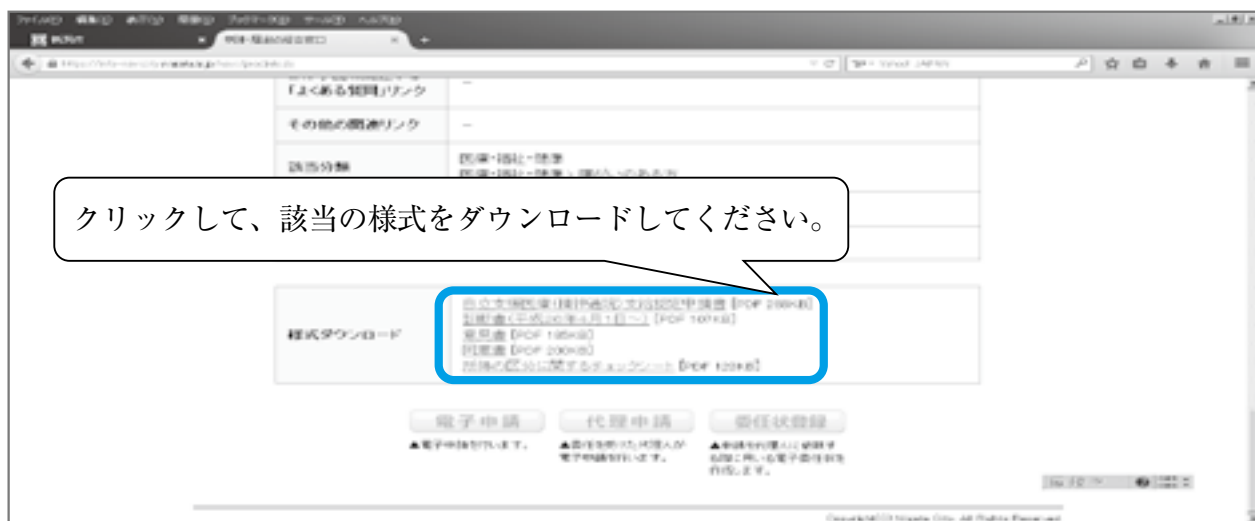
③キーワード検索に、検索したい内容を入力。例えば「精神通院医療 新規」と入力して検索します。



④関連する情報が検索されます。



⑤該当の様式をクリックします。概要・内容・提出手続き方法等が表示され、表示ページの一番下にダウンロード様式がありますので、そこからダウンロードしてください。



障がい者に関する各種マークの紹介

障がいのある方に配慮した施設であることや、それぞれの障がいについて分かりやすく表示するため、いろいろなシンボルマークがあります。これらは、国際的に定められたものや、各障がい者団体が独自に提唱しているものもあります。

これらのマークを正しく理解して、ノーマライゼーション社会の実現を目指しましょう。



障がい者のための国際シンボルマーク

このマークは、障がいのある方が容易に利用できる建物、施設であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。

マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

車いすに乗った人を図式化したものですが、車いす利用者に限らず、すべての障がい者を対象にしています。



身体障がい者標識（四つ葉マーク）

このマークは、肢体不自由の障がいのある方が運転する自動車であることを示しています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行うことは、道路交通法で禁止されています。

このマークの表示については、道路交通法で努力義務となっています。



視覚障がい者の国際マーク

このマークは、世界盲人連合（WBU）が1984年に定めた世界共通の国際シンボルマークです。

WBUによれば、「このマークを手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない。」としています。

横断歩道で、マークがついた歩行者用信号ボタンを押すと、安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。



身体障害者補助犬（ほじょ犬）マーク

このマークは、身体障害者補助犬同伴の啓発のために、施設や店などの入り口に貼るマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいいます。

身体障害者補助犬法により、公共施設や交通機関はもちろん、デパート・ホテル・レストランなどの一般的な施設でも、補助犬を自由に同伴できるようになっています。

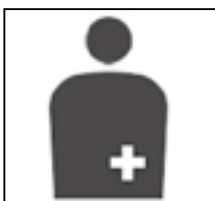


耳マーク（聴覚障がい者のシンボルマーク）

このマークは、聞こえが不自由なことを表すマークです。

耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを自己表現するために考えられました。

耳の不自由な方と話すときは、「はっきりと口元を見せて話す」、「筆談をする」などの配慮をお願いします。



オストメイトマーク

このマークは、人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）を示すシンボルマークで、オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入り口や、案内誘導プレートなどに表示されます。

「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。



ハート・プラスマーク

このマークは、身体内部に障がいのある方を示すシンボルマークで、内部障がいの方が自発的に使用するものです。

内部障がい（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、免疫、肝臓機能）のある方は、外見からわかりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。

このマークを着用している方を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、配慮をお願いします。



聴覚障がい者標識（蝶々マーク）

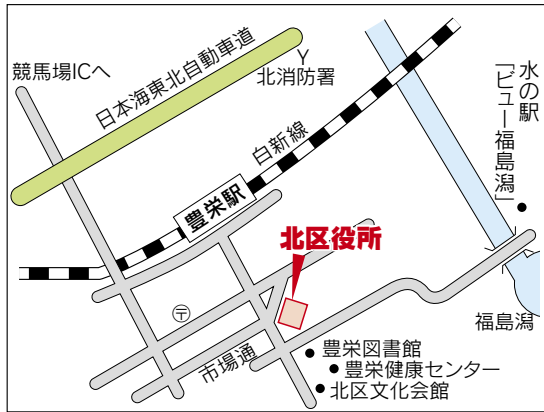
このマークは、聴覚に障がいのある方が運転する自動車であることを示しています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行うことは、道路交通法で禁止されています。

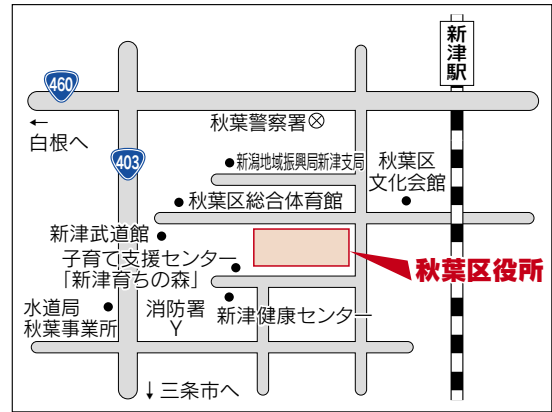
このマークは道路交通法で、表示することが義務付けられています。

【お問い合わせは、お住まいの区へ】

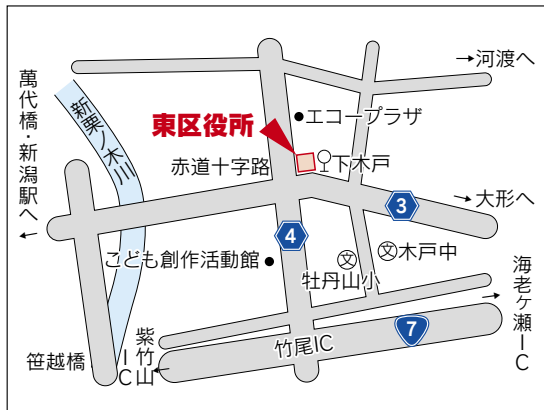
北区役所(健康福祉課 ☎025-387-1305)
〒950-3393 北区葛塚3197番地



秋葉区役所(健康福祉課 ☎0250-25-5682)
〒956-8601 秋葉区程島2009番地



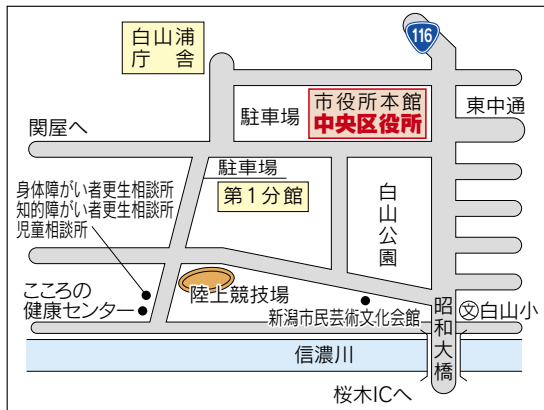
東区役所(健康福祉課 ☎025-250-2310)
〒950-8709 東区下木戸1丁目4番1号



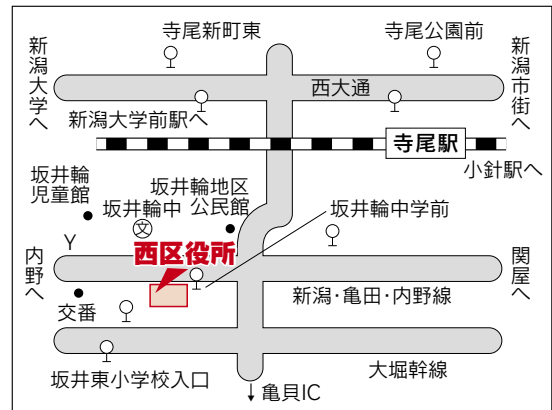
南区役所(健康福祉課 ☎025-372-6304)
〒950-1292 南区白根1235番地



中央区役所(健康福祉課 ☎025-223-7207)
〒951-8550 中央区学校町通1番町602番地1



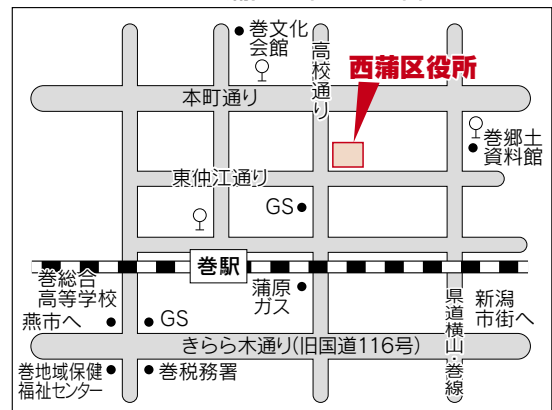
西区役所(健康福祉課 ☎025-264-7310)
〒950-2097 西区寺尾東3丁目14番41号



江南区役所(健康福祉課 ☎025-382-4396)
〒950-0195 江南区泉町3丁目4番5号



西蒲区役所(健康福祉課 ☎0256-72-8358)
〒953-8666 西蒲区巻甲2690番地1



発行：新潟市福祉部障がい福祉課
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

各地域保健センターの電話番号・出張所の電話番号は3ページに記載しています。



植物油インキを使用しています。